

は じ め に



本市では、平成20年3月に「光市一般廃棄物処理基本計画（計画期間：平成20年度～28年度）」を策定するとともに、平成25年3月に策定した本計画の上位計画に位置づける「第2次光市環境基本計画」においても基本方針の一つに「循環型社会の実現」を掲げるなど、市民、事業者、行政が協働して循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

こうした中、国においては、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を目指し、循環型社会形成推進基本法に基づき、平成32年度を目標年度とする「第3次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、循環型社会の形成を一層推進するため、循環を量の側面から捉えて廃棄物の減量化に重きをおいていたリサイクル等の推進から、循環を質の面からも捉え、環境保全と安心・安全を確保した上で、廃棄物等を貴重な資源やエネルギー源として一層有効活用し資源生産性を高め、枯渇が懸念される天然資源の消費を抑制するという新たな方向に進んでいます。

こうしたことから、このたび、本市の将来を見据えた計画的かつ総合的な廃棄物行政を推進するため「人と自然が共生する 循環型社会推進都市 ひかり」を基本理念とする「第2次光市一般廃棄物処理基本計画」を策定いたしました。

本計画は、「第2次光市総合計画」や「第2次光市環境基本計画」を上位計画とし、その理念を踏まえて本市における一般廃棄物処理の基本方針や施策の方向性を示すものです。ごみ処理については、私達の日々の生活や経済活動の拡大に伴い、埋立処分場の問題をはじめとする多くの課題が生じており、今、循環型社会の形成が喫緊の課題となっていることから、持続可能な循環型社会の構築を目指して、市民・事業者と連携を図りながら、廃棄物の発生抑制や再資源化など、3Rの取組みを推進してまいります。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言を頂きました光市廃棄物減量等推進審議会や議会をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました関係者の皆様方に、心からお礼申し上げます。

平成29年（2017年）3月

光市長 市 川 颯

目 次

第1編 計画策定の基本的事項

1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	3
4 計画の対象	3

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状

1 ごみ処理体系	4
2 ごみの排出量の現状と課題	8
3 ごみの収集・運搬の現状と課題	19
4 中間処理・最終処分の現状と課題	26
5 ごみ処理経費の現状と課題	31

第2章 基本理念・基本方針

1 基本理念	32
2 基本方針	33
3 前計画の目標達成状況	34
4 数値目標	39
5 基本方針に基づく施策の体系	48

第3章 目標実現のための具体的施策

基本方針1 ごみの発生・排出抑制の推進	49
基本方針2 ごみの再資源化の推進	56
基本方針3 ごみの適正処理の推進	62

第4章 計画の推進体制

1 市民・事業者・行政の協働体制の確立	71
2 計画の進行管理	78

第3編 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状

1 生活排水処理体系	85
2 生活排水処理の現状と課題	87
3 し尿・浄化槽汚泥処理の現状と課題	95

第2章 基本理念・基本方針

1 基本理念	98
2 基本方針	99
3 前計画の目標達成状況	100
4 数値目標	101
5 基本方針に基づく施策の体系	101

第3章 目標実現のための具体的施策

基本方針1 生活排水処理施設における整備の推進	102
基本方針2 し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進	103
基本方針3 市民への普及啓発活動の推進	104

第4章 計画の推進体制

1 市民・事業者・行政の協働体制の確立	105
2 計画の進行管理	107

第 1 編 計画策定の基本的事項

1 計画策定の背景と目的

大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済システムは、私たちの生活に物質的な豊かさをもたらす一方で、資源やエネルギーの枯渇をはじめ地球温暖化など地球規模の環境問題を引き起こしています。

こうしたことから、国では、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を目指し、循環型社会形成推進基本法に基づき平成25年3月には、「第3次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、最終処分量の削減など、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、リサイクルに比べ取組みが遅れているリデュース・リユースの取組強化、有用金属の回収、安心・安全の取組強化、3R国際協力の推進等を新たな政策の柱として策定しています。

こうした中、本市は、平成20年4月に、中間処理施設である周南東部環境施設組合リサイクルセンター「エコぱーく」の共用を開始するなど、3Rの取組進展、個別リサイクル法等の法的基盤の整備に基づく努力、市民、事業者の意識の向上等により、最終処分量の大幅削減が実現するなど、一般廃棄物処理基本計画に定められた各指標は概ね目標に向けて推移していますが、今後、国・県の循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、さらなるごみの減量化・再資源化及びリデュース・リユースの取組強化等、適正なごみ処理を推進し、循環型社会の形成を構築していくための施策の目標を明らかにする必要があります。

このため、「光市廃棄物減量等推進審議会」の答申を踏まえ、市民・事業者・行政が協働して循環型社会を形成する施策を明らかにするため、第2次光市一般廃棄物処理基本計画を定めるものです。

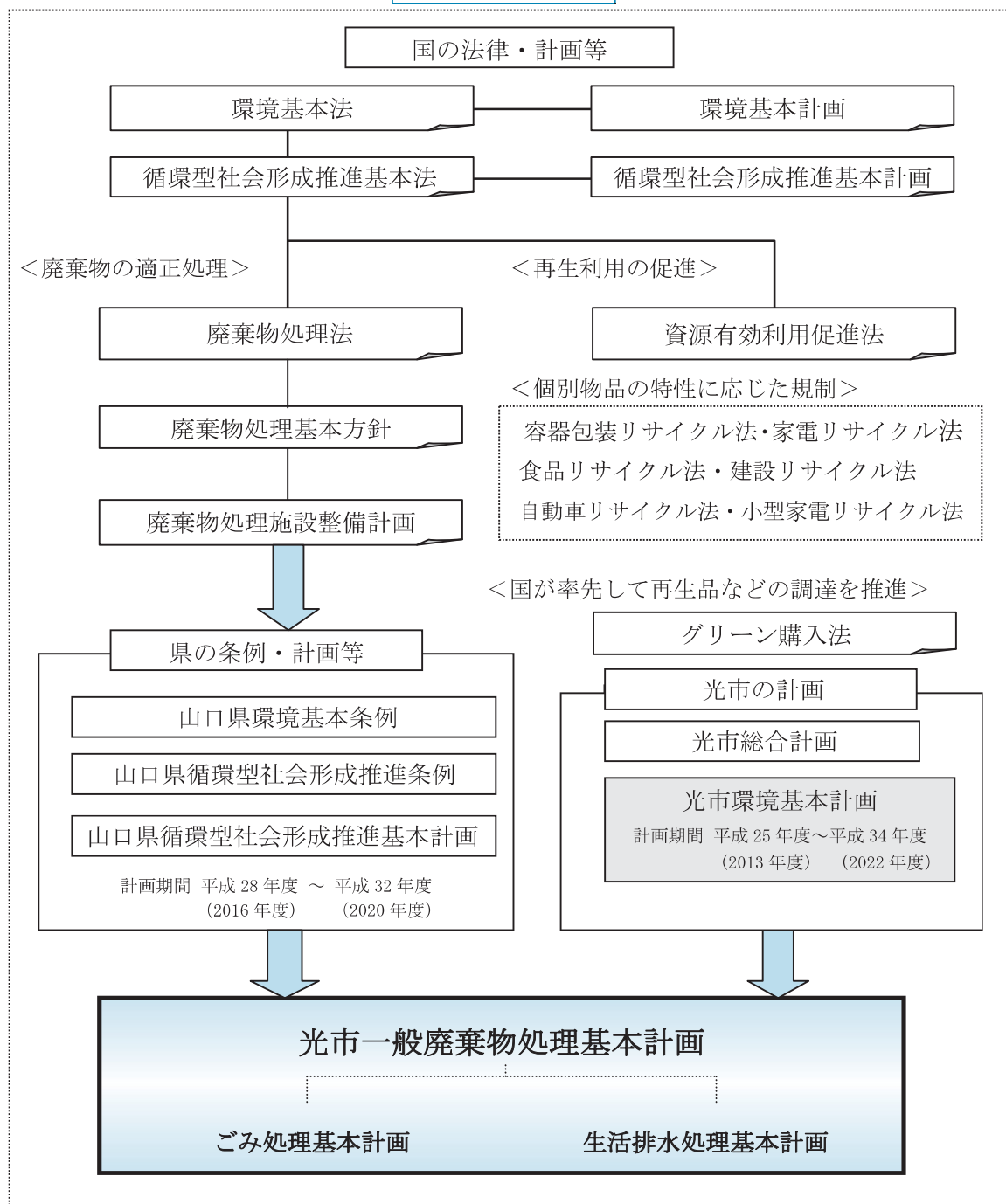


2 計画の位置付け

光市一般廃棄物処理基本計画（以下「計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の規定により、市町村が当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する基本的な方針を定めるものです。

本計画は、国の法律や計画のほか山口県が策定した「山口県循環型社会形成推進基本計画」と整合を図りつつ、本市の長期的なまちづくりの方向性を示す「光市総合計画」や「光市環境基本計画」に即して定めることとします。

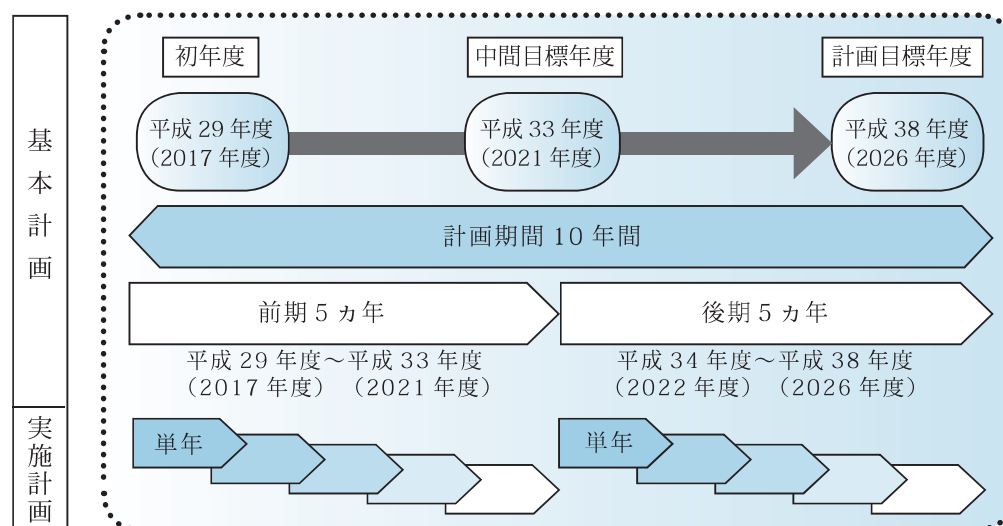
計画の位置付け



3 計画期間

本計画の計画期間は平成 29 年度（2017 年度）を初年度として、平成 38 年度（2026 年度）を目標年次とする 10 年計画とします。

なお、本計画は概ね 5 年後に施策の進捗状況等を踏まえ、中間見直しを行います。



4 計画の対象

本計画は、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」の 2 つの基本計画から構成します。

1 ごみ処理基本計画

ごみ処理基本計画は、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるもので、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本事項を定めるものです。

2 生活排水処理基本計画

生活排水処理基本計画は、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年次における生活排水を、どのような方法で、どの程度処理していくかを定め、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等を含めた生活排水処理に係る基本事項を定めるものです。

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状

1 ごみ処理体系

本市では、ごみを「焼却処分するごみ」「再資源化するごみ」「最終処分するごみ」の3区分に大別して収集・処理を行っています。

「焼却処分するごみ（可燃ごみ・可燃粗大ごみ）」は、光市と下松市及び周南市の3市で運営する周南地区衛生施設組合「恋路クリーンセンター」で処分を行い、処理後の焼却残渣は徳山下松港新南陽広域最終処分場で最終処分しています。また、焼却により発生する熱については熱回収を行い、焼却灰はセメントの原料として再資源化しています。

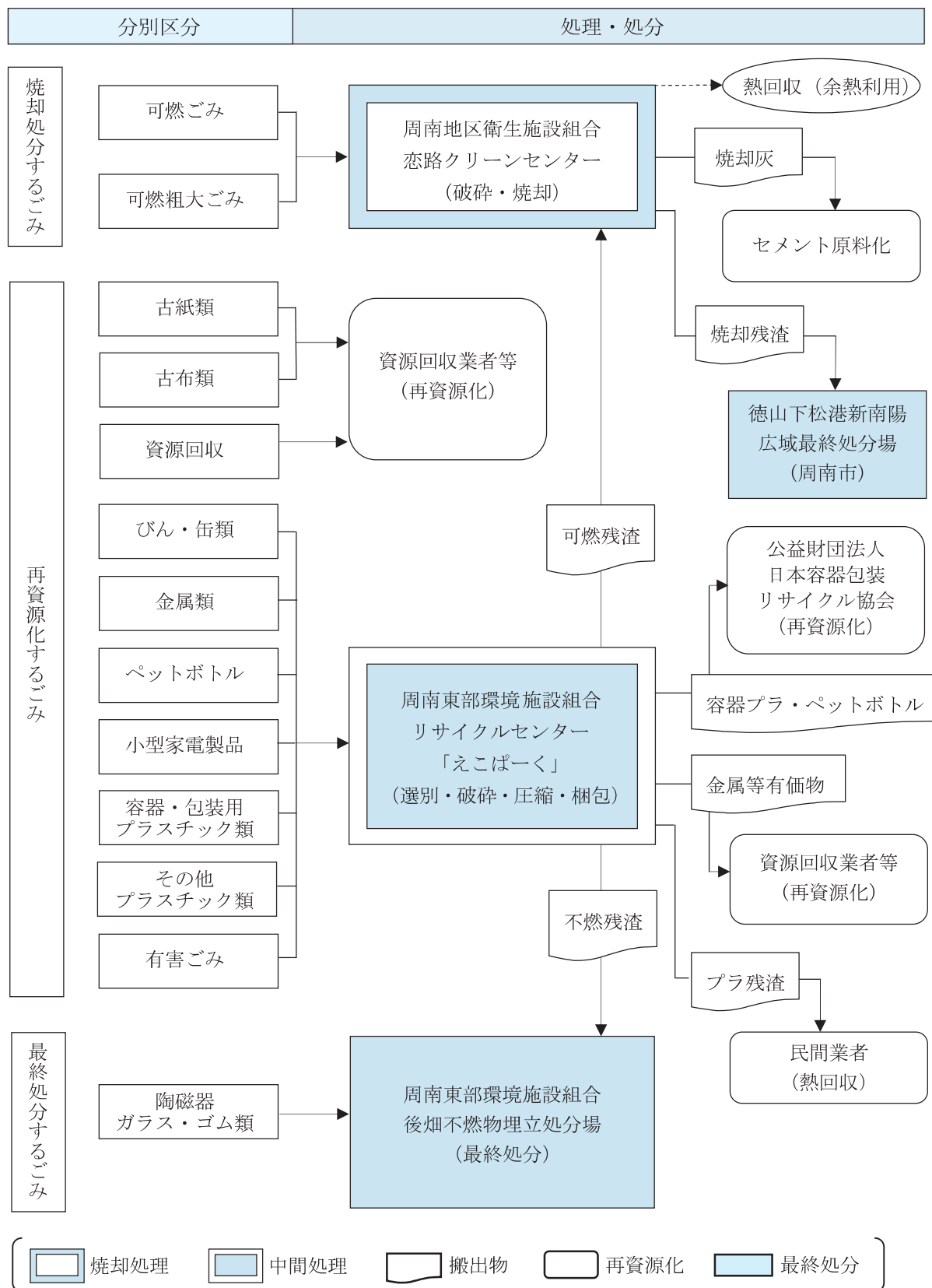
「再資源化するごみ」のうち、新聞・雑誌・ダンボール等の古紙類と衣類などの古布類は民間の再生ルートで再資源化し、びん・缶類、金属類、ペットボトル、小型家電製品、容器・包装用プラスチック類、その他プラスチック類、有害ごみについては、光市と下松市の2市で運営する周南東部環境施設組合「えこぱーく」において、選別・破碎・圧縮・梱包の中間処理を行い、リサイクル業者等への搬出を行っています。

「最終処分するごみ（陶磁器・ガラス・ゴム類）」は、周南東部環境施設組合が運営する後畑不燃物埋立処理場で処分しています。



周南東部環境施設組合 リサイクルセンター「えこぱーく」

ごみ処理体系フロー図



ごみ分別区分と排出方法

分別区分		ごみの種類	排出方法
焼却処分するごみ	可燃ごみ	生ごみ、紙くず、繊維くず、少量の落葉、革靴、スニーカー、革製品等	可燃ごみ指定袋（半透明） (45ℓ、30ℓ、15ℓ)
	可燃粗大ごみ	木製家具類、剪定枝、布団、寝具・敷物類等	1m×1m×20cm以内に分解 剪定枝等はひもで結束 ※戸別収集（予約制）
再資源化するごみ	古紙類	新聞類	新聞、広告
		雑誌類	雑誌、パンフレット、牛乳パック
			雑誌類
		雑がみ	紙製箱類等の雑がみ
	段ボール		段ボール
	古布類		衣類
	びん・缶類		飲食用のびん・缶、飲み菓のびん、化粧品等のびん
	金属類		金属製品・自転車・スプレー缶
	ペットボトル		リサイクルマークが付いているペットボトル
	小型家電製品		電気や電池、バッテリーを使用する製品（※家電4品目・パソコン除く）・コード類等
	容器・包装用プラスチック類		商品を包装していたプラスチック製容器やビニール袋
	その他プラスチック類		プラスチック製やビニール製の商品、色付きペットボトル等
	有害ごみ		乾電池・蛍光管・ライター ビデオテープ・カセットテープ
最終処分	陶磁器・ガラス・ゴム類		陶磁器・ガラス・ゴム類、電球、ポータブルトイレ、透析用バッグ等

※戸別収集（ふれあい訪問収集）は、ごみ集積場への排出や、分解が困難なごみの出張分別収集で、大きさ等により1点300円～1,000円（1回5点まで）の手数料が必要です。

本計画において処理対象外のごみ（市が収集しないごみ）

区分	ごみの種類	処理方法
パソコン	デスクトップパソコン、ノートパソコン、ディスプレイ	メーカーに回収を依頼
家電４品目	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	「家電リサイクル法」に基づきリサイクル
自動車（バイク）・ 自動車（バイク）部品	自動車（バイク）、自動車（バイク）の部品、タイヤ、ホイール、バッテリー、発煙筒等	販売店や専門の処理業者に依頼
船舶	F R P 船	販売店や専門の処理業者に依頼又は「F R P 船リサイクルシステム（一般社団法人 日本マリン事業協会）」に相談
在宅医療で発生する 注射器等の感染性医療系廃棄物	注射筒・注射針・輸液点滴セット等	医療機関に回収を依頼
産業廃棄物	・産業廃棄物（業者が解体したブロックやコンクリートなどの産業廃棄物） ・マルチフィルム（事業用）等	産業廃棄物処理業者に依頼
適正処理困難ごみ	・爆発や火災の危険があるごみ（プロパンガスボンベ、灯油、消火器等） ・有害性のあるごみ（農薬、ペンキ、バッテリー等） ・破砕処理が困難なごみ（ピアノ、草刈機、農業用機械等）	販売店や専門の処理業者に依頼
ごみではないもの	土・砂・石などの自然物	自然物は廃棄物ではないため、ごみとしては出せません

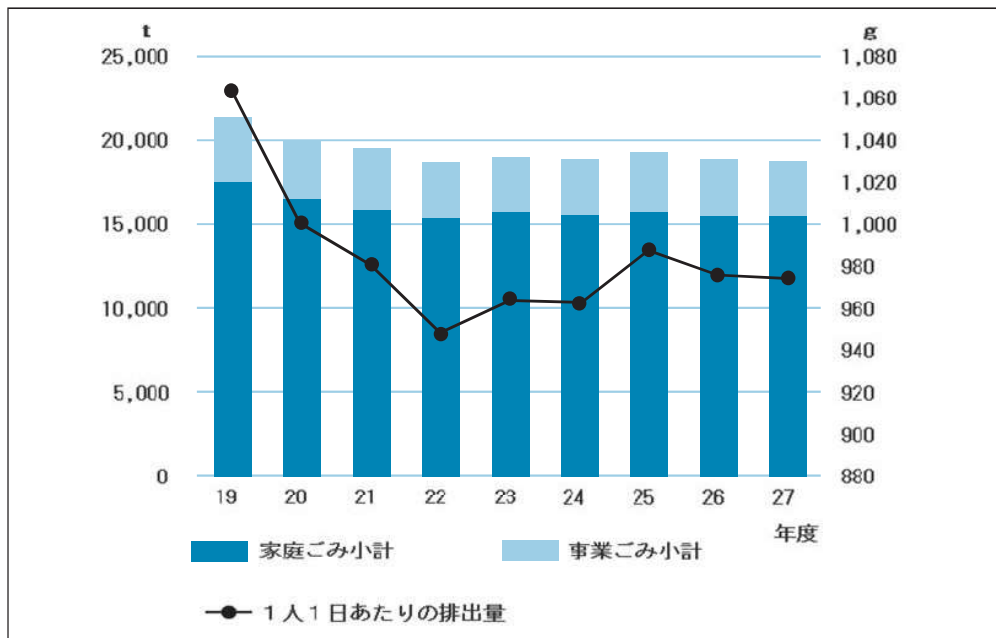
2 ごみの排出量の現状と課題

1 ごみの総排出量

(1) 現状

本市のごみの総排出量（家庭系ごみ・事業系ごみの合計）は、平成22年度以降わずかな増減の変動を繰り返しながら横ばいで推移しています。平成26年度は年間18,942 tで、これを1人1日あたりの排出量に換算すると、約976 gを排出していることになり、平成19年度の1,064 gと比較すると減少していますが国の26年度の実態調査の全国平均は947 gで、29 g多い結果となっています。

ごみの総排出量の推移



年度		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
総排出量 (t/年)		21,407	20,745	20,918	21,326	19,974	19,501	18,740	19,051	18,898	19,335	18,942	18,796
内訳	家庭系ごみ (t/年)	15,282	15,813	16,086	17,627	16,684	16,136	15,537	15,927	15,722	15,916	15,570	15,642
	うち資源回収量 (t/年)	-	-	-	1,141	967	779	794	837	836	817	751	729
	事業系ごみ (t/年)	6,125	4,932	4,832	3,699	3,290	3,365	3,203	3,124	3,176	3,419	3,372	3,154
行政区域内人口 (各年度10月1日) (人)		55,663	55,464	55,156	54,743	54,695	54,467	54,166	53,932	53,768	53,551	53,117	52,681
1人1日あたりの排出量 (g)		1,084	1,053	1,067	1,064	1,001	981	948	965	963	989	976	975

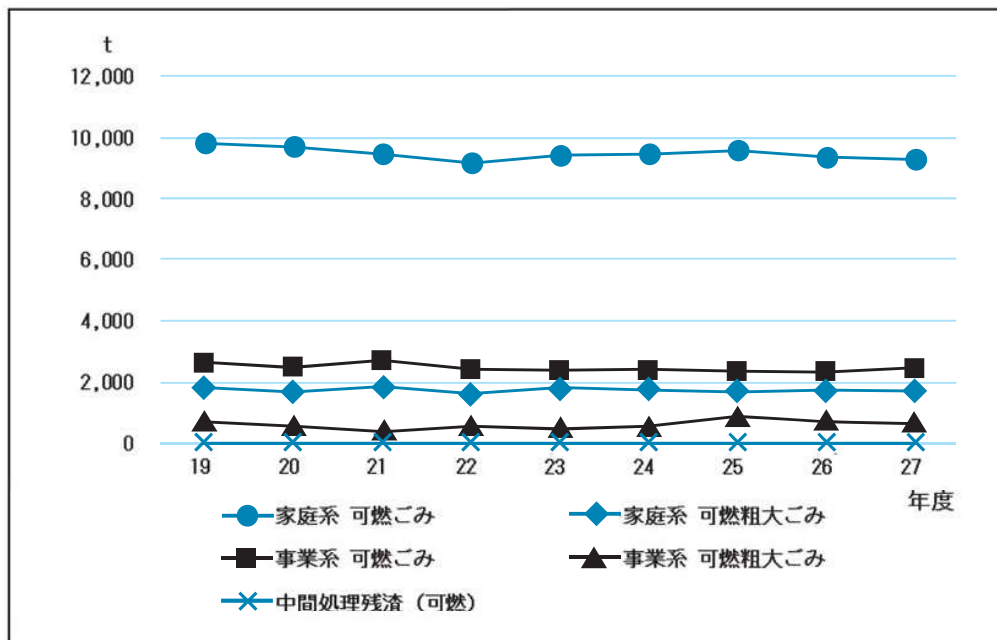
※平成19年度から1人1日あたりの排出量は、資源回収量を含んだ数値に変更

2 焼却処分するごみ

(1) 排出量

本市の焼却処分するごみ全体の排出量は、平成22年度の13,786tを最小として、近年わずかな増減の変動を繰り返しながら横ばい傾向で推移しています。焼却処分するごみの性状は厨芥（生ごみ）が62.6%、紙類が28.6%（平成27年度ごみ質検査の平均値）と、両者で焼却処分するごみの約90%を占めており、これらの中には余分な水分や再資源化可能な紙類も多く含まれています。

焼却処分するごみの排出量の推移



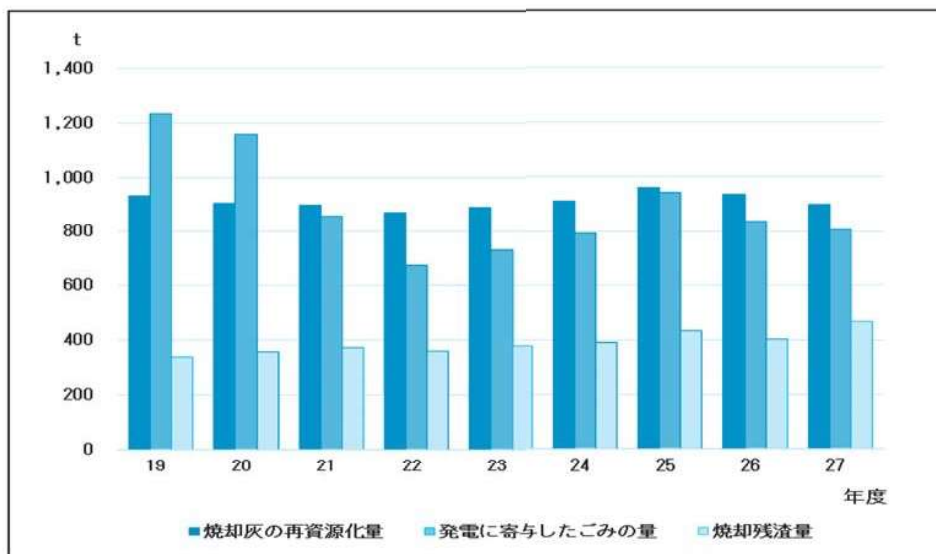
年度		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
家庭系	可燃ごみ (t/年)	10,000	10,037	9,994	9,826	9,722	9,439	9,196	9,455	9,524	9,596	9,412	9,353
	可燃粗大ごみ (t/年)	1,374	1,255	1,269	1,790	1,697	1,848	1,583	1,778	1,771	1,733	1,727	1,740
事業系	可燃ごみ (t/年)	3,335	2,907	2,804	2,604	2,517	2,754	2,425	2,385	2,379	2,369	2,392	2,470
	可燃粗大ごみ (t/年)	2,221	1,393	1,284	708	616	404	580	545	550	823	758	684
中間処理残渣 (可燃) (t/年)		2	4	9	9	6	2	2	3	4	5	5	6
焼却処分するごみ (合計) (t/年)		16,932	15,596	15,360	14,937	14,558	14,447	13,786	14,166	14,228	14,526	14,294	14,253

(2) 焼却灰の再資源化量、発電に寄与したごみの量及び焼却残渣量の推移

恋路クリーンセンターで焼却処分後の焼却灰については、セメントの原料として再資源化しています。また、ごみを燃やした熱で蒸気を作り、その力で蒸気タービン発電機を回して発電しています。焼却残渣については周南市の最終処分場で処分しています。

焼却処分量の減少に伴い、焼却灰の再資源化量と発電に寄与したごみの量は減少している一方、焼却残渣量は増加傾向にあります。

焼却灰の再資源化量及び焼却残渣量の推移



年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
焼却灰の再資源化量 (t / 年)	1,043	982	978	932	905	898	870	891	907	958	934	895
発電に寄与したごみの量 (t / 年)	1,275	1,110	1,296	1,235	1,160	858	672	728	791	939	834	804
焼却残渣量 (t / 年)	366	342	343	338	356	373	359	377	391	436	402	468

焼却処分するごみにおける課題

人口は年々減少しているにもかかわらず、ごみ排出量の減少傾向は平成 22 年度から鈍化していることから、更なるごみ減量化の推進が必要です。

また、焼却処分量は減少しているにもかかわらず、焼却残渣は増加傾向にあることから、適切なごみ分別処理の徹底が必要です。

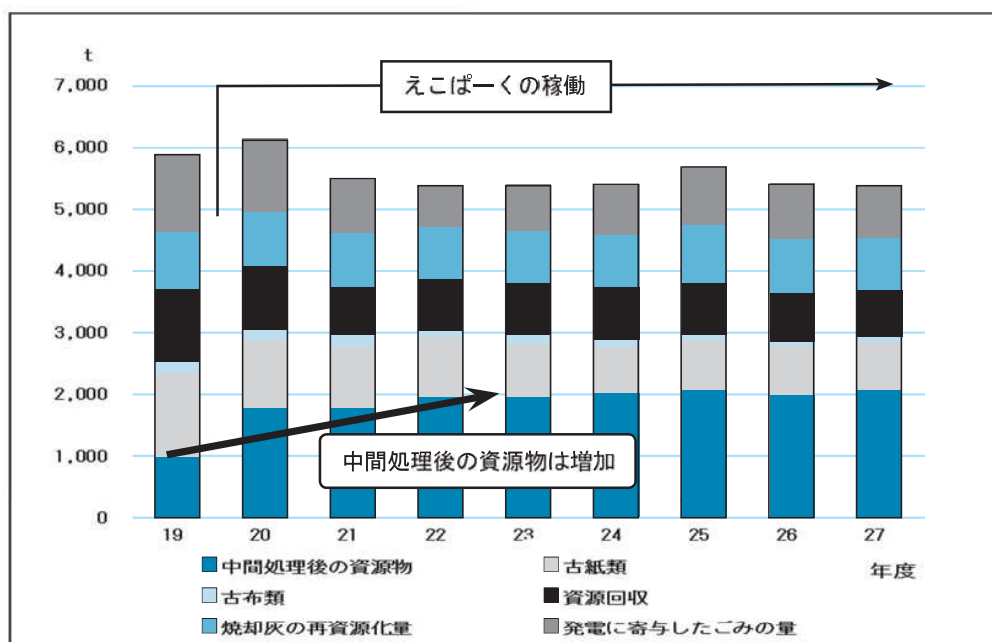
3 再資源化するごみ

(1) 排出量（市が再資源化処理した量と資源回収量の合計）

リサイクルセンター「エコぱーく」が平成20年4月から稼働したことで、それまで最終処分していたプラスチック類等を再資源化することができるようになり、中間処理後の資源ごみは大幅に増加しました。

一方、古紙・古布類と資源回収が近年減少しているため、再資源化するごみの排出量は横ばい状態となっています。

再資源化するごみの排出量の推移



年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
中間処理後の資源物 (t/年)	1,094	1,162	1,160	1,009	1,740	1,750	1,937	1,988	2,016	2,047	1,974	2,069
古紙類 (t/年)	476	931	1,473	1,336	1,142	1,003	978	824	738	831	800	779
古布類 (t/年)	76	471	189	190	189	186	126	127	113	85	81	84
資源回収 (t/年)	1,417	1,334	1,255	1,141	967	779	794	837	836	817	751	729
焼却灰の再資源化量 (t/年)	1,043	982	978	932	905	898	870	891	907	958	934	895
発電に寄与したごみの量 (t/年)	-	-	-	1,235	1,160	858	672	728	791	939	834	804
再資源化量 (t/年)	5,381	5,990	6,351	5,843	6,103	5,474	5,377	5,395	5,401	5,677	5,374	5,360
リサイクル率 (%)	18.0	22.1	22.8	27.4	30.6	28.1	28.7	28.3	28.6	29.4	28.4	28.5

※平成19年度からリサイクル率は、発電に寄与したごみの量を加えた数値に変更

分別区分ごとの排出量の推移

年度		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
再資源化するごみ	ペットボトル（t／年）	99	103	105	108	92	94	98	103	106	117	119	107	
	びん・缶類（t／年）	605	628	619	919	825	733	675	656	642	633	607	589	
	金属類・ 小型家電製品（t／年）	389	431	436	471	442	472	483	450	344	415	379	390	
	容器・包装用 プラスチック類（t／年）	—	—	—	—	1,015	923	906	936	929	951	960	932	
	その他 プラスチック類（t／年）	—	—	—	—	304	318	321	364	349	362	375	396	
	有害ごみ等（t／年）	—	—	—	—	48	53	57	56	49	48	50	42	
	古紙類（t／年）	476	931	1,473	1,336	1,142	1,003	978	824	738	831	800	779	
	古布類（t／年）	76	471	189	190	189	186	126	127	113	85	81	84	
	資源回収 （集団回収量）	紙類（t／年）	1,264	1,197	1,126	1,025	873	700	709	756	766	751	686	669
		雑がみ（t／年）	—	—	—	—	—	—	11	18	17	20	20	18
		繊維類（t／年）	68	62	59	53	45	40	36	31	29	24	21	18
		金属類（t／年）	63	57	54	48	39	29	30	26	20	18	21	21
		びん類（t／年）	22	18	16	15	10	10	8	6	4	4	3	3
			1,417	1,334	1,255	1,141	967	779	794	837	836	817	751	729
		3,062	3,898	4,077	4,165	5,024	4,561	4,438	4,353	4,106	4,259	4,122	4,048	

※リサイクルセンター「えこぱーく」稼働前の平成19年度までは「容器・包装用プラスチック類」「その他プラスチック類」「有害ごみ等」を最終処分

再資源化するごみにおける課題

- ・焼却処分するごみの中には、再資源化可能な紙類が多く含まれていることから更なる啓発が必要です。
- ・容器・包装用プラスチック類は、処理施設において手選別作業で異物等の除去を行いますが、異物に加えられる汚れが付着したものが多く排出されており、これらが再資源化の支障となっています。更なる資源化を進めていくためには一層の分別精度の向上が必要です。

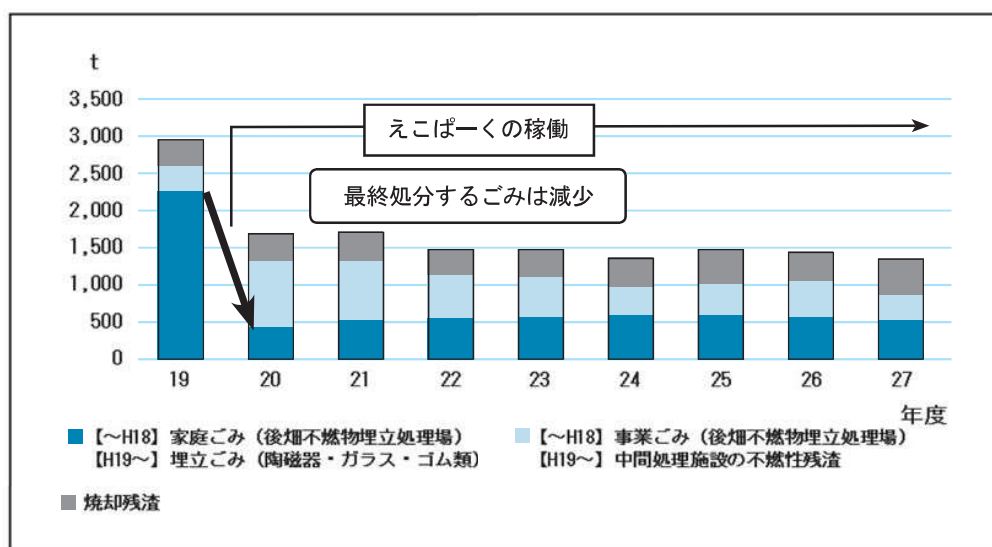
4 最終処分するごみ

(1) 排出量

平成20年4月からのリサイクルセンター「エコぱーく」の稼働により、それまで最終処分をしていたプラスチック類等を再資源化したことにより、最終処分するごみは平成20年度以降大幅に減少しています。

最終処分するごみは、焼却処分や再資源化ができないごみと、恋路クリーンセンターから発生する焼却残渣があります。焼却処分や再資源化ができないごみは後畑不燃物埋立処理場で処分し、恋路クリーンセンターでの焼却残渣は周南市の最終処分場で処分しています。

最終処分するごみの排出量の推移



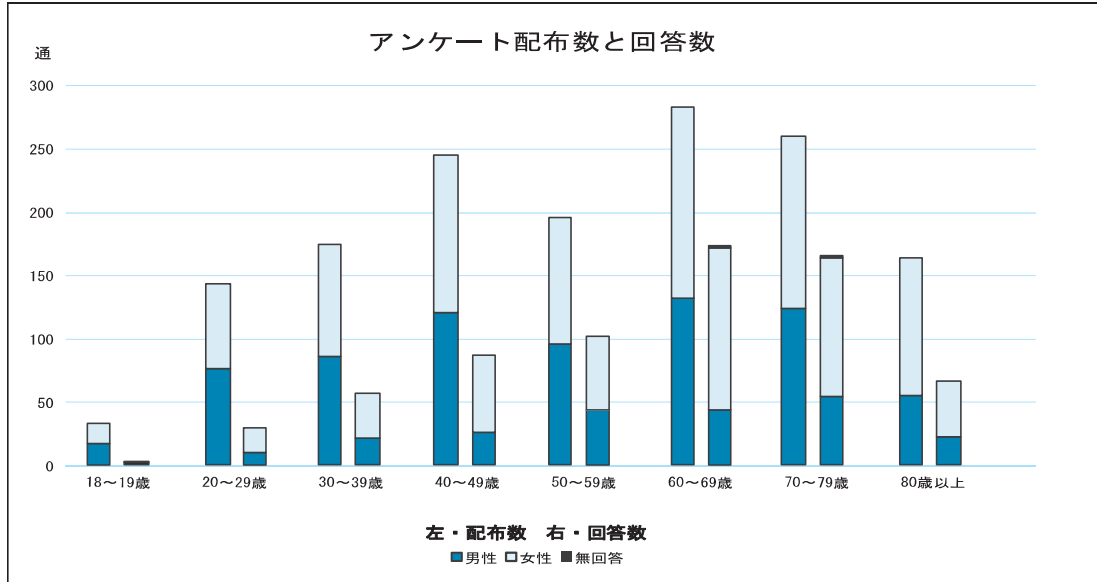
年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
【～H18】 家庭ごみ（後畑不燃物埋立処理場） 【H19～】 埋立ごみ（陶磁器・ガラス・ゴム類）（t／年）	2,619	2,327	2,391	2,224	392	493	516	532	564	550	526	495
【～H18】 事業ごみ（後畑不燃物埋立処理場） 【H19～】 中間処理施設の不燃性残渣（t／年）	211	258	345	374	921	821	585	552	384	455	493	357
計（t／年）	2,830	2,585	2,736	2,598	1,313	1,314	1,101	1,084	948	1,005	1,019	852
焼却残渣（t／年）	366	342	343	338	356	373	359	377	391	436	402	468
最終処分するごみ（合計）（t／年）	3,196	2,927	3,079	2,936	1,669	1,687	1,460	1,461	1,339	1,441	1,421	1,320

最終処分するごみにおける課題

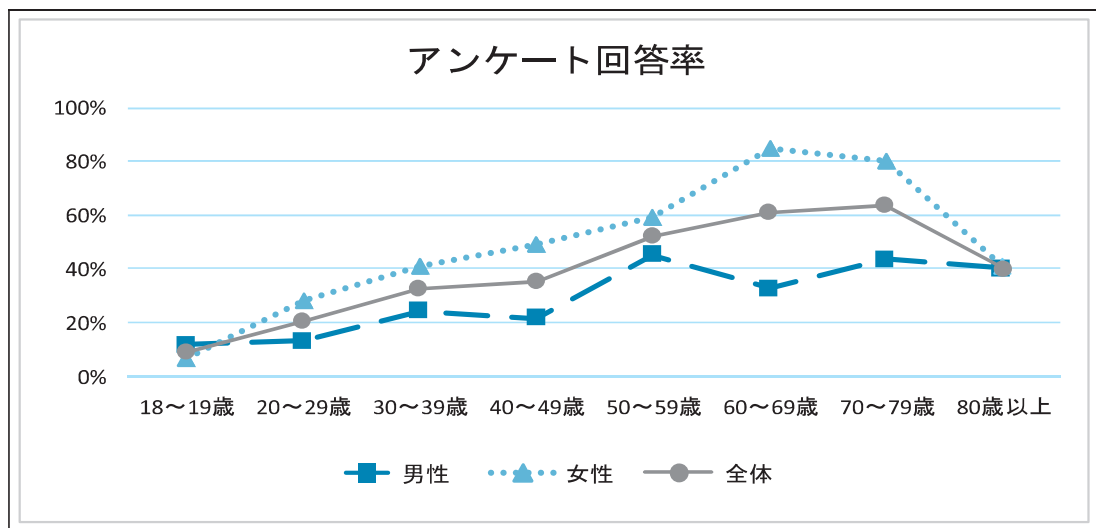
最終処分するごみは減少傾向にあるが、処分場の容量に限りがあることから、更なる延命化を図ることが必要です。

5 アンケート調査から見る課題の抽出

(1) アンケートの属性



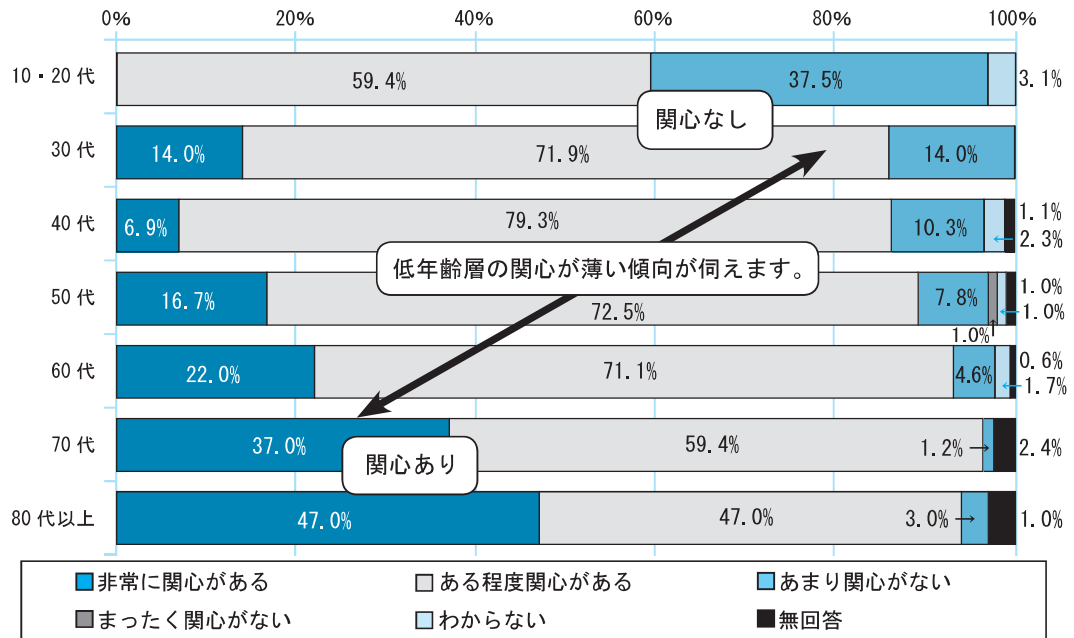
	18～19歳		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60～69歳		70～79歳		80歳以上	
	配布数	回答数	配布数	回答数	配布数	回答数	配布数	回答数	配布数	回答数	配布数	回答数	配布数	回答数	配布数	回答数
男性	17	2	76	10	86	21	120	26	95	43	132	44	124	55	55	22
女性	16	1	67	19	88	36	125	61	100	59	151	129	136	110	108	44



	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	合計
男性	11.8%	13.2%	24.4%	21.7%	45.3%	33.3%	44.4%	40.0%	31.6%
女性	6.3%	28.4%	40.9%	48.8%	59.0%	85.4%	80.9%	40.7%	58.2%
全体	9.1%	20.3%	32.8%	35.5%	52.3%	61.1%	63.5%	40.5%	45.9%

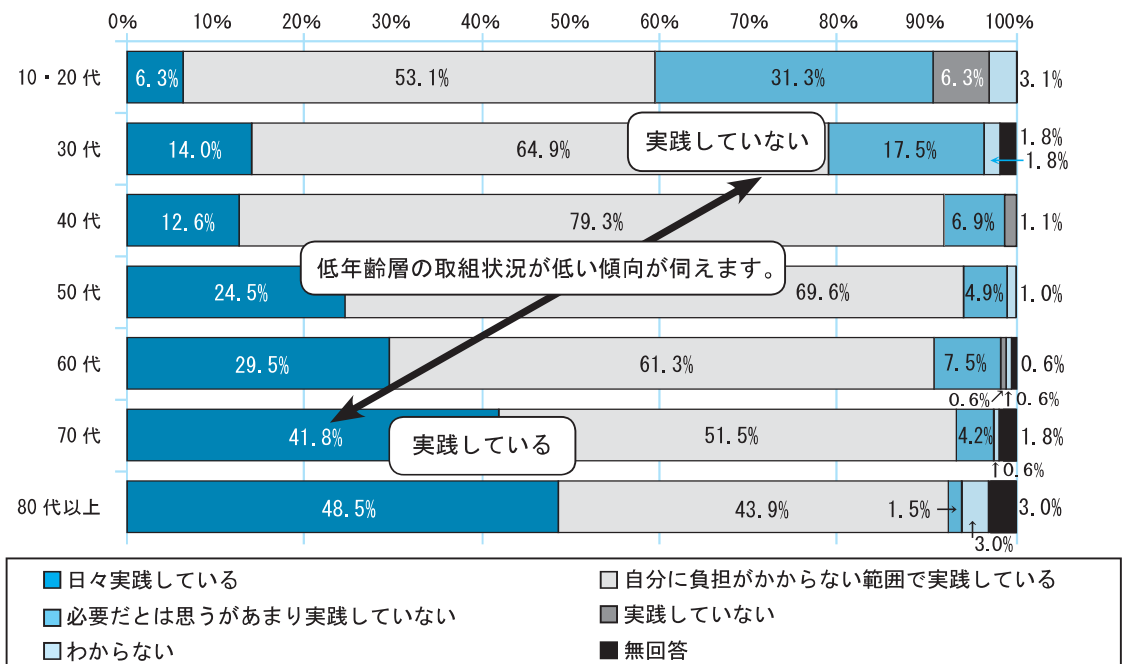
(2) ごみ問題への関心

問 8 : ごみの減量やリサイクルへの関心

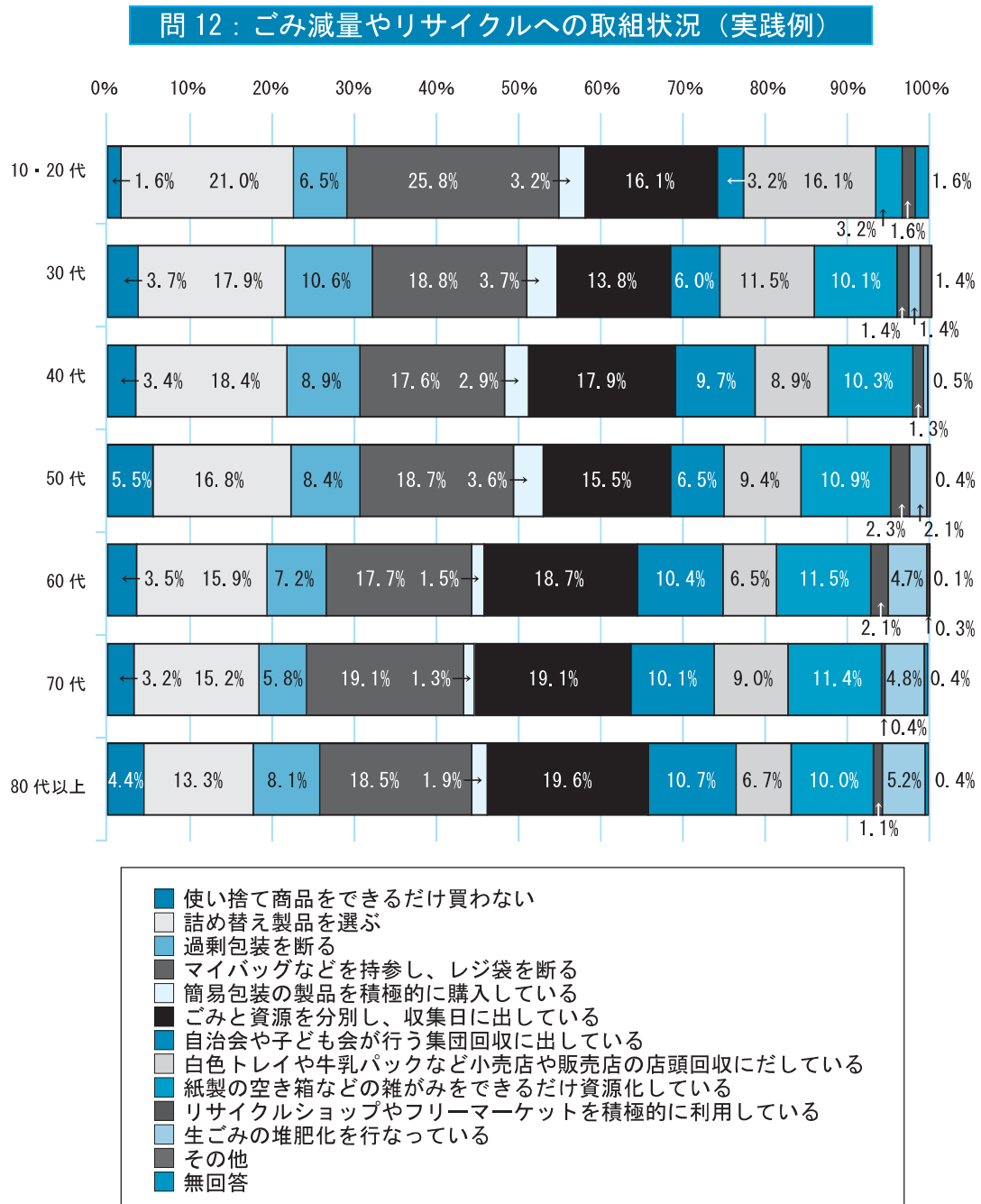


(3) ごみ減量やリサイクルへの取組状況

問 11 : ごみ減量やリサイクルへの取組状況

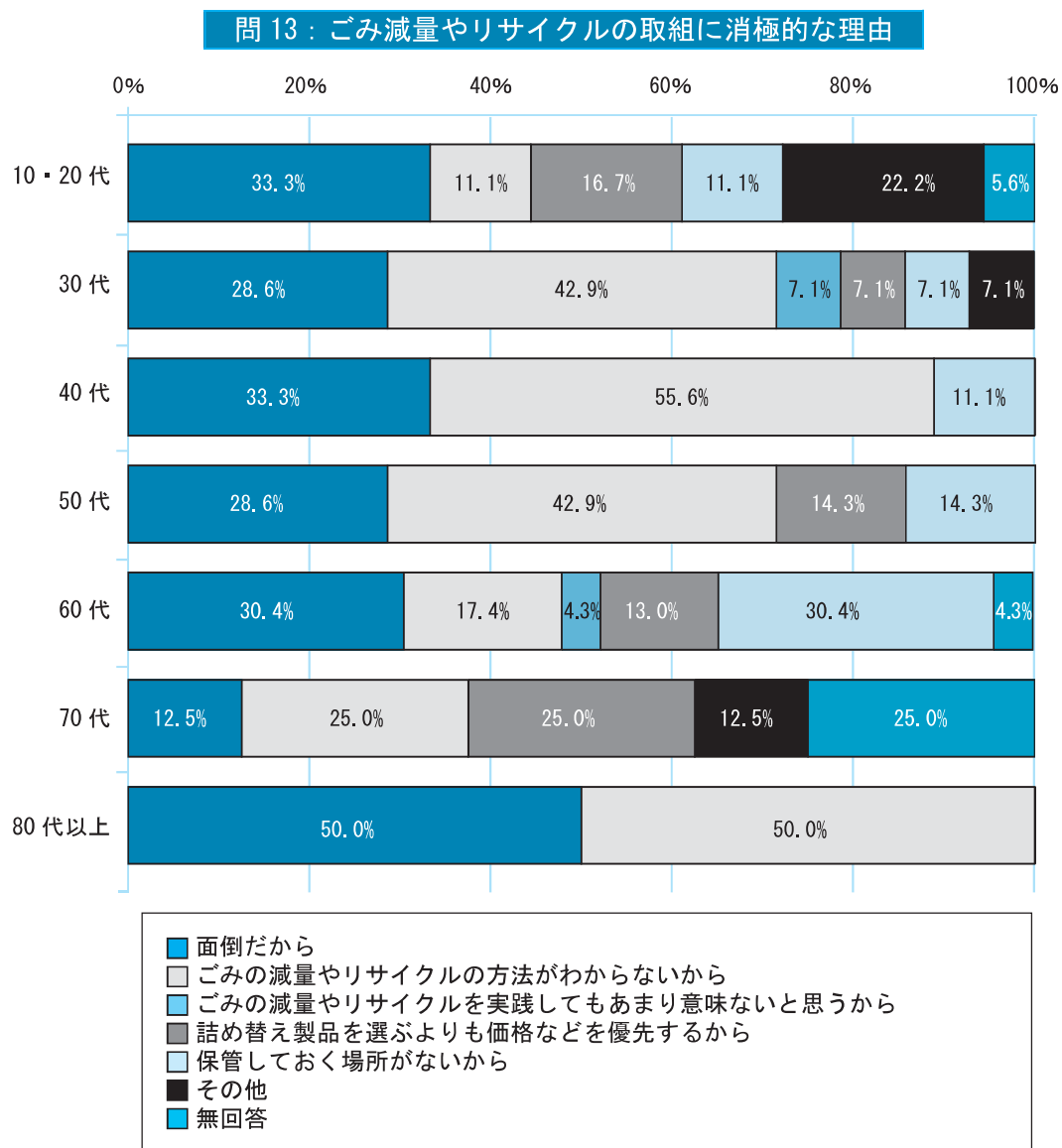


(4) 実践されている取組



各年代とも、「詰め替え製品を選ぶ」「マイバッグなどを持参し、レジ袋を断る」「ごみと資源を分別し、収集日に出している」という実践例が高い割合を占めています。

(5) ごみ減量やリサイクルに消極的な理由



各年代とも、「面倒だから」という理由が高い割合を占めています。

しかしながら、30～50代、80代以上では、「ごみの減量やリサイクルの方法がわからないから」が特に高い割合を占めています。

排出量における課題

- ・ 市民一人あたりのごみの排出量は近年増加傾向にあります。
- ・ 光市から発生するごみの約 7 割が「焼却処分するごみ」であり、ごみの減量化を進めるためには、可燃ごみの発生抑制と再資源化の促進が求められます。
- ・ アンケート調査によると、年齢層によるごみの関心度等に差異があり、各年齢層に応じた啓発活動を展開することが求められます。
- ・ 事業系ごみにおける「最終処分するごみ」の減少が求められる。事業者の排出者責任を明確にし、自助努力を促すことが求められます。

3 ごみの収集・運搬の現状と課題

1 収集・運搬の現状

本市では行政区域全域を計画処理区域として、一般廃棄物（ごみ）の収集処理を行っています。

ごみの収集体制は、旧光市・大和町合併前の経緯から光地域では可燃ごみ、可燃粗大ごみ及び古紙類、古布類は直営収集と業者委託で、それ以外のごみについては業者委託で収集していますが、大和地域では全てのごみを業者委託で収集しています。また、牛島地域の可燃ごみと可燃粗大ごみは、離島という特性から焼却炉2基で処理していますが、それ以外のごみについては、船舶を借上げて年4回の収集を行っています。

ごみの収集方法は、光地域では可燃ごみを「戸別収集」と「ボックス収集」の併用、それ以外のごみについては、自治会単位で管理する「ステーション収集」で、基本的には「可燃ごみ」と「可燃ごみ以外のごみ」を排出する場所は異なります。

一方、大和地域では全てのごみを同じ置場に排出する「ステーション収集」ですが、ステーションの設置は5～20世帯ごとに利用するボックスとなっています。



光地域のステーション
(可燃ごみ以外)

大和地域のステーション



ごみの収集体制

分別区分			収集運搬	収集頻度	収集形態	
焼却処分するごみ	可燃ごみ (半透明の指定袋)		直 営 委 託	週 2 回収集	光地域　：戸別収集 ：ステーション収集 大和地域：ステーション収集	
	可燃粗大ごみ		直 営 委 託	月 1 回収集	ステーション収集 または戸別収集（予約制）	
再資源化するごみ	古紙類	新聞類		直 営 委 託	光地域　：月 1 回収集 大和地域：月 2 回収集	ステーション収集
		雑誌類	雑誌類	直 営 委 託	光地域　：月 1 回収集 大和地域：月 2 回収集	ステーション収集
			雑誌がみ			
		段ボール		直 営 委 託	光地域　：月 1 回収集 大和地域：月 2 回収集	ステーション収集
	古布類		直 営 委 託	光地域　：月 1 回収集 大和地域：月 2 回収集	ステーション収集	
	びん・缶類 (緑色の指定袋)		委 託	月 2 回収集	ステーション収集	
	金属類 (緑色の指定袋)		委 託	月 2 回収集	ステーション収集	
	ペットボトル (緑色の指定袋)		委 託	光地域　：月 2 回収集 大和地域：月 1 回収集	ステーション収集	
	小型家電製品 (緑色の指定袋)		委 託	月 1 回収集	ステーション収集	
	容器・包装用 プラスチック類 (黄色の指定袋)		委 託	月 4 回収集	ステーション収集	
	その他 プラスチック類 (青色の指定袋)		委 託	月 1 回収集	ステーション収集	
	有害ごみ		委 託	月 1 回収集	ステーション収集	
最終処分	陶磁器 ガラス・ゴム類 (赤色の指定袋)		委 託	月 1 回収集	ステーション収集	

ごみの自己搬入手数料

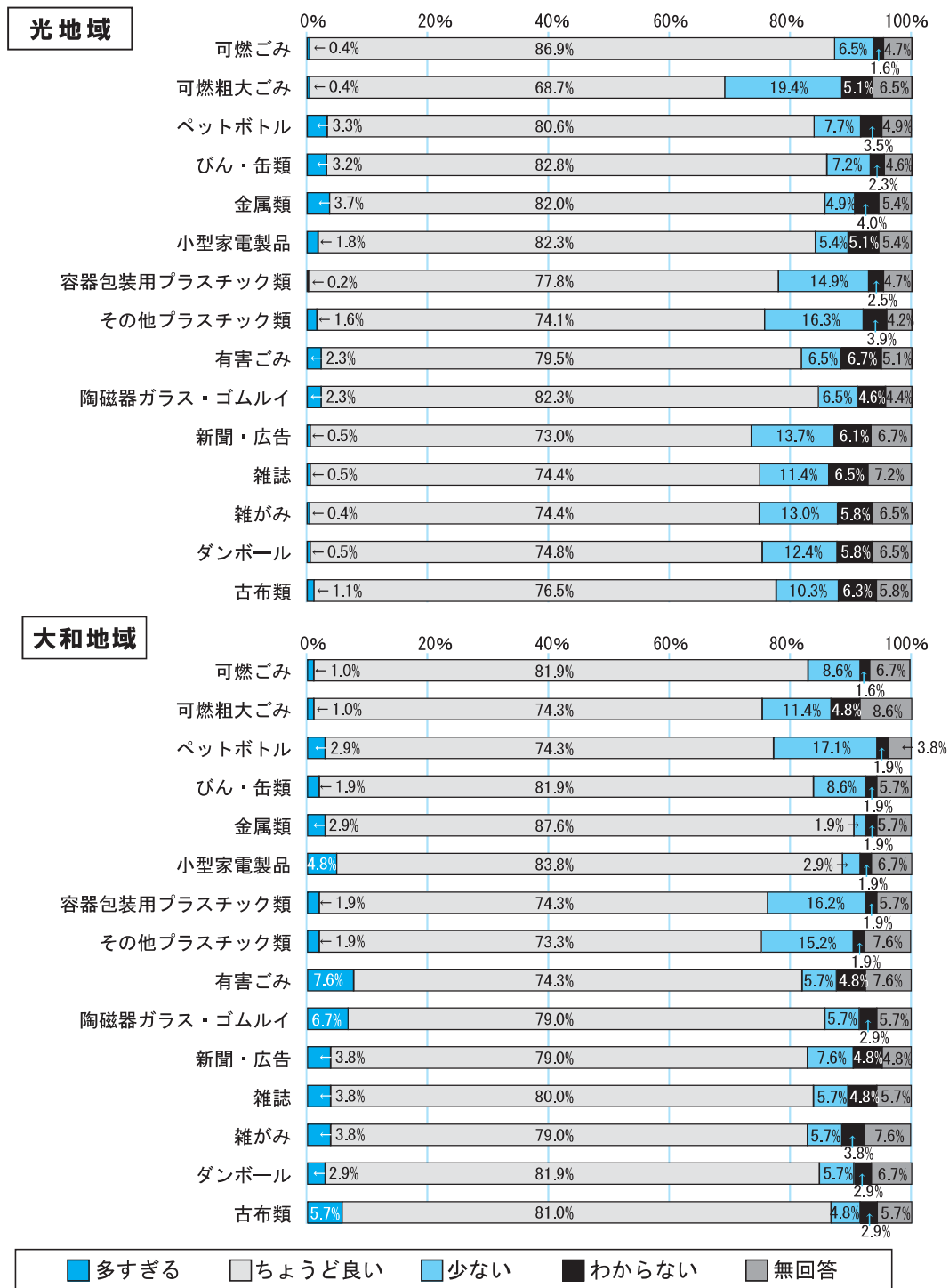
ごみの区分		搬入施設名	ごみの重量	手数料単価 (税込)	備考
可燃ごみ	破砕ごみ 【角材、枝、ふとん、 じゅうたん、木工家 具など】	恋路クリーンセンター 【下松市河内340】	100kg 以下	89 円	・手数料は5kg ごとの単価
			200kg 以下	102 円	
			300kg 以下	115 円	
			300kg 超	128 円	
可燃粗大ごみ	その他のごみ 【破砕ごみ以外 の燃やせるごみ】	恋路クリーンセンター 【下松市河内340】	100kg 以下	54 円	・100円未満は切 り上げ
			200kg 以下	61 円	
			300kg 以下	69 円	
			300kg 超	77 円	
不燃ごみ	ペットボトル、 びん・缶類、金 属類、小型家電 製品、容器・包 装用プラスチッ ク類、その他プ ラスチック類、 有害ごみ、陶磁 器・ガラス・ゴ ム類	リサイクルセンター 「えこぱーく」及び 後畑不燃物埋立処理場 【光市岩田1204-3】	100kg 以下	106 円	・手数料は10kg ごとの単価 ・100円未満は切 り上げ ・光市が発行する 許可証が必要 ・分別ごとの指定 袋に入れる
			200kg 以下	123 円	
			300kg 以下	137 円	
			300kg 超	154 円	

※自己搬入する場合も「ごみ分別事典」による分別が必要です。

2 アンケート調査から見る課題の抽出

(1) 収集回数に対する満足度

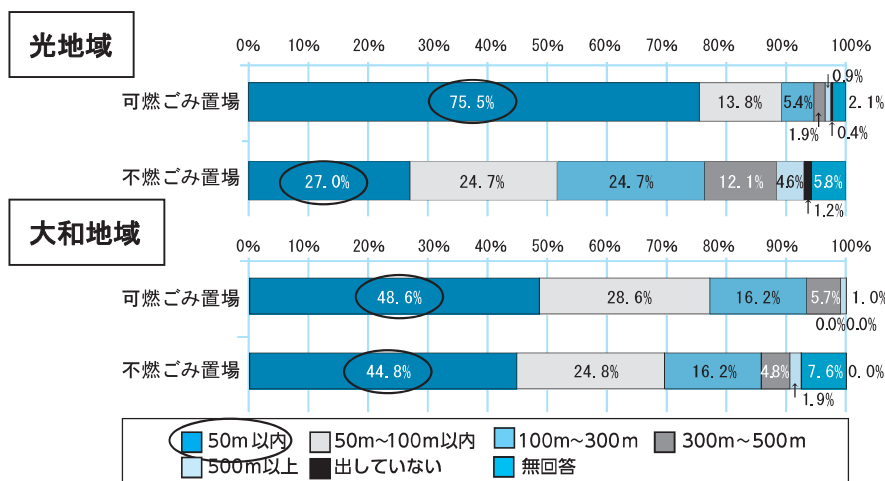
問 16 : ごみ収集回数の満足度



光地域、大和地域ともにごみ収集回数の満足度は、「ちょうど良い」が高い割合を占めています。

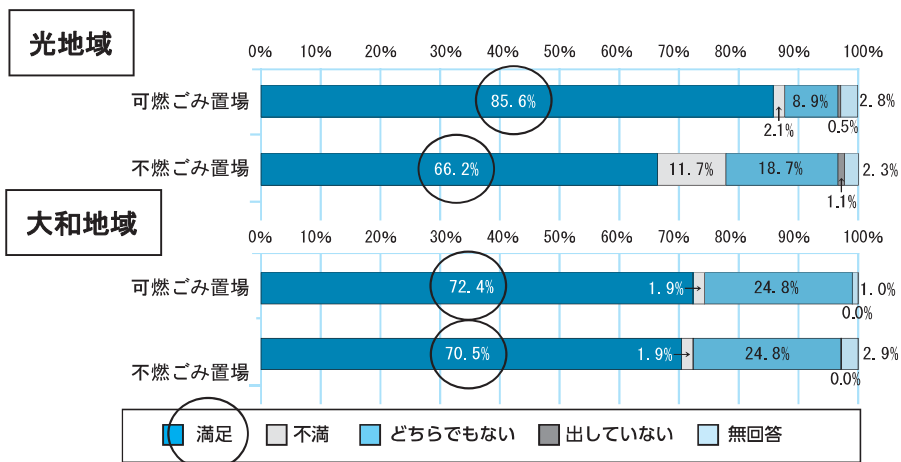
(2) 収集場所までの距離

問 19：ごみ出し場所までの距離



(3) 収集場所までの距離に対する満足度

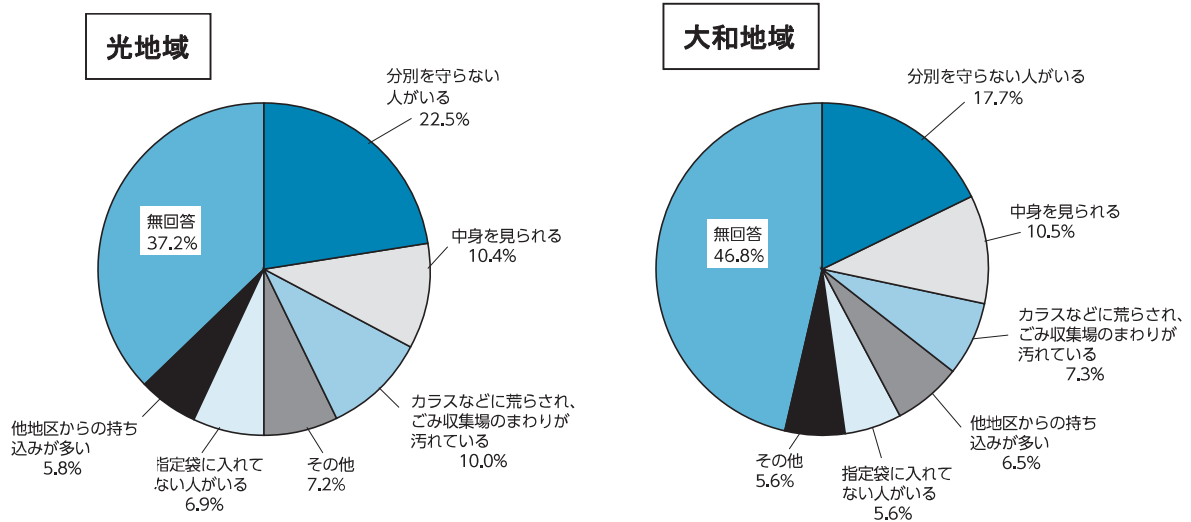
問 20：ごみ出し場所までの距離の満足度



可燃ごみ置場は光地域が近く、不燃ごみ置場は大和地域に近い傾向にあります。光地区、大和地区ともに、満足度は距離に比例する傾向が伺えます。

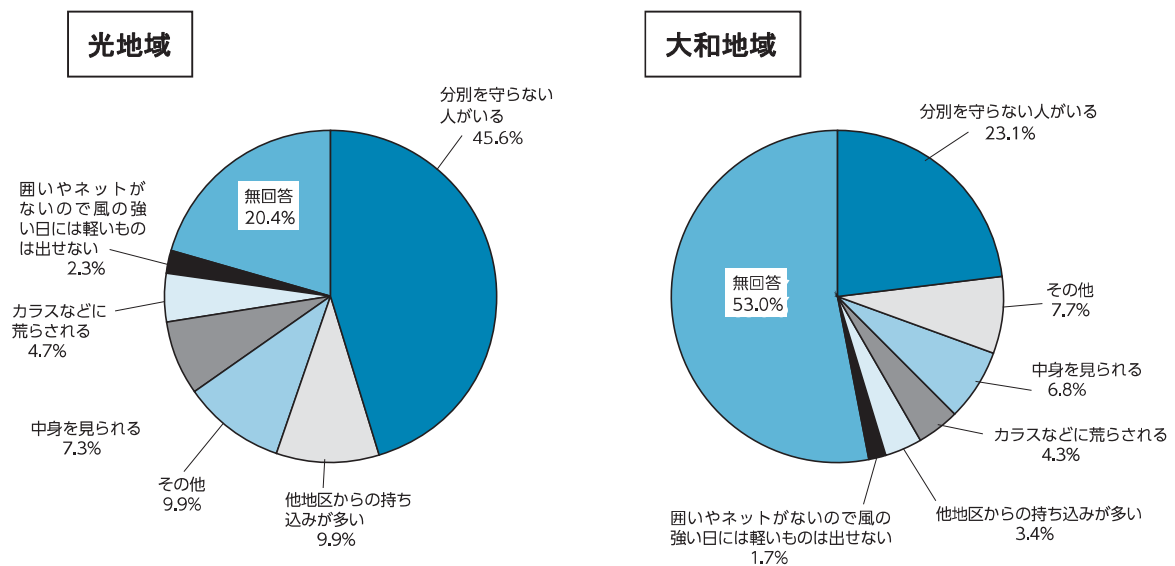
(4) 可燃ごみを出す時の問題点

問 21 : 「可燃ごみ」を出す時の問題点



(5) 不燃系ごみを出す時の問題点

問 22 : 「不燃系ごみ」を出す時の問題点



収集・運搬における課題

- ・光地域と大和地域では、収集方法や一部収集回数が異なり、行政サービスの公平性の観点からも将来的には統一が望まれます。
- ・光地域では月1回収集の「可燃粗大ごみ」と「古紙・古布類」、「その他プラスチック類」、大和地域では「可燃粗大ごみ」と「ペットボトル」、「容器・包装用プラスチック類」、「その他プラスチック類」の満足度が低くなっており、市民ニーズに応じた収集回数等の見直しが求められます。
- ・ごみ出し場については、遠距離になるほど満足度が低下しており、光地域の「不燃系ごみ」、大和地域の「可燃ごみ」のごみ出し場について検討する必要があります。
- ・問題点として、光地域・大和地域ともに、「分別を守らない人がいる」というマナー違反の回答が目立ちます。

4 中間処理・最終処分の現状と課題

1 焼却施設・破砕処理施設（周南地区衛生施設組合 恋路クリーンセンター）

平成7年10月から供用開始となった恋路クリーンセンターは、光市、下松市及び周南市から発生した「可燃ごみ」、「可燃粗大ごみ」を処理する焼却並びに可燃粗大ごみ破砕処理施設です。

恋路クリーンセンターでは、焼却により発生した余熱の有効活用により、施設内の電力を賄うほか、隣接する温水プール「アクアピア恋路」の熱源として再利用しています。また、焼却後の灰についてはセメントの原料として再資源化し、焼却残渣については周南市の最終処分場で処分しています。

近年、焼却設備や燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備など、施設を構成する基幹的な設備や機器が老朽化したことから、平成25年度から平成28年度にかけて基幹的設備の改良工事を行い、施設の延命化を図りました。

焼却施設の概要

	項 目	施 設 概 要
1	施設名称	恋路クリーンセンター
2	処理主体	周南地区衛生施設組合
3	処理対象区域	光市・下松市・周南市
4	所在地	山口県下松市大字河内 340 番地
5	供用開始	平成7年10月
6	敷地面積	約 13,000 m ²
7	建物面積	管理棟 2,101 m ² 工場棟 12,816 m ² 計量棟・車庫棟 250 m ²
8	炉形式	全連続燃焼方式（流動床式焼却炉）
9	処理能力	330 t（110 t／24 h × 3 基）
10	発電設備	1,980 k w 併設
11	その他	焼却灰はセメントの原料として利用



周南地区衛生施設組合 「恋路クリーンセンター」

可燃粗大ごみ破碎処理施設の概要

	項 目	施 設 概 要
1	施設名称	恋路クリーンセンター
2	処理主体	周南地区衛生施設組合
3	処理対象区域	光市・下松市・周南市
4	所在地	山口県下松市大字河内 340 番地
5	供用開始	平成 7 年 10 月
6	処理施設	3 軸破碎機
7	処理能力	20 t / 5 h

2 中間処理施設（周南東部環境施設組合 リサイクルセンター「えこぱーく」）

平成20年4月から供用開始となったリサイクルセンター「えこばーく」は、光市と下松市から発生した「びん・缶類」、「金属類」、「ペットボトル」、「小型家電製品」、「容器・包装用プラスチック類」、「その他プラスチック類」及び「有害ごみ」の選別、破砕等の処理を行う中間処理施設です。

中間処理する際に発生した可燃性の残渣については、恋路クリーンセンターで焼却処分し、収集した「陶磁器・ガラス・ゴム類」と不燃性の残渣については後畑不燃物埋立処理場で最終処分します。

中間処理施設の概要

	項 目	施 設 概 要
1	施設名称	周南東部環境施設組合リサイクルセンター「えこぱーく」
2	処理主体	周南東部環境施設組合
3	処理対象区域	光市・下松市
4	所在地	山口県光市大字岩田 1204 番地 3
5	供用開始	平成 20 年 4 月
6	敷地面積	約 14,820 m ²
7	建物面積	主処理棟 4,050 m ² 延床面積 5,990 m ² (1 階床面積 : 3,950 m ² 2 階床面積 : 2,040 m ²) ストックヤード棟 510 m ² 付属施設 100 m ²
8	処理能力	33 t / 日 (1 日 5 時間運転) 種類別処理能力 埋立ごみ処理系統 4.56 t 粗大・金属類処理系統 6.50 t ペットボトル処理系統 1.54 t プラスチック製容器包装処理系統 8.10 t その他プラスチック類処理系統 3.35 t びん・缶類処理系統 8.93 t 有害ごみ処理系統 0.21 t

3 最終処分場（周南東部環境施設組合「後畑不燃物埋立処理場」）

光市と下松市の埋立ごみを処分するため、昭和 58 年に供用開始となった後畑不燃物埋立処理場は、第 1 期埋立最終処分場が満杯になったため、平成 4 年に第 2 期埋立最終処分場、平成 19 年に第 3 期埋立最終処分場を整備しました。

しかしながら、地形的な制約から本地区における最終処分場の整備はこれが最後となるため、平成 20 年にリサイクルセンター「えこぱーく」を建設し、再資源化可能なプラスチック類等の埋立処分をやめ、最終処分量の減量化を図り、一定の成果を上げています。

最終処分場の概要

	項 目	施 設 概 要
1	施設名称	周南東部環境施設組合「後畑不燃物埋立処理場」
2	処理主体	周南東部環境施設組合
3	処理対象区域	光市・下松市
4	所在地	山口県光市大字岩田 1412 番地
5	供用開始	昭和 58 年 6 月
6	構造	準好気性最終処分場
7	埋立期間	第 1 期 昭和 58 年 6 月 ～ 平成 4 年 10 月 第 2 期 平成 4 年 11 月 ～ 第 3 期 平成 22 年 7 月 ～
8	埋立面積・容量	第 1 期 面積 13,500 m ² 容積 106,100 m ³ 第 2 期 面積 22,000 m ² 容積 178,000 m ³ 第 3 期 面積 5,600 m ² 容積 132,000 m ³
9	しゃ水設備	ゴムシート（t=1.5mm）
10	浸出水処理施設	建築面積 194 m ² 構造 SC 造 処理能力 100 m ³ 処理方式 生物処理法（回転円板 ＋ 凝集沈殿）



周南東部環境施設組合 「後畑不燃物埋立処理場」

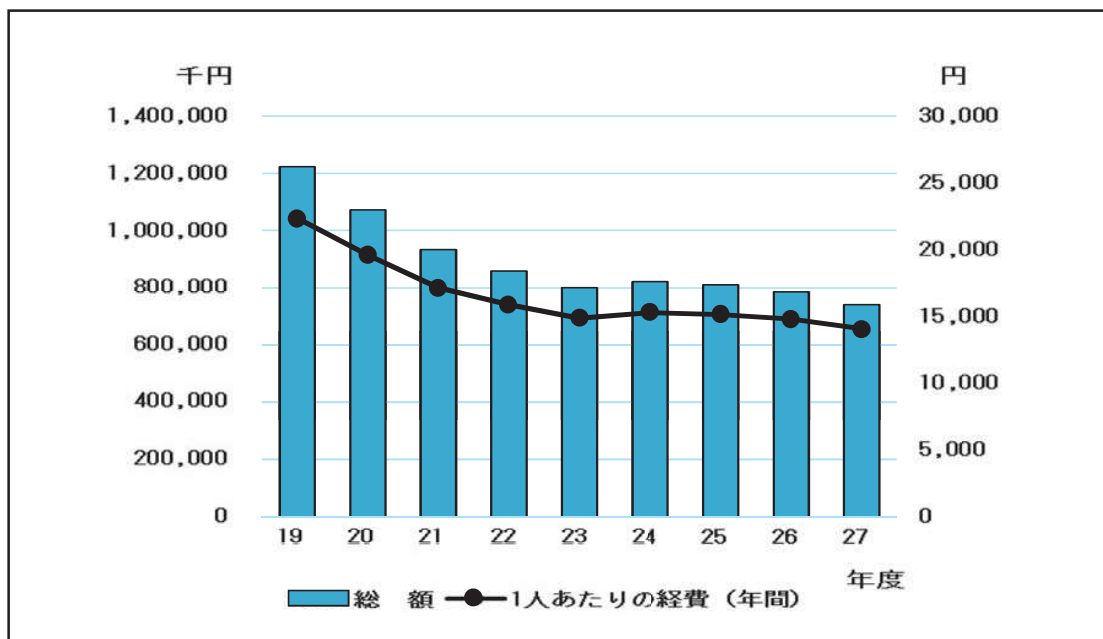
中間処理・最終処分における課題

- ・ 恋路クリーンセンターの焼却後に発生する灰のうち約26%は、焼却施設に搬入できない不燃ごみ等から生じる残渣であり、施設の適正な運営を図る上でも適正な分別の徹底が求められます。
- ・ 現在地における最終処分場の整備は、地形上、今回の整備が最後となるため、より一層の「埋立処分するごみ」の減量化を進める必要があります。

5 ごみ処理経費の現状と課題

平成27年度にごみ処理に要した経費は約7億4千万円で、市の一般会計決算額の約4%を占めています。また、ごみ処理に要した経費を市民1人あたりに換算すると、市民1人が年間約1万5千円を負担していることとなります。

ごみ処理経費の推移



年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27
塵芥収集・処理業務 (千円)	282,674	297,938	273,504	272,879	282,722	290,251	291,502	302,263	300,993
処理場	周南地区衛生施設組合(千円)	567,536	567,558	477,749	417,936	347,084	324,419	297,823	227,910
	周南東部環境施設組合(千円)	373,442	207,328	182,704	169,206	171,566	207,401	221,631	256,285
総 額 (千円)	1,223,652	1,072,824	933,957	860,021	801,372	822,071	810,956	786,458	741,528
1人あたりの経費 (年間) (円)	22,353	19,615	17,147	15,878	14,859	15,289	15,144	14,789	14,076

※ 1人あたりの経費の増減は、主に負担金の増減による

ごみ処理経費における課題

本市のごみ処理経費は減少傾向にありますが、経費の約6割を占める負担金は処理場の老朽化に伴い、今後は増加することが見込まれています。また、人口減少により1人あたりの経費も増加が見込まれることから、更なるごみ処理経費の削減に努めるとともに、適正な受益者負担について検討する必要があります。

第2章 基本理念・基本方針

1 基本理念

ゆたかな社会～やさしさひろがる 幸せ実感都市 ひかり～

(第2次光市総合計画の目指す将来像)



人に自然に やさしさあふれる環境都市 ひかり

(第2次光市環境基本計画の目指すべき環境像)



人と自然が共生する
循環型社会推進都市 ひかり

本市は、豊かな緑と清らかな水、緑陰をわたる風が織りなす四季折々の風情など、山・川・海の調和の取れた自然環境を守り育てるため、平成18年3月に「自然敬愛都市宣言」を行うとともに、平成19年4月に、自然敬愛の理念を踏まえた「光市環境基本条例」を施行しました。また、自然敬愛の精神と光市環境基本条例の理念に基づいた環境施策を総合的かつ計画的に推進し、豊かな自然環境を後世に引き継ぐため平成25年3月に「第2次光市環境基本計画」を策定し、その環境像「人に自然に やさしさあふれる環境都市 ひかり」の実現に向けて様々な施策を展開しています。

また、平成29年3月に策定した「第2次光市総合計画」では、目指すべき理想の姿として20年後の将来像を「ゆたかな社会～やさしさひろがる 幸せ実感都市 ひかり～」とし、6つのまちづくりの目標を掲げていますが、その中で環境に関する将来像の「自然と都市が潤いゆたかに調和したまち」を定めています。

こうした中、本市が目指すまちづくりを進めるためには、ごみの発生を抑制し、リサイクルを推進することで、循環型社会を形成することが重要であり、本計画では、本市の目指す将来像の実現に向け「人と自然が共生する 循環型社会推進都市 ひかり」を基本理念とします。

○ 循環型社会とは

循環型社会とは「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においては、これについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」と定義されています。

(循環型社会形成推進基本法第2条第1項)

2 基本方針

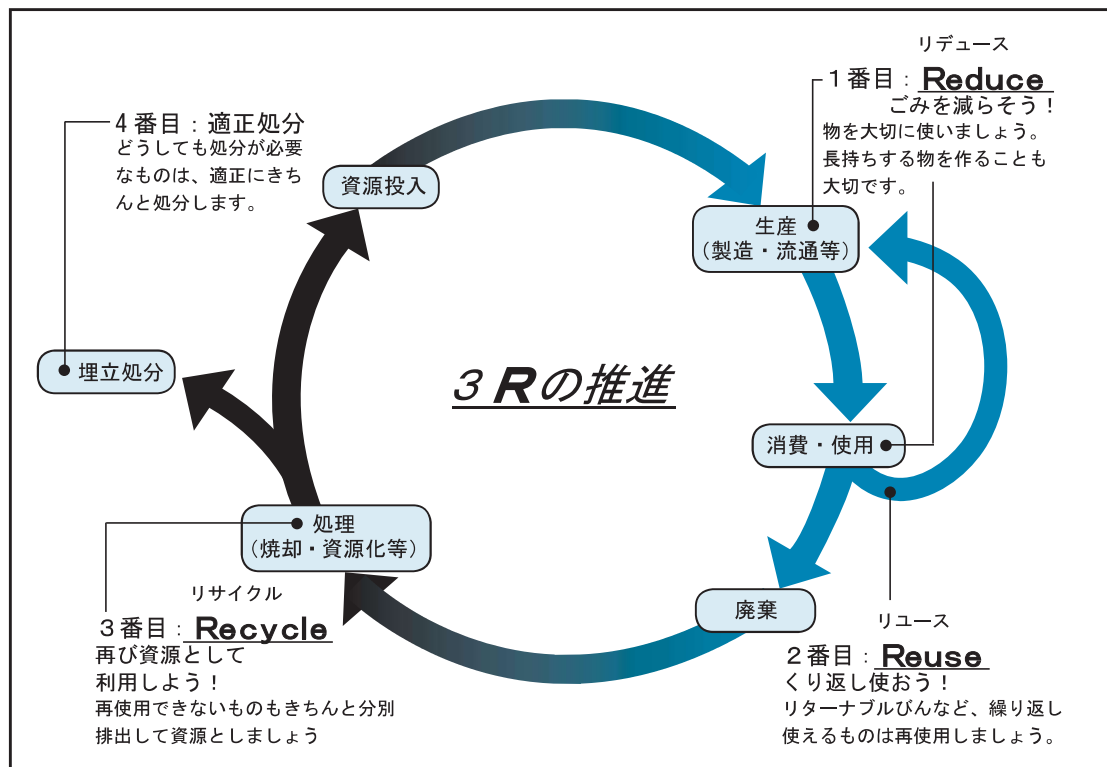
ごみ処理に係る課題の解決及び数値目標の達成により、「人と自然が共生する 循環型社会 推進都市 ひかり」を実現するため、3Rの考え方に基づき、「ごみの発生・排出抑制の推進」、
「ごみの再資源化の推進」、「ごみの適正処理の推進」を基本方針とし、各種施策を展開します。

【基本方針1】 ごみの発生・排出抑制の推進

【基本方針2】 ごみの再資源化の推進

【基本方針3】 ごみの適正処理の推進

○3Rとは・・・



※循環型社会形成推進法第7条で定める基本原則は、リユースがリサイクルより上位に位置付けられています。

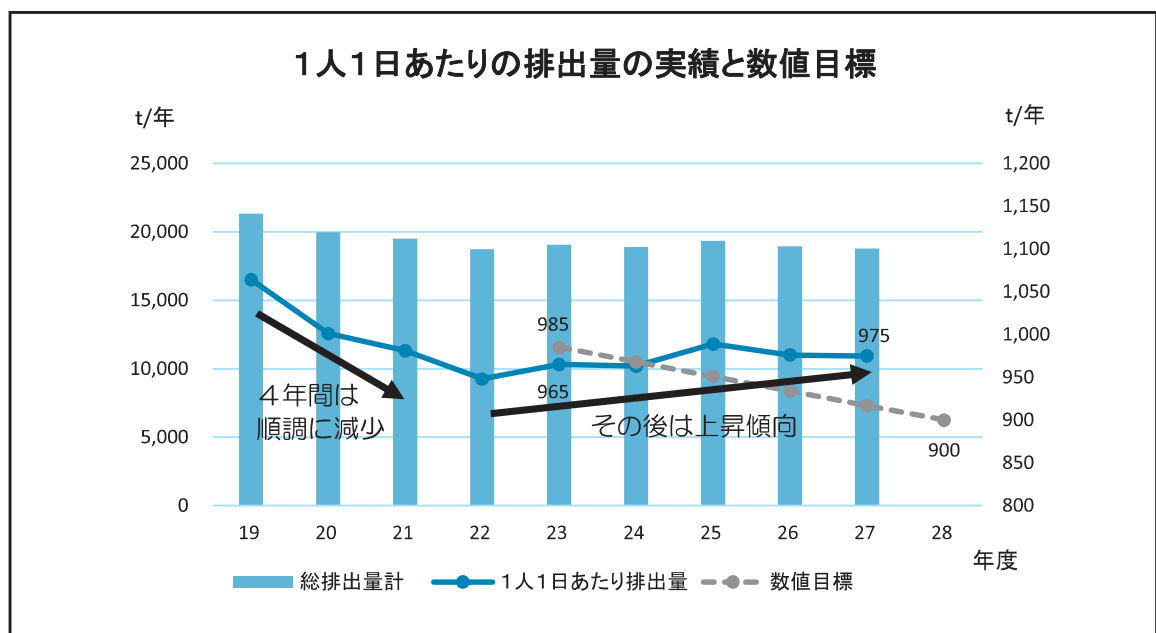
3 前計画の目標達成状況

光市一般廃棄物処理基本計画（平成20年度～平成28年度）における目標達成状況について、平成23年度の数値目標は全4項目のうち2項目で達成しました。

しかしながら、中間見直しにより全4項目のうち3項目の数値目標を平成22年度までの実績を基に変更しましたが、予想を下回ったため、現状（平成27年度時点）では最終目標値全ての項目で未達成となっています。

（1）市民1人1日あたりの排出量

平成19年度から平成22年度にかけては総排出量とともに順調に減少し、平成23年度において、平成20年度計画時の数値目標を達成したことにより、平成23年度の中間見直しでは、当初より50g少ない900g以下を数値目標としましたが、平成22年度をピークに増加し、人口は減少していますが、ごみの排出量は横ばいで1人1日あたりの排出量は近年増加傾向にあり、平成27年度においては未達成となっています。



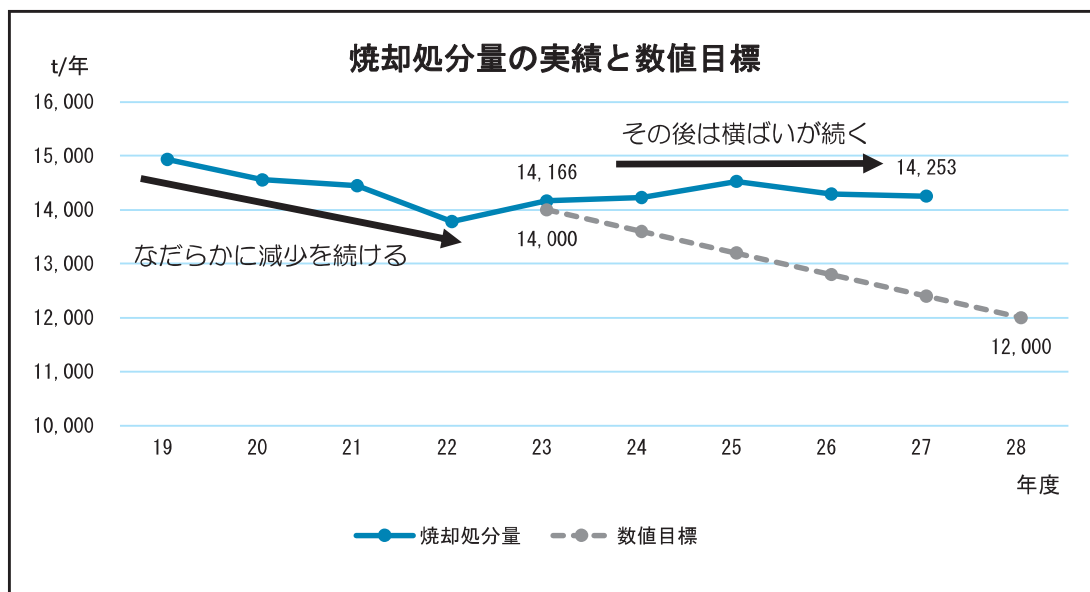
年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
数値目標（計画当初）（g）					985 以下					950 以下
数値目標（23 年度改正）（g）					—					900 以下
1 人 1 日 あたりの排出量（実績）（g）	1,064	1,001	981	948	965	963	989	976	975	—

※平成27年度の実績が本計画の基準値です。

（２）焼却処分量

平成２２年度にかけて順調に減少しましたが、平成２３年度の数値目標が未達成となったことから数値目標を据え置きました。

しかしながら、その後は焼却処分量が横ばい傾向となり、平成２７年度時点も未達成になっています。

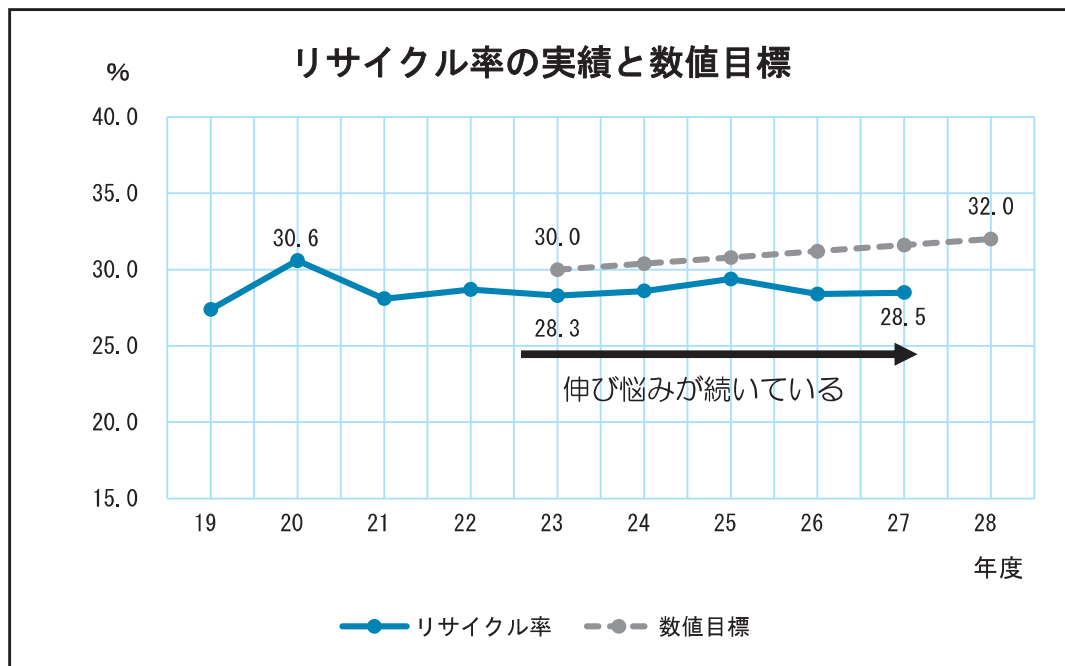


年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
数値目標 (t/年)					14,000以下					12,000 以下
焼却処分量(実績) (t/年)	14,937	14,558	14,447	13,786	14,166	14,228	14,526	14,294	14,253	—

※平成２７年度の実績が本計画の基準値です。

(3) リサイクル率

平成23年度の数値目標30.0％は、えこぱーくが稼働した平成20年度に一度達成しましたが、それ以降は伸び悩みが続き、平成23年度、27年度時点ともに数値目標が未達成となっています。



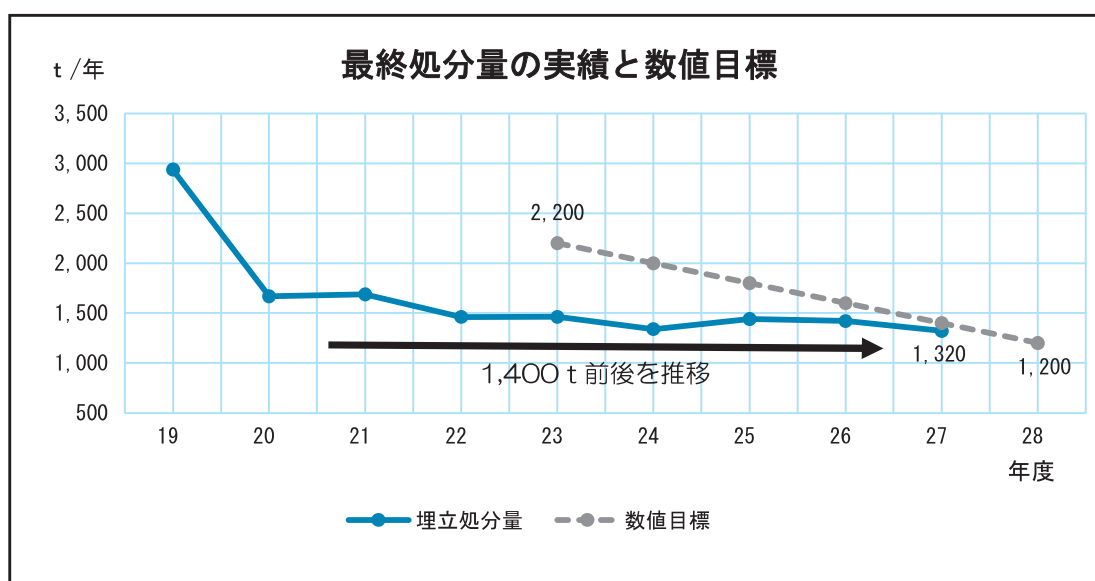
年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
数値目標 (計画当初) (%)					30.0 以上					35.0 以上
数値目標 (23 年度改正) (%)					—					32.0 以上
リサイクル率 (実績) (%)	27.4	30.6	28.1	28.7	28.3	28.6	29.4	28.4	28.5	—

※平成27年度の実績が本計画の基準値です。

(4) 最終処分量

平成20年度にえこぱーくが稼働したため大幅に減少し、平成23年度の数値目標は達成しました。それに伴い中間見直しにおいて、数値目標を当初の1,500 t以下を1,200 t以下にしました。

しかしながら、その後は最終処分量が横ばい傾向となり、平成27年度時点は1,320 tで、1,200 tの数値目標は未達成となっています。



年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
数値目標 (計画当初) (t/年)					2,200 以下					1,500 以下
数値目標 (23 年度改正) (t/年)					—					1,200 以下
最終処分量 (実績) (t/年)	2,936	1,669	1,687	1,460	1,461	1,339	1,441	1,421	1,320	—

※平成27年度の実績が本計画の基準値です。

(5) 目標達成状況の評価

「1人1日あたりの排出量」は、平成22年度以降上昇傾向となりました。これは人口減少率が高くなったにも関わらず総排出量の減少が見られなかったことが未達成の要因の1つです。また、ごみ減量に向けた新たな取組みも、目立って効果のあるものがなく減量化の足踏みの要因になっています。

焼却処分量は、平成22年度までの減少が続けば目標達成となりましたが、生ごみの堆肥化や紙類の再資源化などの取組みが浸透しなかったこともあり、その後は伸び悩みが続き未達成となりました。

「リサイクル率」は、エコぱーくが稼動を開始した平成20年度をピークに、その後伸び悩みが続いています。目標未達成の原因としては古紙・古布の再資源化量が減少していることや、資源回収での回収量の減少等が考えられます。

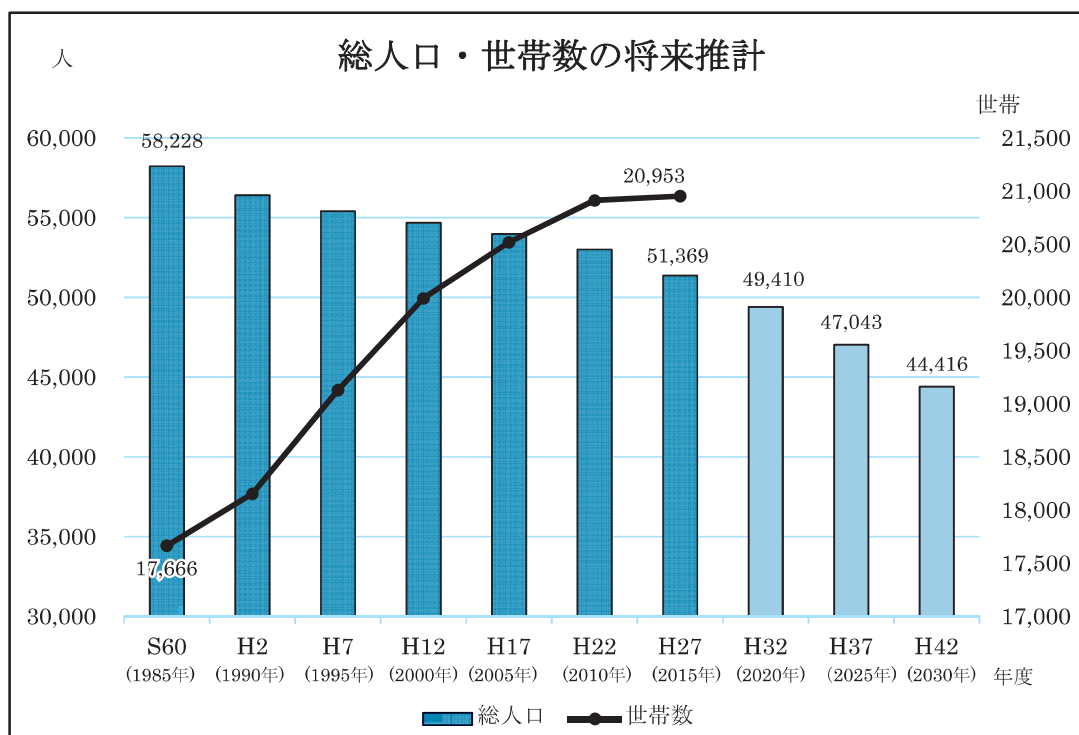
「最終処分量」は、エコぱーくが稼動した平成20年度を機に大幅に減量し、数値目標の1,200tに近づいてはいますが、目標達成とはなっていません。今後、ごみの減量・リサイクルに向けて、さらなる適正な分別の徹底が必要不可欠です。

4 数値目標

平成20年3月に策定した第1次計画の目標に対する進捗状況及び今後の施策に対する取組みを踏まえ、「人と自然が共生する循環型社会推進都市 ひかり」を実現するため「市民1人1日あたりの排出量」「焼却処分量」「リサイクル率」「最終処分量」の4項目について、目標を新たに設定します。

1 人口の将来見込み

本市の人口は減少傾向が継続しており、平成27年度では、51,369人でした。将来人口も減少すると見込んでいます。



年度	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
総人口 (人)	58,228	56,410	55,408	54,680	53,971	53,004	51,369
世帯数 (世帯)	17,666	18,154	19,130	19,992	20,519	20,913	20,953

※ 人口については、コーホート要因法（国立社会保障・人口問題研究所）による推計を基に算出したものです。

2 市民1人1日あたりの排出量

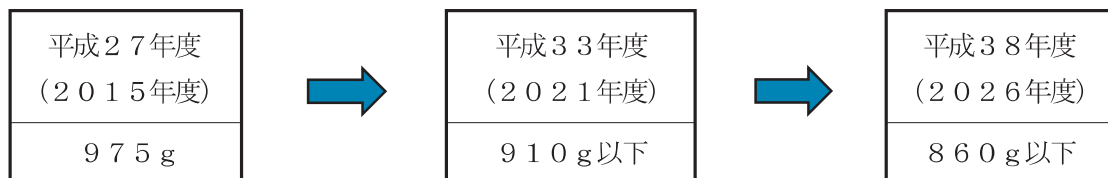
(1) 将来推計

近年、人口は毎年減少しているものの、排出量は横ばい傾向であり、今後も人口減少が見込まれるが、今のままごみの排出が続けば、1人1日あたりのごみの排出量は、平成33年度(2021年度)で1,031g、平成38年度(2026年度)で1,086gと推計します。



(2) 数値目標

本市におけるごみの発生・排出削減目標は、古紙や生ごみを中心とした家庭系ごみを対象とするものとし、平成27年度において975gであった1人1日あたりの排出量を、平成38年度(2026年度)において115g減の860g以下を目指します。

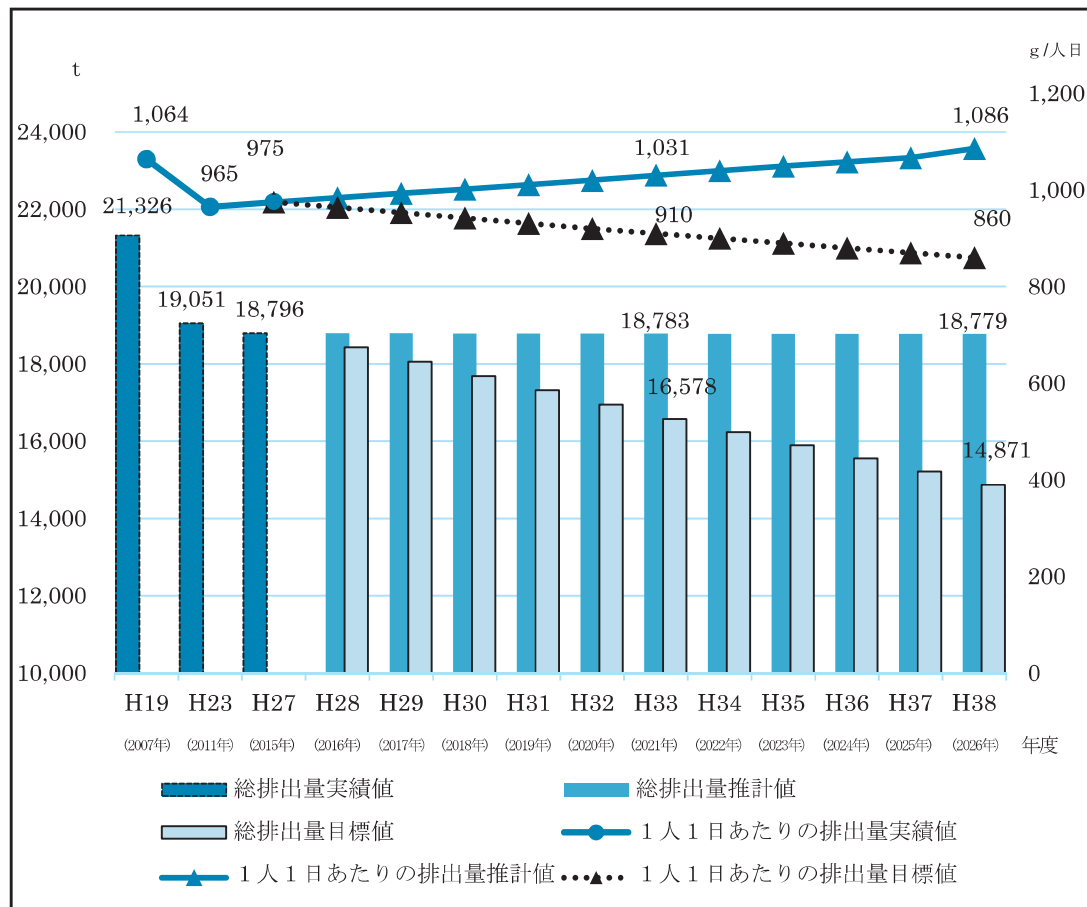


① ごみの総排出量と目標値

区 分	基準値(実績)	数値目標	数値目標
	平成27年度 (2015年度)	平成33年度 (2021年度)	平成38年度 (2026年度)
家庭系ごみ(収集ごみ) (A)	15,642 t	13,424 t	11,717 t
事業系ごみ(直接搬入ごみ) (B)	3,154 t	3,154 t	3,154 t
総排出量 (C=A+B)	18,796 t	16,578 t	14,871 t
行政区域内人口(各年10月1日) (D)	52,681 人	49,913 人	47,376 人
1人1日あたりの排出量 (C/D/365)	975 g	910 g 以下	860 g 以下

※うるう年は366日で計算

② 総排出量と1人1日あたりの排出量の将来推計と数値目標



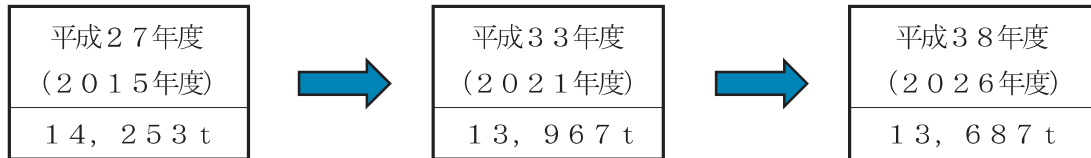
③ 全国・県・周辺市の状況

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	数値目標年度・数値
光市 (内家庭系ごみ)	948g (786g)	965g (807g)	963g (801g)	989g (814g)	976g (803g)	975g (801g)	H38 : 860 g 以下 (2026年) (678g 以下)
全国平均 (内家庭系ごみ)	976g (697g)	976g (696g)	964g (685g)	958g (678g)	947g (668g)	未集計	H32 : 500g 程度 (2020年) (家庭系ごみ)
山口県平均 (内家庭系ごみ)	1,242g (894g)	1,047g (722g)	1,036g (713g)	1,051g (715g)	1,025g (705g)	未集計	H32 : 520g 以下 (2020年) (家庭系ごみ)
周南市 (内家庭系ごみ)	1,057g (770g)	948g (738g)	915g (713g)	914g (709g)	919g (704g)	未集計	H36 : 670g 程度 (2024年) (家庭系ごみ)
下松市 (内家庭系ごみ)	1,029g (715g)	1,055g (729g)	1,057g (715g)	1,089g (730g)	1,079g (716g)	未集計	H33 : 940 g 以下 (2021年) (656 g 以下)

3 焼却処分量

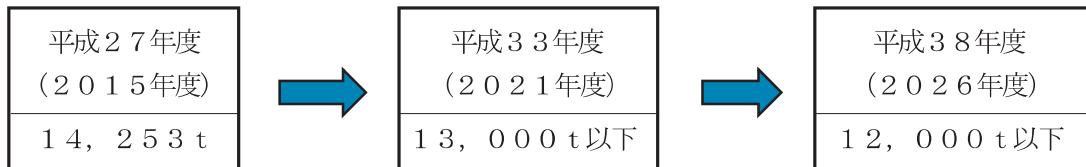
(1) 将来推計

近年、人口は毎年減少している一方で、排出量は横ばい傾向であり、今後も人口減少が見込まれるが、今のままごみの排出量が続けば、微量の減少と推計します。



(2) 数値目標

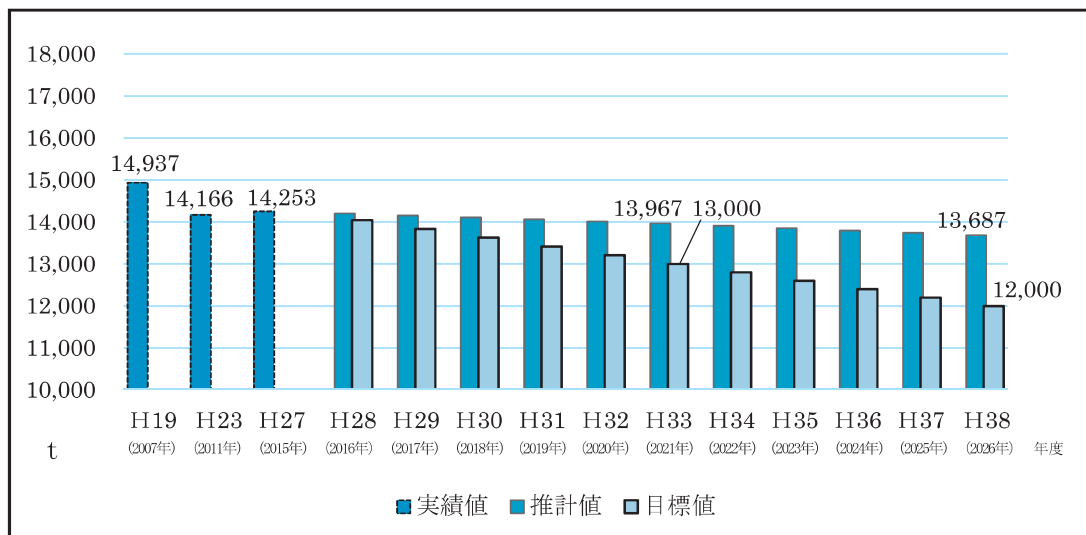
焼却処分するごみの中には、水分や再資源化可能な紙類が多く含まれています。このため、排出抑制はもちろん、水切りの徹底や紙類の分別等の啓発活動に務め、平成38年度(2026年度)に2,253 t減の12,000 t以下を目指します。



① 焼却処分量と目標値

区 分	基準値(実績) 平成27年度 (2015年度)	数値目標 平成33年度 (2021年度)	数値目標 平成38年度 (2026年度)
家庭系可燃ごみ (A)	11,099 t	9,846 t 以下	8,846 t 以下
事業系可燃ごみ (B)	3,154 t	3,154 t 以下	3,154 t 以下
焼却処分量 (A+B)	14,253 t	13,000 t 以下	12,000 t 以下

② 焼却処分量の将来推計と数値目標



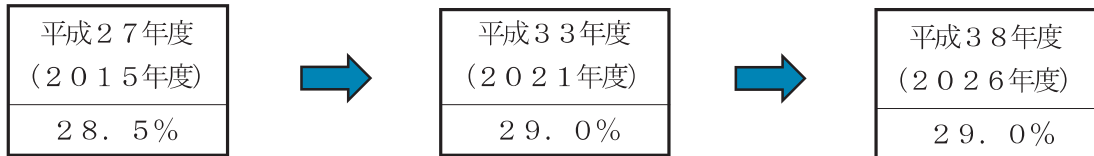
③ 県・周辺市の状況（上段：総排出量 下段：１人あたり排出量）

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	数値目標 年度・数値
光市	13,786 t 254,514 g	14,166 t 262,664 g	14,228 t 264,618 g	14,526 t 271,255 g	14,294 t 269,104 g	14,253 t 270,553 g	H38 12,000 t 以下 (2026年) 253,292 g 以下
山口県	421,120 t 287,748 g	426,391 t 293,447 g	424,850 t 291,759 g	429,981 t 297,797 g	415,211 t 289,828 g	—	H32 396,270 t 以下 (2020年) 276,610 g 以下
周南市	29,066 t 191,697 g	28,596 t 189,467 g	28,268 t 186,700 g	28,628 t 190,878 g	28,576 t 192,194 g	—	H36 25,765 t 以下 (2024年) 191,213 g 以下
下松市	15,749 t 282,119 g	16,083 t 286,966 g	16,325 t 290,269 g	16,843 t 299,144 g	16,892 t 299,988 g	—	H33 14,489 t 以下 (2021年) 257,811 g 以下

4 リサイクル率

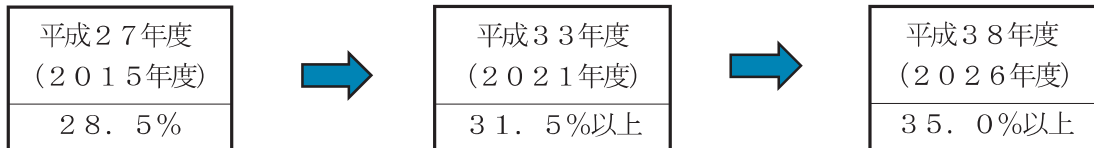
(1) 将来推計

平成20年度にリサイクル率が30%を超えましたが、その後、ほぼ横ばい状態が続いており、今のままごみの排出量が続けば、今後も30%前後を推移することが予想されます。



(2) 数値目標

これまで、焼却処分されていた「古紙・衣類」の分別徹底に取り組み、ごみ発生・排出削減によるリサイクル率の向上を目指し、平成38年度(2026年度)に6.5ポイント上昇させることとします。

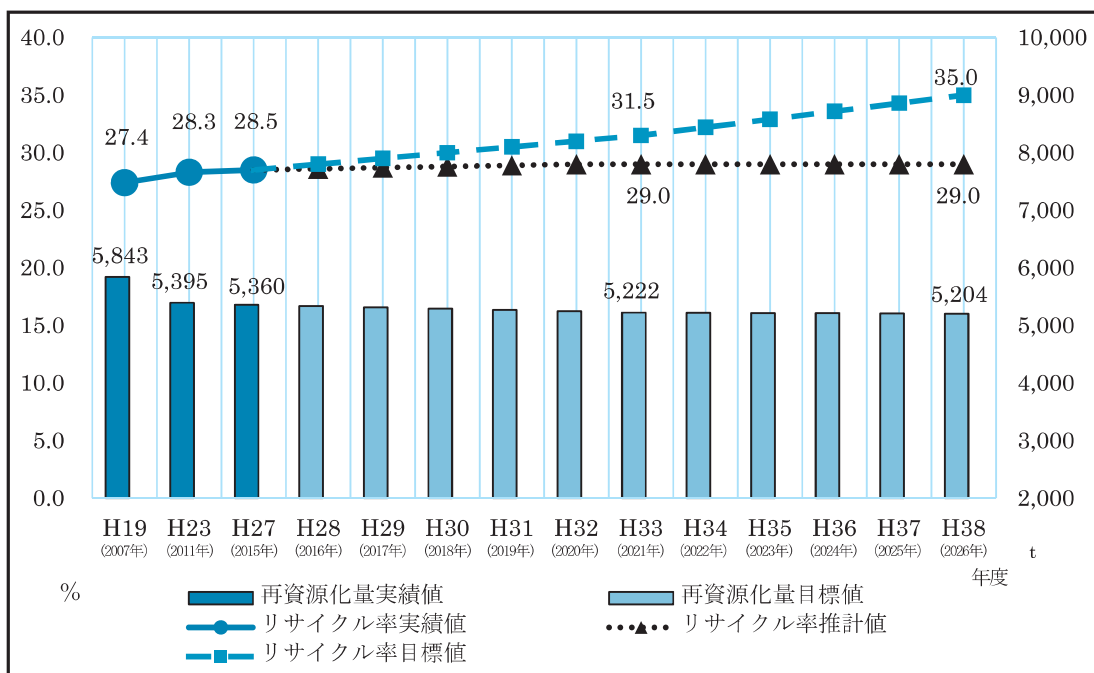


$$\text{※リサイクル率} = \frac{(\text{再資源処理により再生利用した量}) + (\text{資源回収量})}{\text{ごみの総排出量 (処理量+資源回収量)}}$$

① 再資源化量とリサイクル率の数値目標

	年度	H27(2015)	H33(2021)	H38(2026)
再資源化量	(t/年)	5,360	5,222	5,204
リサイクル率	(%)	28.5	31.5	35.0

② リサイクル率と数値目標



③ 全国・県・周辺市の状況

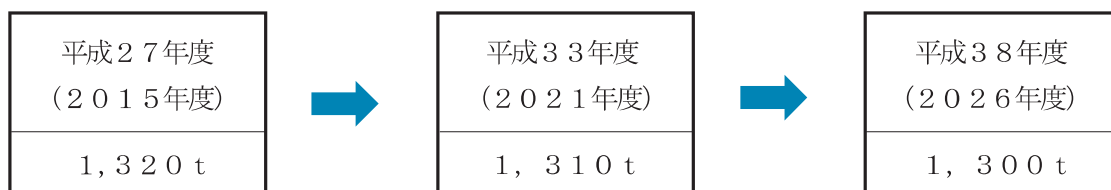
年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	数値目標 年度・数値
光 市	28.7%	28.3%	28.6%	29.4%	28.4%	28.5%	H38 35%以上 (2026年)
全 国	20.8%	20.6%	20.5%	20.6%	20.6%	未集計	H32 循環利用率 (2020年) 45%以上
山口県	37.1%	27.9%	28.1%	29.5%	30.7%	未集計	H32 35%以上 (2020年)
周南市	32.5%	41.2%	44.2%	45.3%	44.5%	未集計	H36 35%以上 (2024年)
下松市	26.7%	26.7%	27.1%	28.6%	27.0%	未集計	H33 31%以上 (2021年)

※周南市の数値は、これまでリサイクル率の向上に寄与してきた、ごみ固形燃料化施設（フェニックス）の稼働を施設の老朽化による維持修繕費用の増加に加え、二酸化炭素排出量の削減という観点から停止し、家庭系燃やせるごみに排出されている「古紙・衣類」の分別徹底等によりリサイクル率の向上を図ることとしたため、実績数値より数値目標の数値が低くなっている。

5 最終処分量

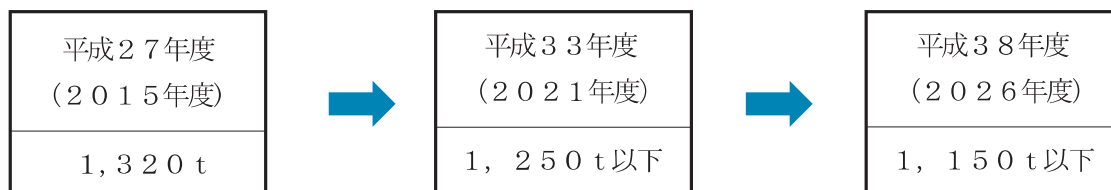
(1) 将来推計

リサイクルセンター「えこぱーく」の稼働により、平成20年度に大幅に減少しましたが、今のままごみの排出量が続けば、ほぼ横ばい状態が続くと思われます。

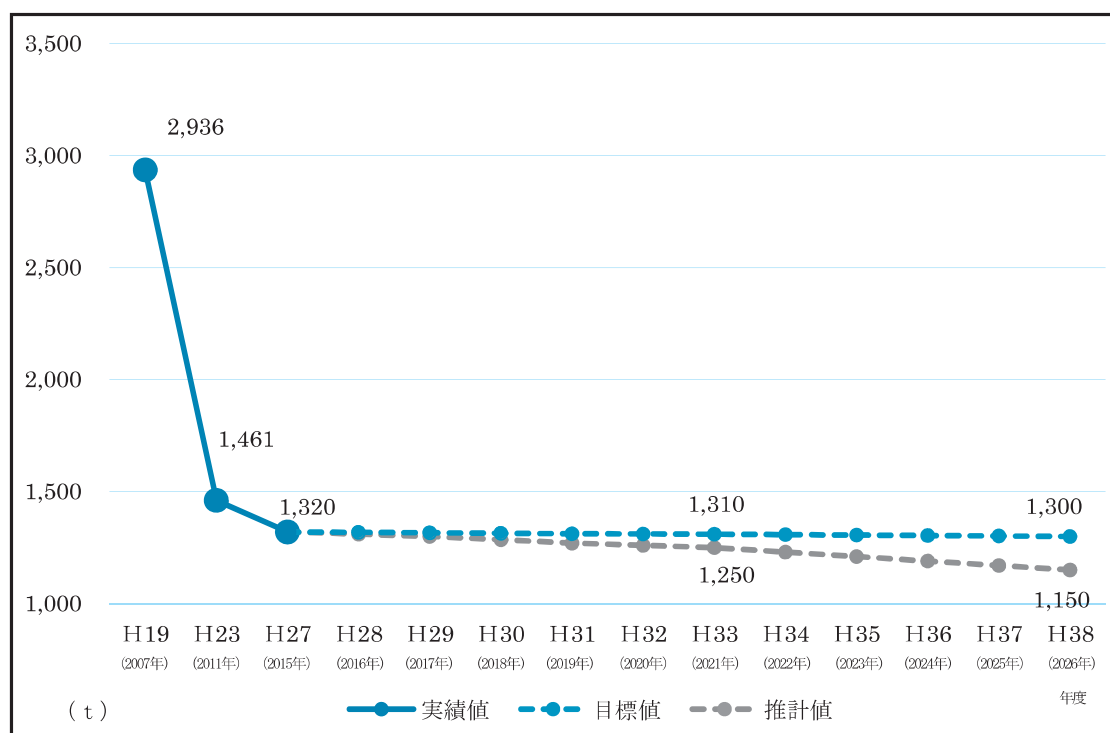


(2) 数値目標

最終処分量の削減を、ごみの発生・排出削減と分別の徹底により、平成38年度(2026年度)に、170 t削減し1,150 t以下とします。



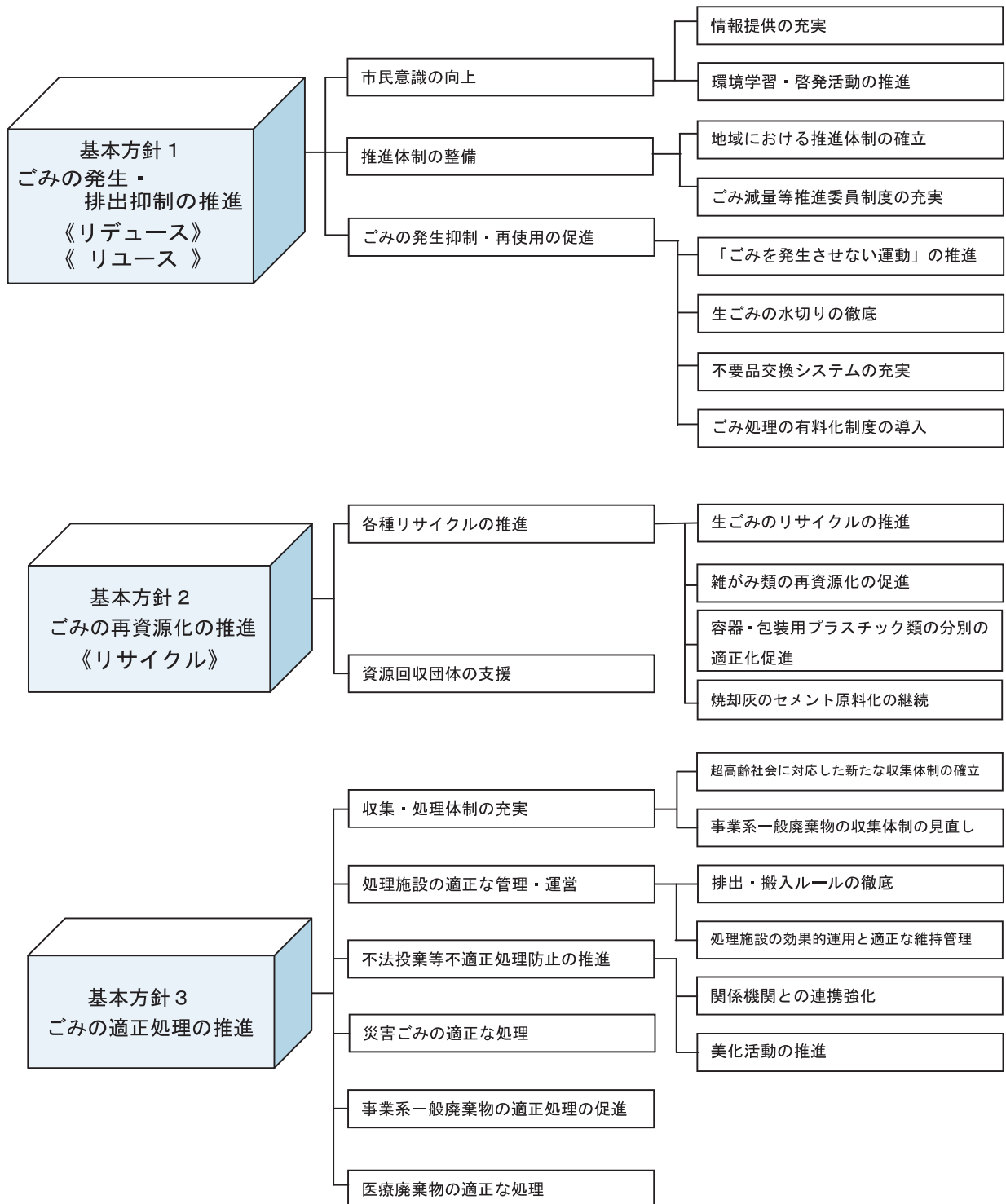
① 最終処分量の将来推計と数値目標



② 県・周辺市の状況（上段：最終処分量 下段：1人あたり最終処分量）

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	数値目標 年度・数値
光市	1,460 t 26,954 g	1,461 t 27,090 g	1,339 t 24,903 g	1,441 t 26,909 g	1,421 t 26,752 g	1,320 t 25,056 g	H38 1,150 t 以下 (2026年) 24,274 g 以下
山口県	70,506 t 48,176 g	50,748 t 34,925 g	48,066 t 33,008 g	46,233 t 32,020 g	31,552 t 22,024 g	—	H32 27,000 t 以下 (2020年) 18,847 g 以下
周南市	13,877 t 91,521 g	5,964 t 39,515 g	3,898 t 25,745 g	3,412 t 22,750 g	3,195 t 21,489 g	—	H36 3,078 t 以下 (2024年) 22,843g 以下
下松市	1,901 t 34,053 g	2,015 t 35,953 g	1,862 t 33,108 g	1,830 t 32,502 g	1,802 t 32,002 g	—	H33 1,637 t 以下 (2021年) 29,128 g 以下

5 基本方針に基づく施策の体系



第3章 目標実現のための具体的施策

基本方針1 ごみの発生・排出抑制の推進

基本的方向性

ごみの減量化を進めるためには、何よりも市民の意識改革が重要であり、このため、ごみ問題に理解を深める必要な情報の提供をはじめ環境学習や啓発活動の充実に努めます。

また、市民一人ひとりの「リデュース（発生抑制）」「リユース（再使用）」の自主的な取組みを支援するとともに、ごみの発生抑制や再生利用の促進、負担の公平化を図るため、ごみ処理の有料化制度について構成市と調整を進めます。

施策展開の方向

1 市民意識の向上

（1）情報提供の充実

市広報や市ホームページ、ごみ収集カレンダーとごみ分別事典の内容充実を中心に、ごみに関する幅広い情報を提供し、市民との情報共有を引き続き図っていきます。また、時代の変化に対応し、若年層の多くが使用しているスマートフォン等で利用可能なごみ分別アプリの品目追加など、充実した情報を提供するように努めます。

（2）環境学習・啓発活動の推進

① 環境学習（出前講座）の充実

ごみに対する関心や意識の高揚を図るためには、各世代を対象とした継続的な取組みが必要であり、幼稚園・保育園の児童から小中学生までを対象にした環境学習を継続的に実施します。

また、各自治会や各種団体を対象としたごみの分別や出し方に関する出前講座など各世代に応じた取組みを実施し、市民意識の向上を図っていきます。

② ごみ処理等の施設見学の充実

家庭から排出されたごみの処理について理解を深めるため実施している「ごみの行方見学ツアー」は、小学4～6年生の親子対象、市民団体等対象、個人対象の各ツアーを継続実施し、家庭から出たごみがどのように処理されているかなど、市民のごみ処理に対する意識の向上を図ります。

環境学習等実施状況

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
保育・幼稚園	保育園	5 園 199 名	7 園 279 名	4 園 255 名 (うち保護者等 4 園 115 名)	7 園 257 名 (うち保護者等 1 園 7 名)
	幼稚園	3 園 149 名	4 園 97 名	4 園 321 名 (うち保護者等 1 園 6 名)	3 園 90 名 (うち保護者等 1 園 12 名)
	計	348 名	376 名	576 名 (うち保護者等 5 園 121 名)	347 名 (うち保護者等 2 園 19 名)
小学校		9 校 348 名	12 校 502 名	10 校 491 名	12 校 466 名
中学校		—	—	5 校 8 回 1,220 名	5 校 9 回 1,551 名
自治会等 出前講座		11 回 337 名	16 回 473 名	7 回 295 名	11 回 326 名
ごみの行方 見学ツアー		14 回 268 名	14 回 225 名	11 回 201 名	10 回 184 名

③ 各種イベント等を活用した啓発活動の推進

イベントで分別相談、分別講座を開催し啓発活動による周知を図ります。

④ 市民へのごみの出し方の周知徹底

ごみの出し方について誤解されている場合が多々あることが、平成 28 年 5 月に実施しました「ごみ減量・リサイクルに関する市民アンケート調査」の結果から伺えます。このことから、より周知方法を工夫し徹底に努めます。

○ごみ減量化のメリット

限りある資源の有効活用、汚染物質の削減など次世代のためにも環境に配慮し、環境悪化を防ぐ責任があります。

また、現在、家庭から排出されたごみを処理している「恋路クリーンセンター」、「リサイクルセンターえこぱーく」は、それぞれ一部事務組合で組織され、構成市の負担により処理施設の維持管理を行っています。構成市の各施設への負担金は、ごみの搬入量に応じた搬入量割があることから、光市がごみの減量化を促進することで、負担金が減少します。

2 推進体制の整備

(1) 地域における推進体制の確立

3 R運動を推進するためには、地域を主体とした取組みが重要となります。このため、快適環境づくり推進協議会との連携のもと、各コミュニティセンターや自治会を単位とした体制づくりを支援し、地域住民の自主的な取組みの促進を図ります。

(2) ごみ減量等推進委員制度の充実

地域におけるごみの適正な分別、排出には、各自治会から選出されている「ごみ減量等推進委員」の存在が必要不可欠であり、ごみに関する地域住民のリーダーとして活躍していただけるよう、ごみに対する施策を説明するため、ごみ減量等推進委員会議を開催し、問題点の洗い出しなど地域と一体となった取組みを進めます。

3 ごみの発生抑制・再使用の促進

(1) 「ごみを発生させない運動」の推進

重点施策 1

小売店や各種団体との連携を図り、使い捨て製品の使用見直しをするため、リターナブル容器の利用促進やマイバッグ運動、無駄なものを買わないなどの「ごみを発生させない運動」の推進に努めます。また、エコショップ認定制度の充実による事業者の自主的な取組みの促進、支援に努めます。

※リターナブル容器の利用促進

びん等を使用後に小売店に持参するなど複数回同じ容器を使用し、ごみの発生を抑制することを推進し、周知に努めます。

○エコショップ認定制度とは…

市がごみの発生抑制やごみの減量化、再資源化の促進等を実践している店舗や事業所をエコショップと認定し、認定店や認定事業所の環境への取組みに関する情報を、ごみ収集カレンダーや市広報、市ホームページ等を通じて市民に提供していく制度です。



←これはエコショップ認定店に貼ってある認定ステッカーです。

認定店の例

- ① 包装簡素化・マイバッグ運動実践の店
 - ・簡易包装を推進している店舗
 - ・レジ袋削減に向けた取組みを行っている店舗
- ② 資源物店頭回収実践の店
 - ・トレイや乾電池などの店頭回収を行っている店舗
 - ・リターナブル容器の回収を積極的に行っている店舗
- ③ 再生商品販売等実践の店
 - ・再生商品の販売や使用を積極的に行っている店舗

○エコショップ制度の充実等による事業者の自主的な取組みの促進、支援

市が行うべきこと

- ① すでに認定している店舗に対して
 - ・認定店の情報を幅広く周知するため、新たな方法の検討を行う
 - ・市民から相談や問い合わせがあった場合、認定店の情報などを説明する
 - ・店舗の現状を調査し、さらに推進できる取組みがないか事業所と協議・検討する
- ② 認定していない店舗や事業所に対して
 - ・エコショップ認定制度の紹介を行う
 - 新たな業種の店舗にも声をかける
(例 酒屋、ドラッグストア、事務用品店など)

事業所が行うべきこと

- ① 3Rにつながる取組みの実施
 - 特にリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の推進
- ② 小売店による資源店頭回収の促進
 - (例 スーパーマーケットでの食品トレイ、牛乳パック、ペットボトル等)

(2) 生ごみの水切りの徹底

可燃ごみの約60%を占める生ごみの中に多く含まれている水分を減らすことは、ごみ減量化に大きく影響してくることから、各種機会を活用した啓発活動などに努めます。

（３）不要品交換システムの充実

家庭で不要となった、まだ使えるもののリユースを支援するため、市広報や市ホームページを活用した「リユースネットひかり」制度への取組みを引き続き実施するとともに、フリーマーケット情報の提供などリユースを推進します。

登録例



リユースネットひかり利用実績

	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	登録	成立	成立率	登録	成立	成立率	登録	成立	成立率
リユースネットひかり 【譲りたいもの】	115 件	85 件	73.9%	112 件	92 件	82.1%	110 件	58 件	52.7%
リユースネットひかり 【譲ってほしいもの】	48 件	14 件	29.2%	104 件	40 件	38.5%	105 件	32 件	30.5%
リユースキッズひかり 【譲りたいもの】	107 件	90 件	84.1%	112 件	102 件	91.1%	141 件	112 件	79.4%

（４）ごみ処理の有料化制度の導入

経済的インセンティブを活用したごみの発生抑制や再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平化及び市民の意識改革を目的としたごみ処理の有料化制度については、光市廃棄物減量等推進審議会において、有料化はごみの減量化や再資源化の促進に効果が認められることから、「ごみ処理の有料化を進める必要がある」との答申を得ていますが、導入にあたっては市民に経済的な負担を求める制度であり、本計画の着実な実践が求められるとともに、市民がごみ問題についての認識、理解できる取組みを展開することが必要です。

また、本市のごみの処理は一部事務組合方式で行っていることから、有料化について組合構成市の意見を、考慮する必要があるため、ごみ処理の有料化の導入時期等については、今後、構成市の意見や動向を踏まえながら進める必要があります。

【重点施策１】 「ごみを発生させない運動」の推進

小売店や各種団体との連携を図り、リターナブル容器の利用促進やマイバッグ運動、無駄なものを買わないなどの「ごみを発生させない運動」の推進に努めます。

また、生ごみの水分を減らすことや、まだ使えるもののリユースを支援します。

それぞれが取り組む１日１２０ｇ減量行動

市民

・買物時にはマイバッグ持参	△	５ｇ	
・簡易包装の商品を選択	△	５０ｇ	
・生ごみの水切りの徹底	△	１５０～１８０ｇ	
・必要な分だけ調理する	△	３０～５０ｇ	
・無駄なものは買わない	△	８０～１００ｇ	
・長く使用できる商品の選択	△	１０ｇ	
・詰替え商品、リターナル容器を活用する	△	６０ｇ	
・不要品交換やフリーマーケット・リサイクルショップの活用	△	１５ｇ	
・マイ箸等の使い捨て商品の削減	△	１０ｇ	など

事業者

・食品ロスの削減	△	７０ｇ	
・コピー時の両面使用や裏紙使用の徹底	△	２００ｇ	
・事務用品等の詰替え商品の選択	△	１５ｇ	
・長く使用できる商品の選択	△	１０ｇ	
・リース用品の活用	△	１０ｇ	など

主要な施策・事業例

項 目	主な施策・事業例
1 市民意識の向上	(1) ホームページや市広報等を通じた積極的な情報提供 (2) ごみ収集カレンダー、ごみ分別事典、ごみ分別アプリの充実 (3) ごみ相談体制の充実 (4) 各種イベント等を活用した啓発活動の推進 (5) 世代に応じた環境学習の開催 (6) 「出前講座」の継続・充実 (7) ごみ処理等の施設見学の充実
2 推進体制の整備	(8) 快適環境づくり推進協議会との連携強化 (9) 3Rに取り組む市民やNPO団体等の支援 (10) 地域コミュニティを単位とした推進体制の整備 (11) ごみ減量等推進委員制度の充実
3 ごみの発生抑制 再使用の促進	(12) 各小売店や各種団体との連携強化 (13) リターナブル容器の利用促進 (14) マイバッグ運動の普及啓発 (15) リサイクル商品の購入（グリーン購入）の推進 (16) 不要品交換システムの情報提供 (17) フリーマーケット情報等の充実 (18) ごみ処理の有料化制度の実施に向けた調整 (19) 事業系一般廃棄物の減量の取組みに関する情報提供 (20) 小売店による資源店頭回収の促進 (21) 「エコショップ認定制度」の充実 (22) 簡易包装、レジ袋削減に係る取組みの促進 (23) マイ箸等の使い捨て商品の削減

基本方針 2 ごみの再資源化の推進

基本的方向性

ごみの再資源化を推進するためには、ごみを排出する段階から分別が徹底されることが重要であることから、引き続き「えこぱーく」を拠点とした再資源化システムの構築に努めるとともに、各種リサイクル法に基づくリサイクルの推進を図ります。

また、焼却ごみに含まれている古紙類等の再資源化や地域における資源回収活動は、地域コミュニティの自主性を活かした重要な資源回収システムであり、引き続き資源回収活動の支援を行います。

施策展開の方向

1 各種リサイクルの推進

重点施策 2

(1) 生ごみのリサイクルの推進

家庭から排出される可燃ごみの約 60% を占める厨芥ごみのリサイクルを推進するため、家庭用生ごみ処理機購入補助制度の周知を図るとともに、堆肥化等の資源化について引き続き調査・研究を進めます。また、事業系の生ごみについては、リサイクルの可能性について調査・研究を進めます。

家庭用生ごみ処理機購入補助額

	補 助 額
電動生ごみ処理機	購入価格の 2 分の 1 (上限 20,000 円)
コンポスト容器	購入価格の 2 分の 1 (上限 2,000 円)
段ボールコンポスト	購入価格の 2 分の 1 (上限 1,000 円) ※年間 4 基まで



【↑ 段ボールコンポスト】

補助実績の推移

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
電動生ごみ処理機	補 助 数	16 基	15 基	13 基
	補 助 額	320 千円	289 千円	255 千円
コンポスト容器	補 助 数	3 基	6 基	5 基
	補 助 額	6 千円	11 千円	10 千円
段ボールコンポスト	補 助 数	91 基	80 基	61 基
	補 助 額	55 千円	48 千円	37 千円
合 計	補 助 数	110 基	101 基	79 基
	補 助 額	380 千円	348 千円	302 千円

（２）雑がみ類の再資源化の促進

再資源化可能であるにもかかわらず多くが焼却処分されている雑がみ類のリサイクルを推進するため、各種会議やイベントでPRに努めます。今後、コミュニティセンター等での拠点回収等を検討し、排出しやすくするための方策について検討を進めます。

また、オフィスリサイクルを促進するため、引き続き出先機関を含めた市役所の各課に雑がみ回収箱を設置し、定期的に回収します。再資源化促進のため、市職員の取組みも継続的に実施していきます。

○雑がみ類とは…

新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙パック以外の紙全般で、汚れた紙や防水加工等をされた紙以外のもの（例・菓子箱、メモ紙、包装紙、ノート、封筒など）

（３）容器・包装用プラスチック類の分別の適正化促進

① 市町村の役割等

市町村の役割は、家庭からごみとして出された容器（商品を入れるもの）包装（商品を包むもの）について収集、選別、異物除去などを行い、容器包装リサイクル法に定められた「分別基準」に適合させる責務を負っています。

また、容器包装リサイクル法は、容積で約６割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るための法律です。すべての人々がそれぞれの立場でリサイクルの役割を担うということがこの法律の基本理念であり、消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化を行うことが役割となっています。

② 分別の必要性

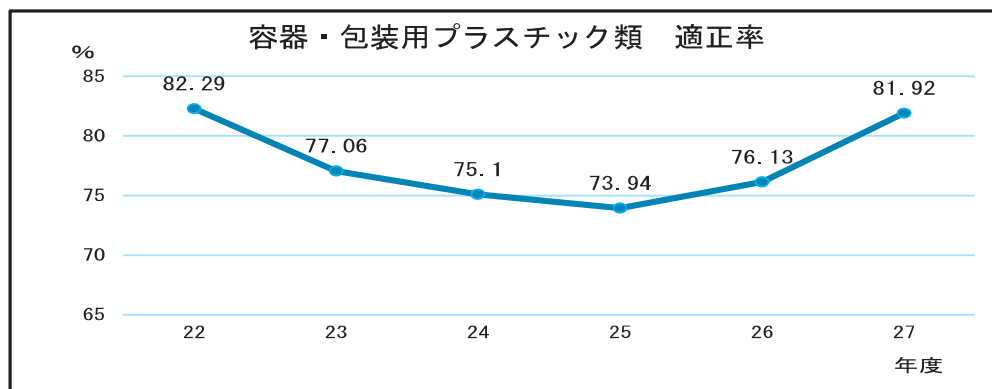
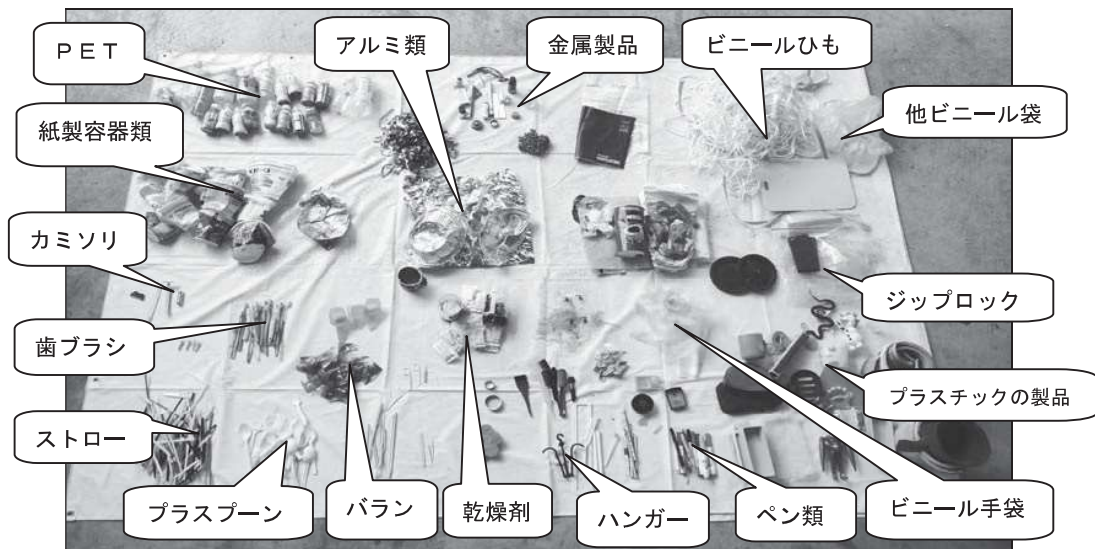
排出された容器・包装用プラスチック類は、リサイクルするため、容器包装リサイクル法に定められた「分別基準」に基づく検査を受けてリサイクル業者へ搬出されています。

汚れた容器・包装用プラスチック類は、リサイクル業者へ搬出が出来ないため、えこぱ一くで、手選別作業により汚れたプラスチックや異物を取り除いていることから、適正な分別を行うことにより、手選別作業が軽減され、リサイクル出来ない汚れた容器・包装用プラスチック類の処分経費が削減されます。

③ 適正化の促進

えこぱ一くでは、年に１回、分別精度検査を実施しています。収集する地区ごとに１００袋無作為に選び、すべてのごみを取り出し、分別の正しいものを適正品とし、その重量とごみ全体の重量から適正率を算出し、分別の異なる異物の写真と併せて周知することで、適正率の向上を促進します。

(容器・包装用プラスチック類の分別精度検査時に混入していた分別の異なる異物)



地区ごとの容器・包装用プラスチック類の適正率（平成27年度）

地 区	浅江北	島田 浅江南	光井	三輪 束荷	岩田 塩田	室積	三島 周防	平均
適正品	80.22%	83.5%	77.19%	82.66%	85.15%	84.05%	80.89%	81.92%
汚れ品	6.57%	8.48%	10.35%	6.25%	8.03%	8.67%	3.87%	7.44%
二重袋	4.97%	2.95%	4.94%	4.43%	1.24%	3.51%	4.09%	3.75%
他分別	8.24%	5.07%	7.52%	6.66%	5.58%	3.77%	11.15%	6.89%
禁忌品	ライター1個	乾電池1個	乾電池1個					
	乾電池3個	刃物5個	刃物3個	乾電池3個	乾電池1個	刃物1個	刃物1個	
	刃物2個							

※禁忌品とは他分別の中でも特に火災や怪我・感染症等の原因となるもので混入させてはいけないもの。
医療廃棄物（感染の危険）、ガスライターやボンベ類（爆発の危険）、刃物類（怪我）等。

(4) 焼却灰のセメント原料化の継続

恋路クリーンセンターで焼却処分後の焼却灰については、引き続きセメントの原料として再資源化を行います。

2 資源回収団体の支援

自治会や子ども会などが実施する資源回収活動を支援し、再資源化の促進を目的に奨励金を継続して交付するとともに、資源回収が行われていない地域に対する普及啓発に努めます。

資源回収奨励金制度

奨励金

1.5 円/kg (雑がみ類は 5 円/kg)

対象品目

紙類 (新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック)、雑がみ類、布類、金属類、ビン類

各年度の資源回収実績

年度	20	21	22	23	24	25	26	27
回収量 (t)	968	779	794	8	836	817	751	728
回収団体数 (団体)	97	88	104	112	108	103	103	98
実施回数 (回)	340	336	425	6	600	621	643	728

【重点施策2】 各種リサイクルの推進

(1) 生ごみのリサイクルの推進

家庭から排出される可燃ごみの約60%（水分含む）を占める生ごみのリサイクルを推進するため、家庭用生ごみ処理機購入補助制度の充実を図るとともに、堆肥化した生ごみの利活用方法の検討など新たなリサイクルや減量の可能性について検討を進めます。

(2) 雑がみ類の再資源化の促進

再資源化可能であるにもかかわらず多くが焼却処分されているお菓子の箱やメモ紙など雑がみ類のリサイクルを推進するため、各種会議やイベントでPRに努めます。また、新たな回収体制など、排出しやすい方策についても検討を進めます。

【可燃ごみの内訳と搬入量の推計】

可燃ごみの内訳	割合(%)	搬入量(t)
紙類	28.6	3,381
生ごみ	28.2	3,334
木竹類	1.8	213
布類	1.7	201
プラスチック類	3.9	461
水分	34.4	4,067
金属等	1.4	166
合 計	100.0	11,823

※組成調査は平成27年度に実施した4回分の平均値です。

左表のように可燃ごみとして出される紙類は年間3,381tあります。

そこで、**市民1人1日あたり20g**だけ可燃ごみから古紙類に排出を変えると、年間で約385t可燃ごみが減少し、**リサイクル率が約2.7%**もアップします。

焼却処分している生ごみ

(3) 容器・包装用プラスチック類の分別の適正化促進

リサイクル可能なごみを確実に再資源化することで、リサイクル率の向上と最終処分量の減少につながります。平成22年度から行っている分別精度検査では、常に80%前後を推移し、目に見えた成果はありません。そこで、引き続き出前講座を行うとともに、ごみ減量等推進委員会議をより有効に活用するため、分かりやすい資料で説明を行うなど、より工夫を凝らした分別指導を行っていきます。

主要な施策・事業例

項 目	主な施策・事業例
1 各種リサイクルの推進	(1) 民間再資源化ルートの確立 (2) 家庭用生ごみ処理機購入補助制度の継続 (3) 生ごみのリサイクルについての調査・研究 (4) 雑がみ類の再資源化を促進するための方策の調査・研究 (5) 容器・包装用プラスチック類の分別の適正率向上 (6) 焼却灰のセメント原料化の継続
2 資源回収団体の支援	(7) 資源回収団体への奨励金交付などによる支援 (8) 未実施地域への普及、啓発

基本方針 3 ごみの適正処理の推進

基本的方向性

急速な高齢化が進む中、ごみ処理の複雑化は高齢者の大きな負担となることが予測されることから、今後、時代に対応したごみ収集システムの確立や新たなサービスの在り方について検討を進めるとともに、事業系一般廃棄物の適正処理の促進に努めます。

また、循環型社会の形成を目指し、徹底した再資源化の推進と、環境負荷に配慮したごみ処理の推進を図るため、処理施設の適正な管理・運営に努めます。

施策展開の方向

1 収集・処理体制の充実

(1) 超高齢社会に対応した新たな収集体制の確立

超高齢社会に対応したごみ収集システムの確立に努めるとともに、引き続き、粗大ごみ等の出張収集サービスの提供に努めます。

また、分別方法についても高齢者には複雑すぎるとの意見が多くあることから、リサイクルの必要性を尊重しながら、分別方法の見直しについて検討します。

(2) 事業系一般廃棄物の収集体制の見直し

事業所から排出される廃棄物は、本来、事業者の責任において処理されることが原則ですが、現在、一部の事業系一般廃棄物を市が収集しています。

このことは、廃棄物に対する事業者の責任を曖昧にするとともに、事業系一般廃棄物の減量化を妨げる可能性があることから、収集体制の見直しを行います。

2 処理施設の適正な管理・運営

(1) 排出・搬入ルールの徹底

施設組合との連携のもと、適正な処理や再資源化を行うため、違反ごみや資源物の混入防止に取り組むとともに、処理困難ごみの民間処理ルートに関する情報提供など、排出ルールの徹底に努めます。

(2) 処理施設の効果的運用と適正な維持管理

施設組合や構成市との連携のもと、処理施設の効果的運用による徹底したごみの減量化や再資源化を推進します。

3 不法投棄等不適正処理防止の推進

(1) 関係機関との連携強化

不法投棄を事前に防止するため、関係団体や健康福祉センターさらには警察署等関係機関と連携してパトロールを実施するとともに、啓発看板や警告看板を設置、公有地の不法投棄ごみを回収するなどして不法投棄の未然防止を図ります。

(2) 美化活動の推進

自治会やボランティア、NPO、企業などと連携を図りながら市民の自主的な美化活動の支援に努めます。

4 災害ごみの適正な処理

地震や台風などの災害発生時において、早期に都市機能や市民生活の回復ができるよう、光市地域防災計画に基づき、災害廃棄物の収集、運搬、処理体制の整備に努めるとともに、新たに災害廃棄物処理計画の策定を進めます。

5 事業系一般廃棄物の適正処理の促進

事業者が事業活動に伴い生じた廃棄物は、廃棄物処理法第3条に、自らの責任において適正に処理しなければならないと規定されています。

このため、ごみ減量等に関する取組み事例や民間再資源化ルートなどを掲載したパンフレットの作成等、必要な情報提供と指導の充実に努めます。

また、事業所から処理施設に搬入されるごみの分析・調査を進め、リサイクル可能な紙類等については、事業者自らによる再資源化と適正な処理を促進します。

なお、収集運搬については、自らあるいは許可業者によるものとします。

6 医療廃棄物の適正な処理

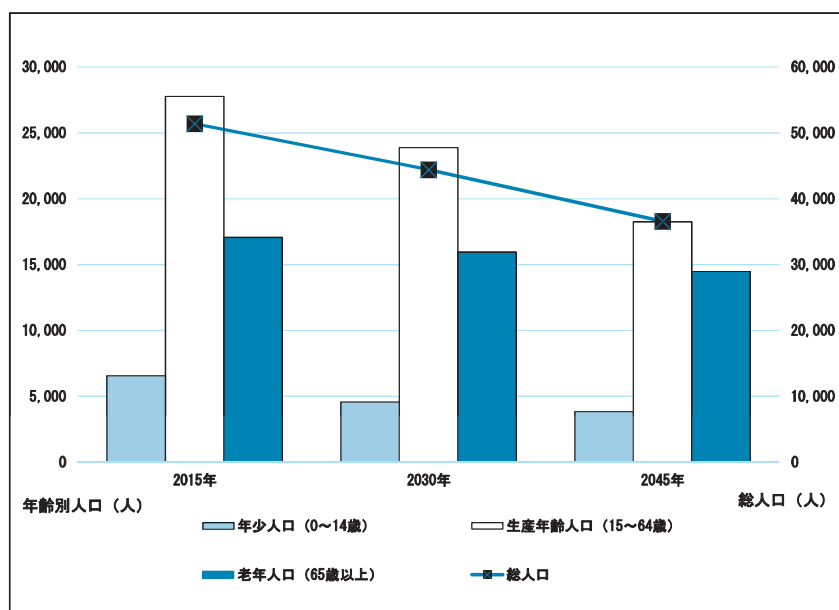
医療廃棄物は、「医療機関等から発生する廃棄物」と「在宅医療に伴い発生する廃棄物」に大きく分類されますが、今後も引き続き「医療機関等から発生する廃棄物」は医療機関等による適正処理の徹底を図るとともに、「在宅医療に伴い発生する廃棄物」についても、医療機関等と連携し適正処理に努めます。

【重点施策3】 収集・処理体制の充実

(1) 超高齢社会に対応した新たな収集体制の確立

超高齢社会に対応したごみ収集システムの確立に努めるとともに、引き続き、粗大ごみ等の出張収集サービスの提供に努めます。

今後の人口の推計



(2) 事業系一般廃棄物の収集体制の見直し

事業所から排出される廃棄物は、本来、事業者の責任において処理されることが原則ですが、現在、一部の事業系一般廃棄物を市が収集しています。

このことは、廃棄物に対する事業者の責任を曖昧にするとともに、事業系一般廃棄物の減量化を妨げる可能性があることから、収集体制の見直しが必要です。

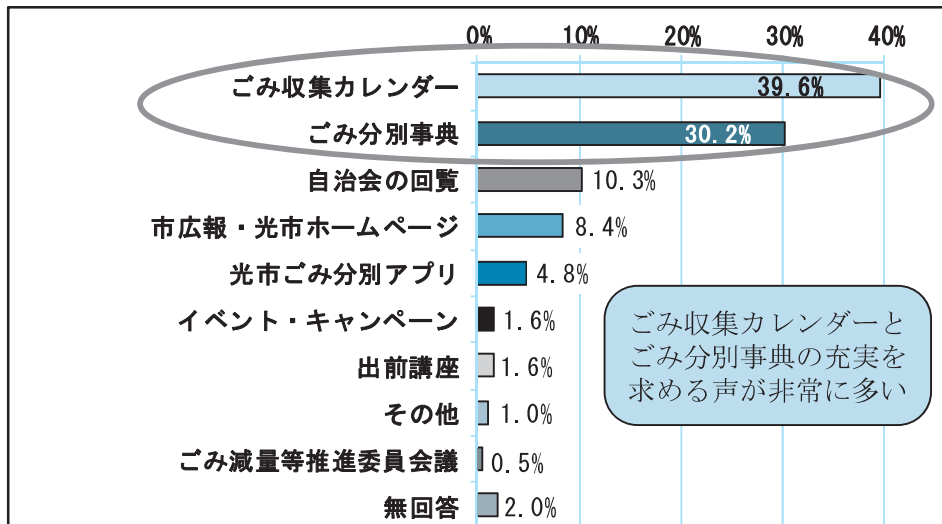
主要な施策・事業例

項 目	主な施策・事業例
1 収集・処理体制の充実	(1) 粗大ごみや分解ごみ等の出張収集の実施 (2) ごみ出し場、収集回数等の見直し検討 (3) 事業系一般廃棄物の収集体制の見直し (4) 有害ごみ等の拠点回収の実施
2 処理施設の適正な管理・運営	(5) 排出ルールに関する情報提供の充実 (6) 収集運搬許可業者に対する指導強化 (7) 違反ごみや資源物の混入防止体制の強化 (8) 処理困難ごみの適正処理の促進
3 不法投棄等不適正処理防止の推進	(9) 排出ルールに関する情報提供の充実（再掲） (10) 啓発・警告看板の設置 (11) ボランティア清掃活動の支援 (12) まちかど環境美化推進事業の充実 (13) 関係団体や関係機関との連携強化 (14) 不法投棄監視パトロールの強化
4 災害ごみの適正な処理	(15) 臨時収集体制の確立 (16) 収集運搬許可業者との協力体制の確保
5 事業系一般廃棄物の適正処理の促進	(17) 排出者責任や拡大生産者責任に対する理解と協力を求める啓発活動の推進 (18) 事業系一般廃棄物の減量の取組みに関する情報提供（再掲） (19) 事業系一般廃棄物の収集体制の見直し(再掲) (20) 搬入ごみの調査・分析の実施 (21) 多量排出事業所に対する指導強化 (22) 排出事業者と収集運搬許可業者の連携促進
6 医療廃棄物の適正な処理	(23) 医療機関等から発生する廃棄物の適正な処理の徹底 (24) 在宅医療に伴い発生する廃棄物を適正に処理するための医療機関等との連携強化

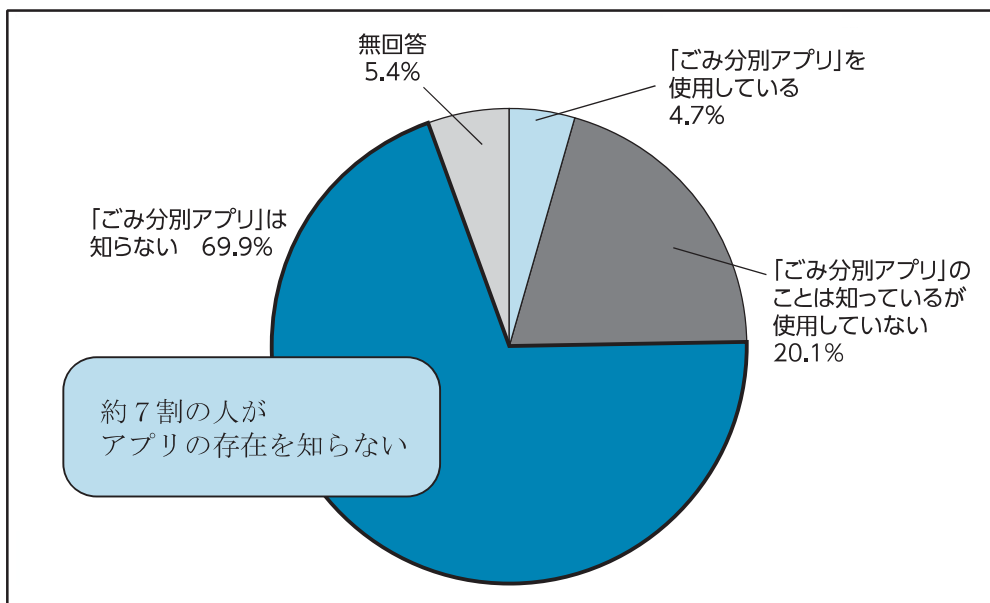
アンケート調査から見る課題の抽出

(1) 分別、リサイクルに関する情報源

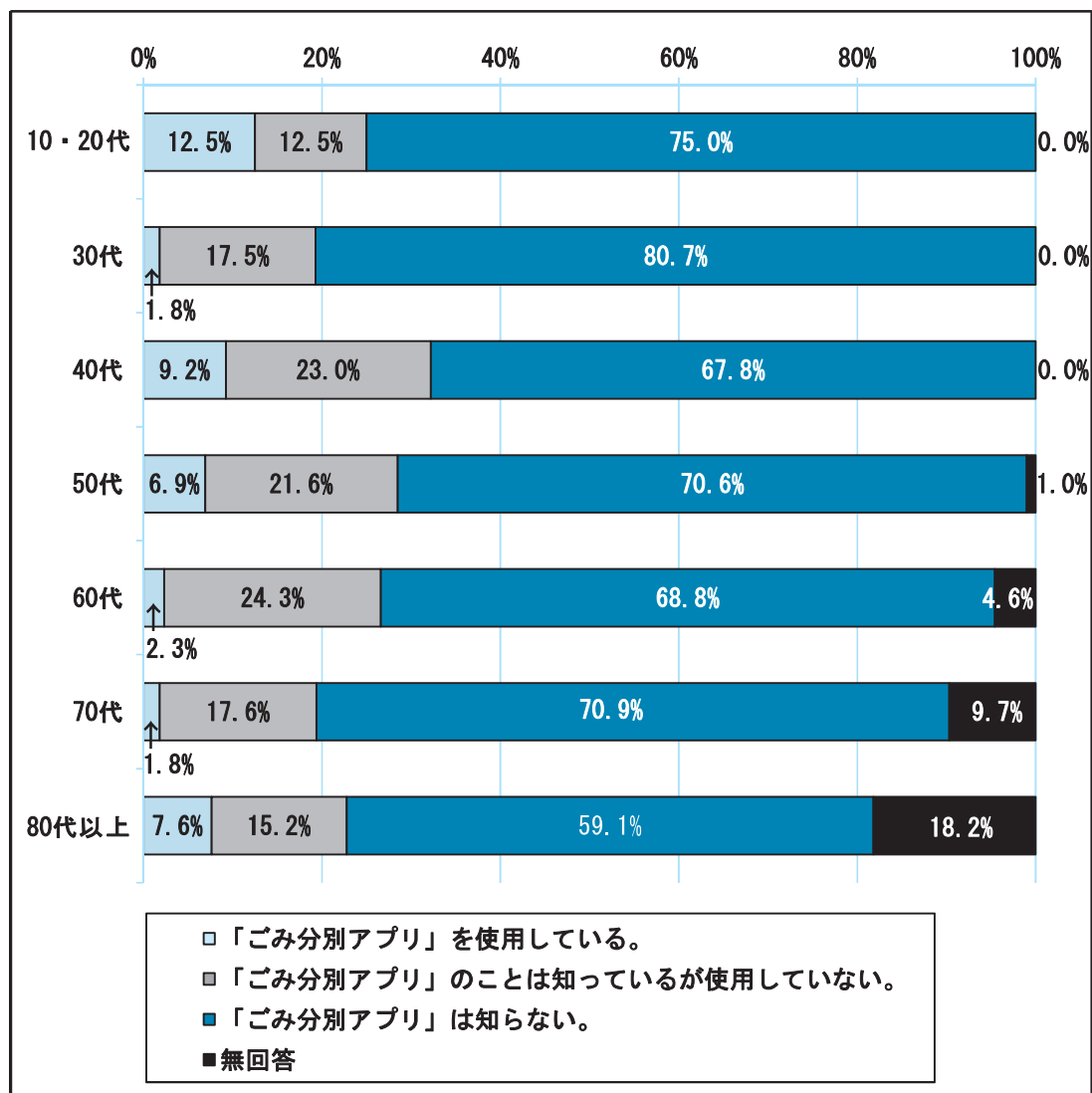
問 25：ごみの分別や出し方・リサイクルに関する情報提供で充実させるべきもの



問 26：ごみ分別アプリについて



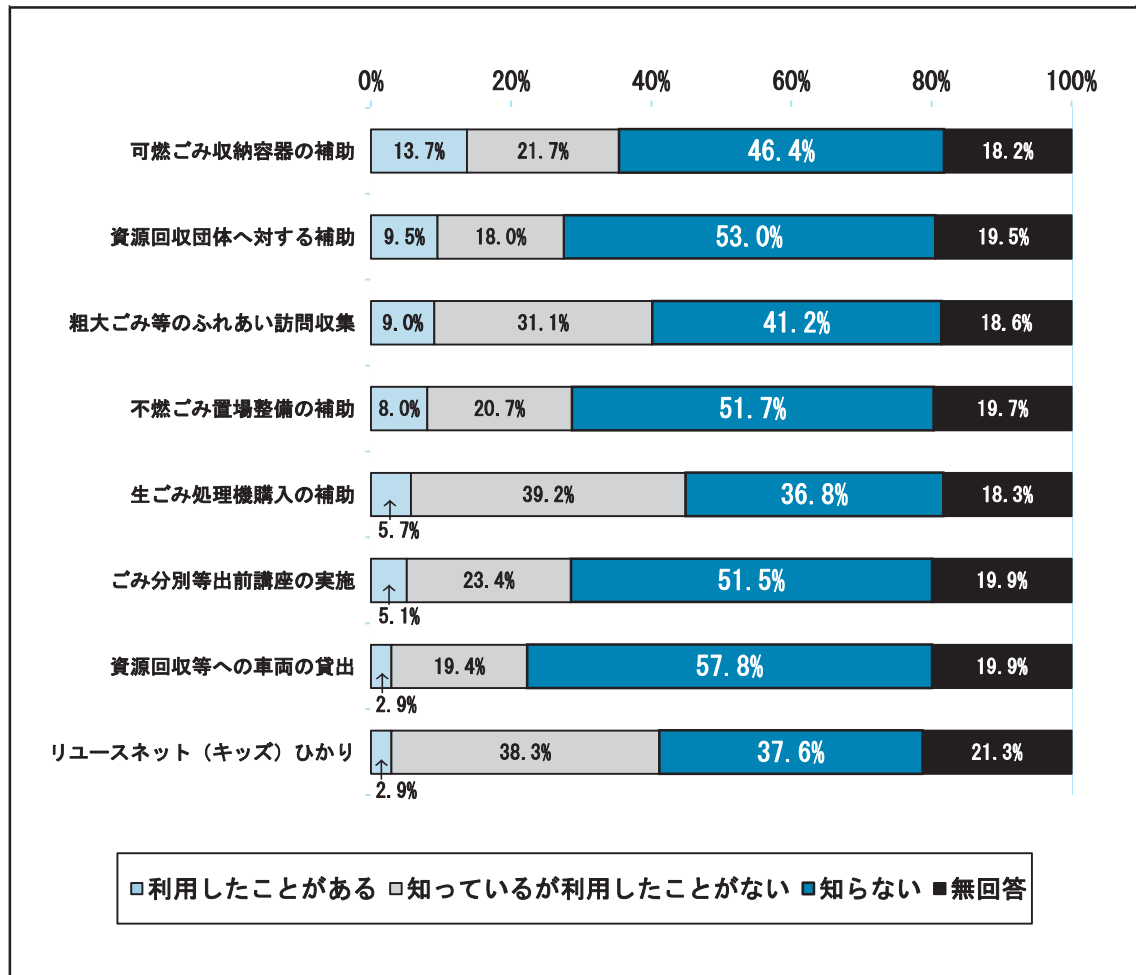
問 26 : ごみ分別アプリについて（年代別）



「知っているが使用していない」の割合が40代から60代で多く、アプリの存在は知っているがスマートフォン等を所有していないため使用していないことが考えられる。

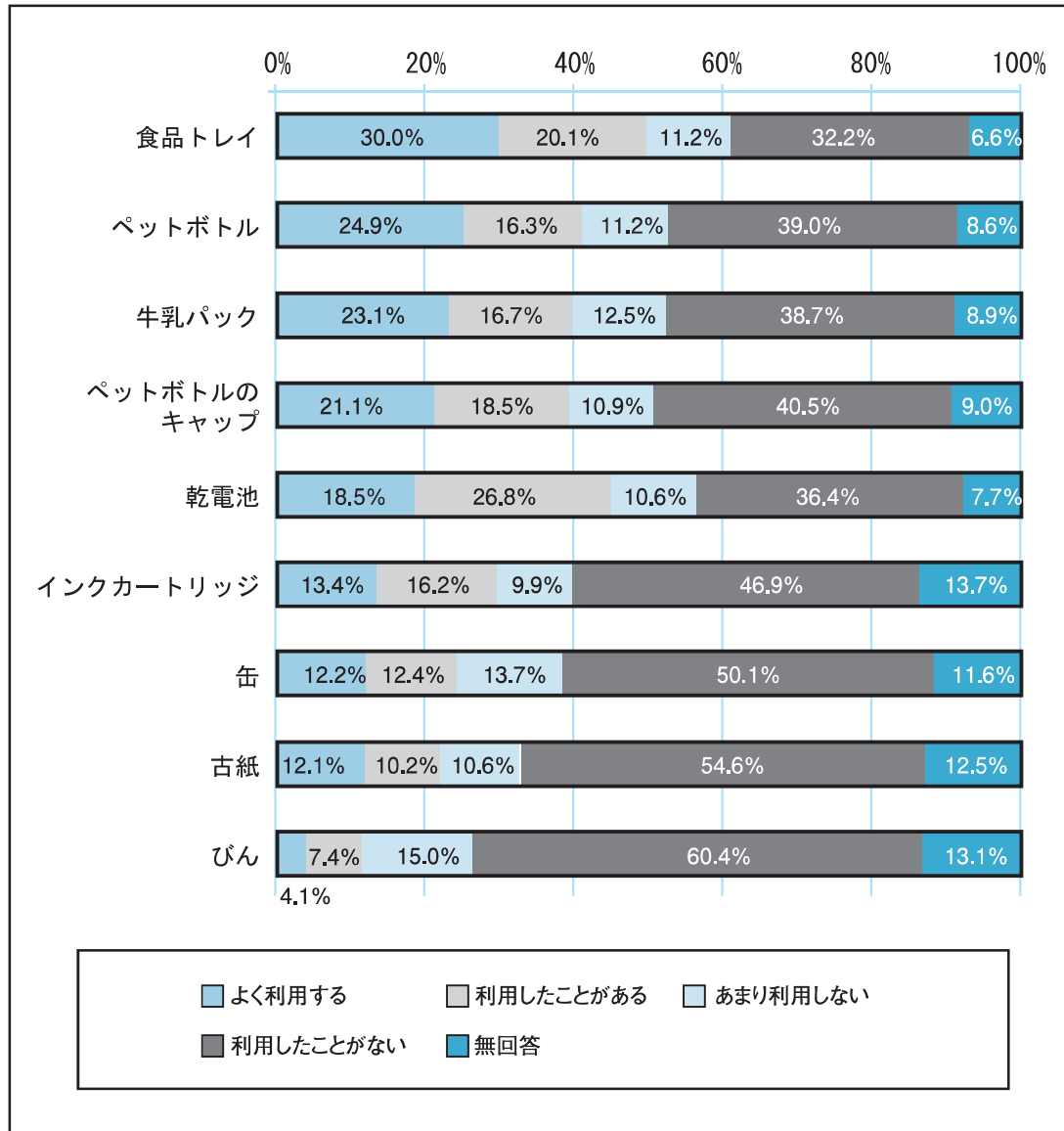
(2) ごみ収集やリサイクルに係る様々な支援制度について

問 14 : 支援、助成制度について



制度について知らないと回答した人が非常に多い

問 28：スーパーや店頭での回収の利用頻度



食品トレイ、ペットボトル、牛乳パック、ペットボトルのキャップ、乾電池は半数以上の人が利用したことがある。
 一方で、インクカートリッジ、缶、古紙、びんは利用したことのない人の割合が高い。

リサイクル等に関する情報源や制度における課題

- ・スマートフォン等の所有率が低いことも原因と考えられますが、ごみ分別アプリの存在を知らない人が約7割と非常に多く、周知に向けた新たな取り組みが求められます。
- ・リサイクル等に関する支援、助成制度を利用したことがある人は、どの制度もおおむね1割弱で、知らない人が4～6割を占めています。より多くの市民に知ってもらえるよう周知方法を改善する必要があります。
- ・スーパーの店頭での食品トレイ、ペットボトル等の回収を利用する人が品目によって差があるため、事業所と連携しながら利用者拡大について検討する必要があります。

第4章 計画の推進体制

1 市民・事業者・行政の協働体制の確立

循環型社会の形成を推進するためには、市民・事業者及び行政が情報を共有し、それぞれの役割をしっかりと認識して、三位が一体となった取組みを展開することが重要です。

このため、三者が互いに話し合い、交流する場の設定や地域・事業所のリーダーとなる人材を育成し、市全域でごみ問題を考え、実行する仕組みづくりを進めます。

市民・事業者・行政それぞれに期待される役割は次のとおりです。

市民の役割

市民一人ひとりがごみの排出者であり、自らがごみの減量化・リサイクルに関心を持ち、実践することが必要です。

消費者・排出者として (排出者責任)	① 環境に配慮し、環境にやさしいライフスタイルに転換する ・物を長く使う（発生・排出抑制＝ リデュース ） ・繰り返し使用する（再使用＝ リユース ） ・再使用できない物を資源として リサイクル する（再生利用） ② 分別を徹底する ③ 地域におけるごみの減量やリサイクル活動に積極的に参加する ④ 地域の環境美化に積極的に取り組む
-----------------------	---

事業者の役割

事業者は、生産・流通・販売等の様々な事業活動の中でごみと深く関わっており、排出者責任及び拡大生産者責任に基づき、資源の効率的利用や生産工程・流通過程の改善などによってごみの発生・排出抑制、再利用、リサイクル及び適正処理に主体的に取り組むことが必要です。

製造や流通、販売に関わる事業者として (拡大生産者責任)	① 生産・使用・廃棄において、資源やエネルギーの節減に配慮し、長く使用できる製品を製造する ② リサイクル技術を開発する ③ 使用済み製品を回収・リサイクルし、処理体制を確保する ④ 適切な処理や処分を行うことができるよう、製品情報を公開する
排出事業者として (排出者責任)	① ごみの発生・排出抑制、再利用、再生利用を推進する ② 自己処理責任を徹底する ③ 分別排出を徹底する ④ 再生品、再使用品を積極的に利用する ⑤ 自らの取組みを積極的に公表し、情報を提供する

行政の役割

各主体と連携・協働し、ごみの減量化・リサイクルのための施策を検討・推進します。また、その目標や進捗状況の情報を発信するとともに、各主体の自主的なごみの減量化・リサイクル活動をサポートします。

コーディネート役として	① ごみ・環境問題に関する普及啓発や情報提供、情報交換を行う ② 市民や事業者の自主的・主体的な3Rの取組みを支援する ③ ごみの発生・排出抑制、再使用、再生利用に関する諸施策を立案し、計画的に展開する
ごみの発生・排出抑制 再資源化、適正処理の 推進にあたって	① 3Rの仕組みをつくる ② 新たな再資源化の方策を調査・研究する ③ 適正な処理・処分を進める ④ 収集・運搬から処理・処分までの各段階において、資源やエネルギーの消費を節減する ⑤ 廃棄物の種類や排出量等に応じた効率的な収集方法や、処理方法を検討し、実施する
排出事業者として (排出者責任)	① ごみの発生・排出抑制、再使用、再生利用を推進する ② 分別排出を徹底する ③ 再生品、再使用品を積極的に利用する ④ 自らの取組みを積極的に公表し、環境情報を提供することで、市民・事業者の3Rの取組みを誘導する

排出者責任とは

廃棄物を排出する者が、その適正な再使用・再生利用・処理に関する責任を負うべきであるという考え方です。

ごみの排出者である市民・事業者は、再使用、分別排出等に積極的に取り組むことが必要となっています。

拡大生産者責任とは

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品のリサイクルや適正な処理について一定の責任を負うという考え方です。

製品の生産を管理できる生産者は、市民や小売業者、流通事業者等と協力して、生産活動や流通活動等を通じて発生する廃棄物を回収し、再使用、再生利用を促進していく体制の構築が求められています。

各施策から見る市民・事業者の役割

基本方針 1 ごみの発生・排出抑制の推進			
取組みの柱	行政の役割（施策）	市民の役割	事業者の役割
市民意識の向上	(1) ホームページや市広報等を通じた積極的な情報提供	情報を活用する	情報を活用する
	(2) ごみ収集カレンダー、ごみ分別事典、ごみ分別アプリの充実	適正な分別や処理に協力する	適正な分別や処理に協力する
	(3) ごみ相談体制の充実	積極的に活用し、適正な分別や処理に協力する	積極的に活用し、適正な分別や処理に協力する
	(4) 各種イベント等を活用した啓発活動の推進	イベント等の相談会等を積極的に活用し、適正な分別や処理に協力する	積極的に活用し、適正な分別や処理に協力する
	(5) 世代に応じた環境学習の開催	積極的に参加する	
	(6) 「出前講座」の継続・充実	積極的に参加する	
	(7) ごみ処理等の施設見学の充実	積極的に参加する	積極的に利用し、事業所内で実践する
推進体制の整備	(8) 快適環境づくり推進協議会との連携強化	快適環境づくり推進協議会の活動に積極的に参加する	快適環境づくり推進協議会の活動に積極的に参加・協力する
	(9) 3Rに取り組む市民やNPO団体等の支援	市民やNPO団体の活動に積極的に参加・協力する	市民やNPO団体の活動に積極的に参加・協力する
	(10) 地域コミュニティを単位とした推進体制の整備	コミュニティセンターの活動等に積極的に参加する	コミュニティセンターの活動等に積極的に参加する
	(11) ごみ減量等推進委員制度の充実	ごみ減量等推進委員に協力する	

各施策から見る市民・事業者の役割

基本方針1 ごみの発生・排出抑制の推進			
取組みの柱	行政の役割（施策）	市民の役割	事業者の役割
ごみの発生抑制 再使用の促進	(12) 各小売店や各種団体との連携強化		市との協力体制の構築に協力する
	(13) リターナブル容器の利用促進	リターナブル容器の再利用に協力する	リターナブル容器の回収に協力する
	(14) マイバッグ運動の普及啓発	マイバッグ運動を実践する	マイバッグ運動を実践する市民に協力する
	(15) リサイクル商品の購入（グリーン購入）の推進	リサイクル商品を積極的に購入する	リサイクル商品を積極的に購入する
	(16) 不要品交換システムの情報提供	積極的に活用する	
	(17) フリーマーケット情報等の充実	積極的に活用する	
	(18) ごみ処理の有料化制度の実施に向けた調整	ごみ処理に要する費用について理解し、ごみの減量や分別排出に協力する	ごみ処理に要する費用について理解し、ごみの減量や分別排出に協力する
	(19) 事業系一般廃棄物の減量の取組みに関する情報提供		情報を積極的に活用し、ごみの減量化を進める
	(20) 小売店による資源店頭回収の促進	資源店頭回収を積極的に利用する	資源店頭回収に、積極的に取り組む
	(21) 「エコショップ認定制度」の充実	エコショップを積極的に利用する	エコショップに積極的に登録する
	(22) 簡易包装、レジ袋削減に係る取組みの促進	簡易包装やレジ袋をもらわないことを実践する	簡易包装や、レジ袋の削減に努める
	(23) マイ箸等の使い捨て商品の削減	マイ箸等を持参し、積極的に活用する	マイ箸等の利用を積極的に呼びかける

各施策から見る市民・事業者の役割

基本方針 2 ごみの再資源化の推進			
取組みの柱	行政の役割（施策）	市民の役割	事業者の役割
各種リサイクルの推進	(1) 民間再資源化ルートの確立		
	(2) 家庭用生ごみ処理機購入補助制度の継続	生ごみの堆肥化を实践する	
	(3) 生ごみのリサイクルについての調査・研究		食品廃棄物のリサイクルを実施する
	(4) 雑がみ類の再資源化を促進するための方策の調査・研究	分別排出に協力する	分別排出に協力する
	(5) 容器・包装用プラスチック類の分別の適正率向上	分別排出に協力する	分別排出に協力する
	(6) 焼却灰のセメント原料化の継続		
資源回収団体の支援	(7) 資源回収団体への奨励金交付などによる支援	資源回収活動を利用する	資源回収活動を利用する
	(8) 未実施地域への普及、啓発	積極的に実施し、活動に参加する	

各施策から見る市民・事業者の役割

基本方針 3 ごみの適正処理の推進			
取組みの柱	行政の役割（施策）	市民の役割	事業者の役割
収集・処理体制の充実	(1) 粗大ごみや分解ごみ等の出張収集の実施	分別排出に協力する	
	(2) ごみ出し場、収集回数等の見直し検討	分別排出に協力する	
	(3) 事業系一般廃棄物の収集体制の見直し		趣旨を理解し、自己処理に努める
	(4) 有害ごみ等の拠点回収の実施	積極的に活用する	積極的に活用する
処理施設の適正な管理・運営	(5) 排出ルールに関する情報提供の充実	適正な分別や処理に協力する	適正な分別や処理に協力する
	(6) 収集運搬許可業者に対する指導強化		
	(7) 違反ごみや資源物の混入防止体制の強化	適正な分別や処理に協力する	適正な分別や処理に協力する
	(8) 処理困難ごみの適正処理の促進	販売店等へ引取りを依頼する	適正な処理を行う
不法投棄等不適正処理防止の推進	(9) 排出ルールに関する情報提供の充実（再掲）	適正な分別や処理に協力する	適正な分別や処理に協力する
	(10) 啓発・警告看板の設置		
	(11) ボランティア清掃活動の支援	ボランティア清掃活動に積極的に参加する	ボランティア清掃活動に積極的に参加する
	(12) まちかど環境美化推進事業の充実		
	(13) 関係団体や関係機関との連携強化		
	(14) 不法投棄監視パトロールの強化		

各施策から見る市民・事業者の役割

基本方針3 ごみの適正処理の推進			
取組みの柱	行政の役割（施策）	市民の役割	事業者の役割
災害ごみの適正な処理	(15) 臨時収集体制の確立		市との協力体制の構築に協力する
	(16) 収集運搬許可業者との協力体制の確保		市との協力体制の構築に協力する
事業系一般廃棄物の適正処理の促進	(17) 排出者責任や拡大生産者責任に対する理解と協力を求める啓発活動の推進	趣旨を理解し、協力する	趣旨を理解し、協力する
	(18) 事業系一般廃棄物の減量の取組みに関する情報提供（再掲）		情報を積極的に活用し、ごみの減量化を進める
	(19) 事業系一般廃棄物の収集体制の見直し（再掲）		趣旨を理解し、自己処理に努める
	(20) 搬入ごみの調査・分析の実施		
	(21) 多量排出事業所に対する指導強化		ごみの排出抑制・減量化に協力する
	(22) 排出事業者と収集運搬許可業者の連携促進		収集運搬許可業者と連携し、適正処理を図る
医療廃棄物の適正な処理	(23) 医療機関等から発生する廃棄物の適正な処理の徹底		適正な処理を行う
	(24) 在宅医療に伴い発生する廃棄物を適正に処理するための医療機関等との連携強化	医療機関等を通じて処理する	市との協力体制の構築に協力する

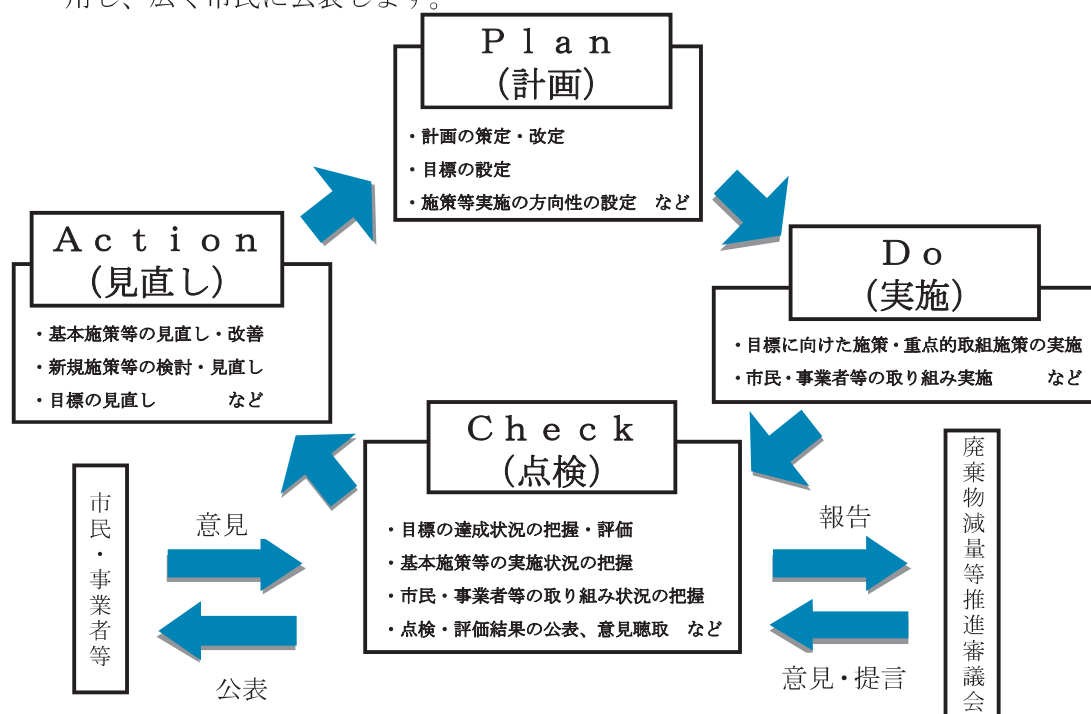
2 計画の進行管理

1 進行管理の方法

(1) 計画の達成状況

計画を着実に実行するために、社会情勢や法改正等も考慮したうえで、毎年度、数値目標の達成状況や施策の進捗状況を適宜点検するとともに、必要に応じて施策の見直しや改善を行います。特に、計画期間が5年を経過する平成34年度（2022年度）においては、平成33年度（2021年度）までの進捗状況の評価を行い、最終年度での目標達成を視野に入れた上で、平成34年度（2022年度）から平成38年度（2026年度）までの計画の見直しを行います。

また、数値目標の達成状況や施策の進捗状況については、光市廃棄物減量等推進審議会に報告するとともに、ごみ減量等推進委員会議や市ホームページ等を活用し、広く市民に公表します。



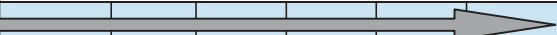
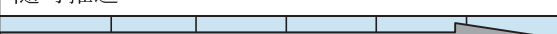
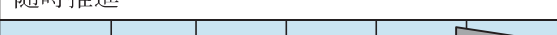
(2) 計画の達成状況の確認項目

確認項目	中間目標 平成33年度 (2021年度)	最終目標 平成38年度 (2026年度)
市民1人1日あたりの排出量	910g以下	860g以下
焼却処分量	13,000t以下	12,000t以下
リサイクル率	31.5%以上	35.0%以上
最終処分量	1,250t以下	1,150t以下

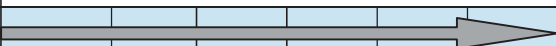
2 スケジュール

基本方針 1 ごみの発生・排出抑制の推進

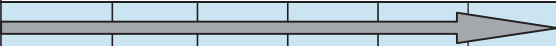
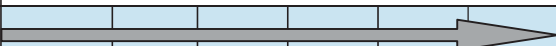
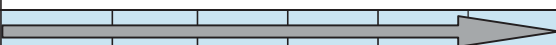
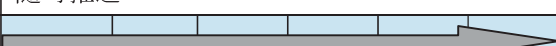
(1) 市民意識の向上

施策	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34～38 (2022～2026)
1 ホームページや市広報等を通じた積極的な情報提供						
	随時推進					
2 ごみ収集カレンダー、ごみ分別事典、ごみ分別アプリの充実						
	随時推進					
3 ごみ相談体制の充実						
	随時推進					
4 各種イベント等を活用した啓発活動の推進						
	随時推進					
5 世代に応じた環境学習の開催						
	随時推進					
6 「出前講座」の継続・充実						
	随時推進					
7 ごみ処理等の施設見学の実施						
	随時推進					

(2) 推進体制の整備

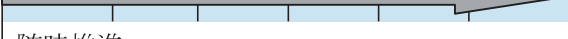
施策	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34～38 (2022～2026)
8 快適環境づくり推進協議会との連携強化						随時推進
9 3Rに取り組む市民やNPO団体等の支援						随時推進
10 地域コミュニティを単位とした推進体制の整備						随時推進
11 ごみ減量等推進委員制度の充実						会議を年2回開催

(3) ごみの発生抑制・再使用の促進

施策	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34～38 (2022～2026)
12 各小売店や各種団体との連携強化						随時推進
13 リターナブル容器の利用促進						随時推進
14 マイバッグ運動の普及啓発						随時推進
15 リサイクル商品の購入(グリーン購入)の推進						随時推進
16 不要品交換システムの情報提供						随時推進
17 フリーマーケット情報等の充実						随時推進
18 ごみ処理の有料化制度の実施に向けた調整						調査・研究
19 事業系一般廃棄物の減量の取組みに関する情報提供						随時推進
20 小売店による資源店頭回収の促進						随時推進
21 「エコショップ認定制度」の充実						随時推進
22 簡易包装、レジ袋削減に係る取組みの促進						随時推進
23 マイ箸等の使い捨て商品の削減						随時推進

基本方針２ ごみの再資源化の推進

（１） 各種リサイクルの推進

施策	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34～38 (2022～2026)
1 民間再資源化ルートの確立						
	随時推進					
2 家庭用生ごみ処理機購入補助制度の継続						
	随時推進					
3 生ごみのリサイクルについての調査・研究						
	随時推進					
4 雑がみ類の再資源化を促進するための方策の調査・研究						
	随時推進					
5 容器・包装用プラスチック類の分別の適正率向上						
	随時推進					
6 焼却灰のセメント原料化の継続						
	随時推進					

（２） 資源回収団体の支援

施策	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34～38 (2022～2026)
7 資源回収団体への奨励金交付などによる支援						
	随時推進					
8 未実施地域への普及、啓発						
	随時推進					

基本方針3 ごみの適正処理の推進

(1) 収集・処理体制の充実

施策	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34～38 (2022～2026)
1 粗大ごみや分解ごみ等の出張収集の実施	実施					
2 ごみ出し場、収集回数等の見直し検討	随時推進					
3 事業系一般廃棄物の収集体制の見直し	随時推進					
4 有害ごみ等の拠点回収の実施	随時推進					

(2) 処理施設の適正な管理・運営

施策	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34～38 (2022～2026)
5 排出ルールに関する情報提供の充実	随時推進					
6 収集運搬許可業者に対する指導強化	随時推進					
7 違反ごみや資源物の混入防止体制の強化	随時推進					
8 処理困難ごみの適正処理の促進	随時推進					

(3) 不法投棄等不適正処理防止の推進

施策	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34～38 (2022～2026)
9 排出ルールに関する情報提供の充実 (再掲)						
	随時推進					
10 啓発・警告看板の設置						
	随時推進					
11 ボランティア清掃活動の支援						
	随時推進					
12 まちかど環境美化推進事業の充実						
	随時推進					
13 関係団体や関係機関との連携強化						
	随時推進					
14 不法投棄監視パトロールの強化						
	随時推進					

(4) 災害ごみの適正な処理

施策	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34～38 (2022～2026)
15 臨時収集体制の確立						
	随時推進					
16 収集運搬許可業者との協力体制の確保						
	随時推進					

(5) 事業系一般廃棄物の適正処理の促進

施策	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34～38 (2022～2026)
17 排出者責任や拡大生産者責任に対する理解と協力を求める啓発活動の推進						
	随時推進					
18 事業系一般廃棄物の減量の取組に関する情報提供（再掲）						
	随時推進					
19 事業系一般廃棄物の収集体制の見直し（再掲）						
	随時推進					
20 搬入ごみの調査・分析の実施						
	随時推進					
21 多量排出事業所に対する指導強化						
	随時推進					
22 排出事業者と収集運搬許可業者の連携促進						
	随時推進					

(6) 医療廃棄物の適正な処理

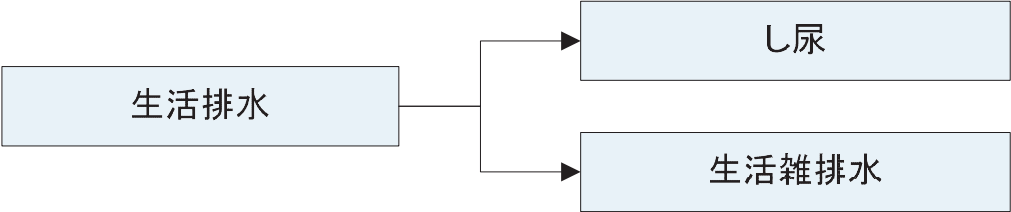
施策	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34～38 (2022～2026)
23 医療機関等から発生する廃棄物の適正な処理の徹底						
	今後も引き続き実施					
24 在宅医療に伴い発生する廃棄物を適正に処理するための医療機関等との連携強化						
	今後も引き続き実施					

第 3 編 生活排水処理基本計画

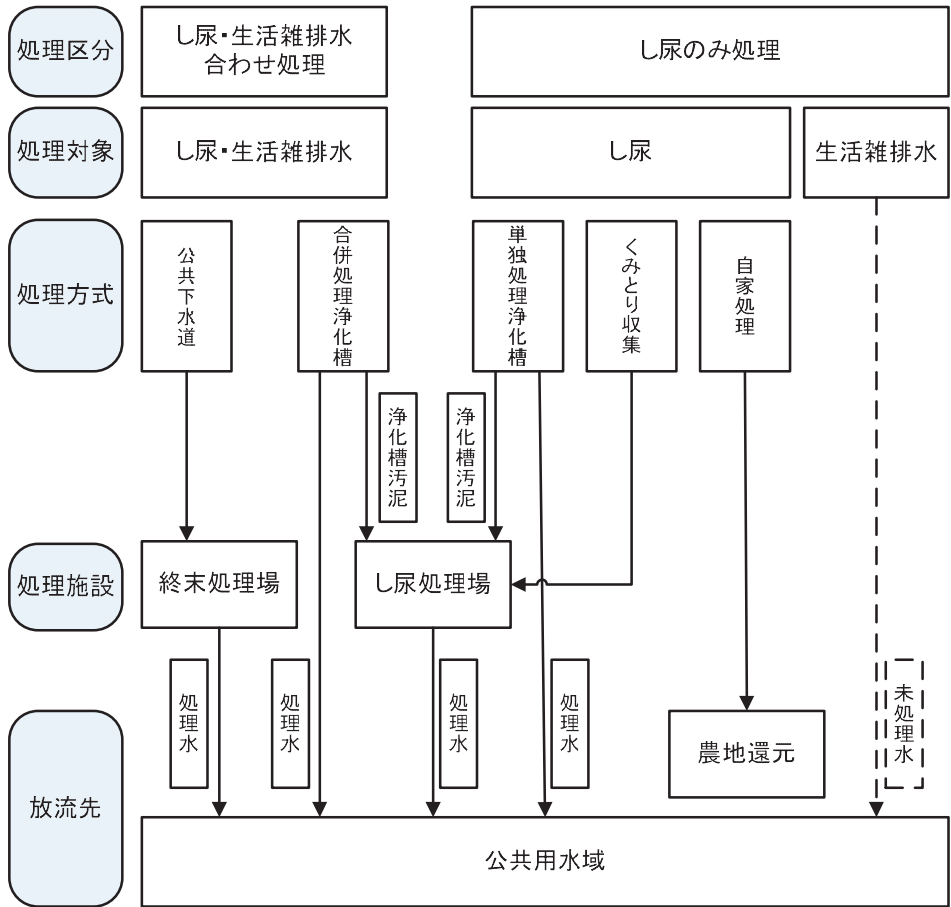
第 1 章 生活排水処理の現状

1 生活排水処理体系

「生活排水」とは、「し尿」と「生活雑排水」の総称をいいます。
「し尿」とは、人が排出する「屎（し）」（大便）と「尿」（小便）の混合物を示し、
「生活雑排水」とは、し尿以外の台所、風呂等から発生する排水を示します。



生活排水の処理方法は、在住の地域や家屋の建築時期等によって、「公共下水道」・「合併処理浄化槽」・「単独処理浄化槽」・「し尿のくみとり収集」・「自家処理」などがあります。



処理方式による処理対象等の違い

		し尿	生活雑排水	備考（水洗化）
1	公共下水道	○	○	水洗
2	合併処理浄化槽	○	○	水洗
3	単独処理浄化槽	○	×	水洗
4	くみとり便所（収集）	○	×	くみとり
5	自家処理	×	×	くみとり

生活排水処理体系における課題

- ・し尿については、自家処理以外では適正に処理されていますが、生活雑排水については、公共下水道、合併処理浄化槽以外ではほぼ未処理のまま公共用水域へ排出されている現状で、水質汚濁が懸念されており、地域の生活排水処理が今後の重要な課題となっています。

2 生活排水処理の現状と課題

1 生活排水処理の現状

(1) 公共下水道

公共下水道は、島田川流域を対象とする周南流域下水道関連公共下水道として整備されています。周南流域下水道は上流から岩国市（旧玖珂町、旧周東町）、周南市（旧熊毛町）、光市（旧光市、旧大和町）の3市を処理対象としており、昭和52年度より事業に着手しています。

本市においても、旧光市及び旧大和町の市街地を中心に、昭和53年度から管渠布設を開始し、昭和61年度には浅江地区の一部を、昭和63年度には岩田・三輪地区の一部を供用開始しました。

現在は、室積地区及び大和地域を中心に整備を進めており、平成27年度末の公共下水道接続率は95.1%となっています。

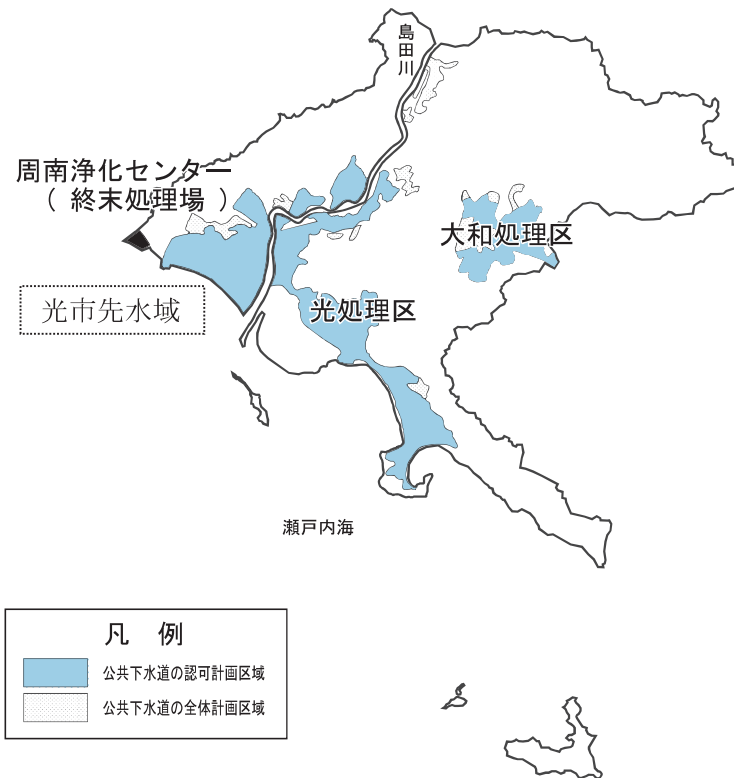
公共下水道接続人口の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
下水道整備区域内人口（人）	41,923	41,793	41,717
公共下水道人口（人）	39,227	39,461	39,688
公共下水道接続率	93.6%	94.4%	95.1%

公共下水道計画区域面積（平成27年度末現在）

全体計画区域	認可計画区域	
	供用開始区域	
1,598.4 ha	1,324.4ha	964.2ha

公共下水道計画図



公共下水道によって収集された生活排水を処理する終末処理場の概要

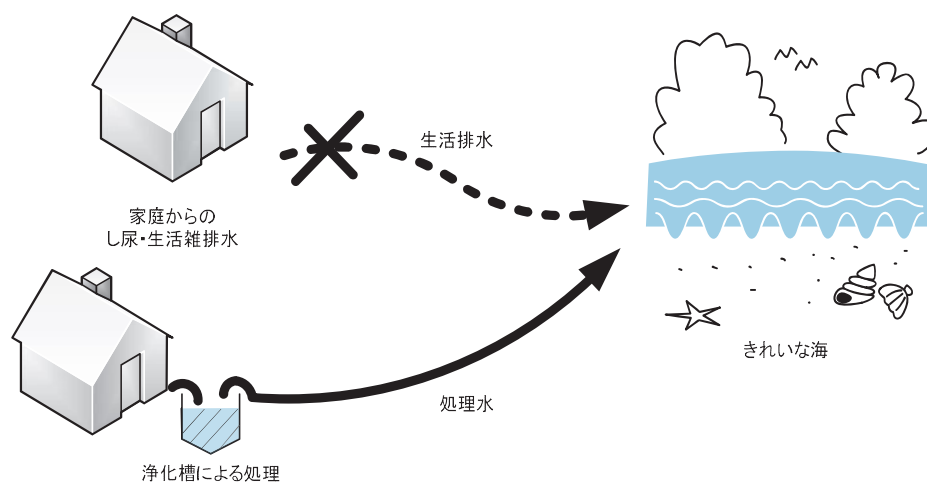
項 目	施 設 概 要	備 考
名 称	周南浄化センター	
所 在 地	山口県光市大字浅江字懸山 929 番地 125	
敷地面積	14.0ha	
設計水質	BOD150・COD80・SS175・T-N27・T-P3	(mg/l)
計画放流水質	BOD15 以下	(mg/l)
処理方法	標準活性汚泥法	
処理開始	昭和 61 年 10 月	
処理能力	34,000 m ³ /日	
放 流 先	周防灘 光地先水域	

（２）浄化槽（合併処理浄化槽・単独処理浄化槽）

浄化槽は、基本的に公共下水道が整備されていない地域での生活環境の改善、水質の保全を目的とし設置されています。浄化槽には、し尿のみを処理する単独処理浄化槽と、生活雑排水も併せて処理する合併処理浄化槽の２種類が存在しますが、平成１２年６月の浄化槽法の一部改正により、生活雑排水の処理ができない単独処理浄化槽は、平成１３年度以降の新設は認められなくなりました。

このような背景の中、本市では国の指針に基づき、※公共下水道認可区域外の地域において、平成２年度から合併処理浄化槽の設置に対する補助制度を実施しており、平成２７年度までに１，０３６基の補助申請を受付け、設置を進めてきました。また、平成１６年度からは、生活形態の変化に伴い、合併処理浄化槽の性能をさらに向上させた高度処理型浄化槽の設置補助も行っています。

※公共下水道認可区域外の地域 … 市街化調整区域、都市計画区域外、また周南東都市計画区域のうち、用途を定めていない地域



浄化槽人口の推移

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
単独処理（人）	4,480	3,971	3,804
合併処理（人）	3,539	3,587	3,663
合 計（人）	8,019	7,558	7,467

(3) くみとり収集

くみとり収集は、バキュームカー等による収集後、処理施設である深山浄苑に持ち込み、処理を行います。

公共下水道に未接続で浄化槽を設置していない場合、くみとり収集又は自家処理となります。

くみとり収集人口は、公共下水道への接続等により減少しており、生活排水処理率が向上しています。

くみとり収集人口の推移

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
くみとり収集 人口（人）	5,940	5,697	5,129

(4) 自家処理

自家処理は、し尿の処理を各家庭で行います。一般的には、農家での肥料等に利用します。

自家処理を行っている人口は、減少傾向にありますが、離島地域の一部や農家等で、自家処理を行っています。

自家処理人口の推移

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
自家処理 人口（人）	140	140	133

2 生活排水処理の課題

(1) 生活排水処理人口から見る課題

平成 27 年度生活排水処理率は 82.7%であり、依然として 20%近くの生活雑排水が未処理で放流されている状況です。

生活排水処理形態別人口の推移

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
1. 計画処理区域内人口 (人)	53,326	52,856	52,417
2. 水洗化・生活雑排水処理人口 (人)	42,766	43,048	43,351
(1) コミュニティプラント人口 (人)	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽人口 (人)	3,539	3,587	3,663
(3) 公共下水道人口 (人)	39,227	39,461	39,688
(4) 農業・漁業集落排水人口 (人)	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (人) (単独処理浄化槽人口)	4,480	3,971	3,804
4. 非水洗化人口 (人)	6,080	5,837	5,262
(1) し尿収集人口 (人)	5,940	5,697	5,129
(2) 自家処理人口 (人)	140	140	133
5. 計画処理区域外人口 (人)	0	0	0
生活排水処理率	80.2%	81.4%	82.7%

※ 生活排水処理率：「し尿」及び「生活雑排水」の両方を処理している人口の割合

（２）山口県平均及び全国平均との比較から見る課題

平成２７年度の本市生活排水処理率を山口県及び全国平均と比較すると、いずれの平均値にも満たない状況です。

生活排水処理の状況（平成 27 年度）

		生活排水処理率				単独処理 浄化槽
			公共 下水道	コミュニティ プラント	合併処理 浄化槽	
1	光市	82.7%	75.7%	0.0%	7.0%	7.2%
2	山口県	85.6%	64.3%	0.0%	21.3%	4.2%
3	全国	89.9%	77.8%	0.2%	11.9%	3.4%

※ 農業・漁業集落排水処理施設の割合は合併処理浄化槽に含んでいます。

※ 端数処理の関係で生活排水処理率に誤差が生じています。

（３）河川・海域の水質から見る課題

毎年４月から２月にかけて、年間４回の水質調査を市内の中小河川 20 地点、海域 5 地点で、公共用水域における水質調査を実施しました。

公共下水道及び合併処理浄化槽等の普及により、し尿並びに生活雑排水の処理率も上昇してきており、水質改善について一定の成果を上げています。

しかし、多くの地点で大腸菌群数が高い値を示し、また、家庭の台所洗剤によるものと思われる陰イオン界面活性剤が広く検出されており、生活排水の影響と推測されます。

平成 27 年度 公共用水域実態調査結果（河川）

（調査：平成 27 年 6 月, 8 月, 10 月, 平成 28 年 1 月：4 回測定の平均値）

項 目 \ 地 点	河 川							
	虹 川 E-1	山 田 川 E-2	今 積 川 E-4	石 田 川 E-6	今 桝 川 E-7	佐 内 川 E-8	西 河 内 川 E-9	領家排水路 E-10
p H	7.7	7.6	7.7	7.7	7.8	7.8	7.9	7.5
B O D	1.0	0.9	0.6	0.9	0.8	0.8	1.2	1.1
C O D	—	—	—	—	3.6	—	—	—
D O	10	9.6	9.4	9.8	11	9.5	10	8.9
大腸菌群数	3.0E+04	1.7E+04	1.4E+04	1.2E+04	5.1E+04	7.2E+04	1.2E+04	1.6E+04
全 窒 素	0.73	0.67	0.63	0.89	0.65	1.5	1.2	0.76
全 燐	0.058	0.062	0.058	0.081	0.066	0.085	0.11	0.054
M B A S	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

項 目 \ 地 点	河 川							
	浅江 1 丁目 排水路 E-12	枝 虫 川 E-13	西 河 原 川 E-14	浅江排水路 E-15	島 田 市 排水路 E-16	汐 入 川 E-17	光 井 川 公民館横 E-18	新 開 川 E-19
p H	7.8	7.4	7.9	8.4	7.5	8.1	7.7	7.2
B O D	1.6	1.2	0.9	1.3	1.0	1.1	1.0	0.8
C O D	—	—	—	—	—	—	—	—
D O	9.5	10	9.9	13	8.8	13	9.5	8.7
大腸菌群数	1.2E+04	1.7E+04	1.5E+04	6.1E+03	1.2E+04	5.0E+04	2.7E+04	3.1E+03
全 窒 素	1.3	0.99	1.2	1.9	0.97	1.0	0.58	0.46
全 燐	0.18	0.047	0.080	0.077	0.061	0.14	0.048	0.027
M B A S	0.04	ND	ND	ND	0.03	0.02	ND	ND

項 目 \ 地 点	河 川					
	松 原 川 E-20	江 の 川 E-21	来栖排水路 E-22	光井川上流 E-23	大町住宅 排水路 E-24	新 宮 川 E-25
p H	7.6	7.9	7.6	7.5	8.3	7.8
B O D	5.0	2.0	1.3	0.7	3.0	0.9
C O D	—	—	—	—	—	—
D O	8.8	11	9.2	9.9	11	10
大腸菌群数	1.6E+05	4.4E+04	1.9E+04	7.6E+03	3.3E+04	3.3E+03
全 窒 素	2.1	3.6	1.0	0.41	1.3	0.35
全 燐	0.20	0.57	0.097	0.032	0.19	0.026
M B A S	0.08	0.10	0.005	ND	0.19	ND

※単位等：大腸菌群数：MPN/100ml、その他（pHを除く）：mg/lを示す
 pH：水素イオン濃度 BOD：生物化学的酸素要求量 COD：化学的酸素要求量 DO：溶存酸素
 MBAS：陰イオン界面活性剤 ND：定量下限以下 大腸菌群数：最確数法による

表-10 平成27年度 公共用水域実態調査結果（海域）
 （調査：平成27年6月、8月、10月、平成28年1月：4回測定の平均値）

項 目	海 域				
	西 河 原 川 沖 3 0 0 m M-2	島 田 公 共 埠 頭 沖 あ あ あ 2 0 m M-3	ス ポ ー ツ 交 流 村 沖 あ あ あ 1 5 m M-4	海 浜 荘 沖 3 0 m M-6	室 積 港 沖 5 0 m M-7
C O D	2.6	2.5	2.3	2.4	2.2
D O	8.8	9.0	8.5	8.8	8.8
大 腸 菌 群 数	3.3E+02	1.2E+02	3.4E+02	1.0E+01	7.2E+00
全 窒 素	0.19	0.21	0.21	0.16	0.17
全 燐	0.023	0.022	0.023	0.018	0.020
M B A S	ND	ND	ND	ND	ND

※単位等：大腸菌群数：MPN/100ml、その他：mg/lを示す
 COD：化学的酸素要求量 DO：溶存酸素 MBAS：陰イオン界面活性剤 ND：定量下限以下
 大腸菌群数：最確数法による

生活排水処理における課題

- ・公共下水道の整備は、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全に大きく貢献しており、今後も引き続き公共下水道の整備を進めていく必要があります。
- ・既に公共下水道が整備されている地域（供用開始区域）では、公共下水道への未接続世帯の解消に努め、接続率の向上を図る必要があります。
- ・浄化槽が適正に管理されずに使用された場合は、不適正な水質の排水が公共用水域に流れるため、適正な維持管理や点検、清掃等について、市民に啓発する必要があります。

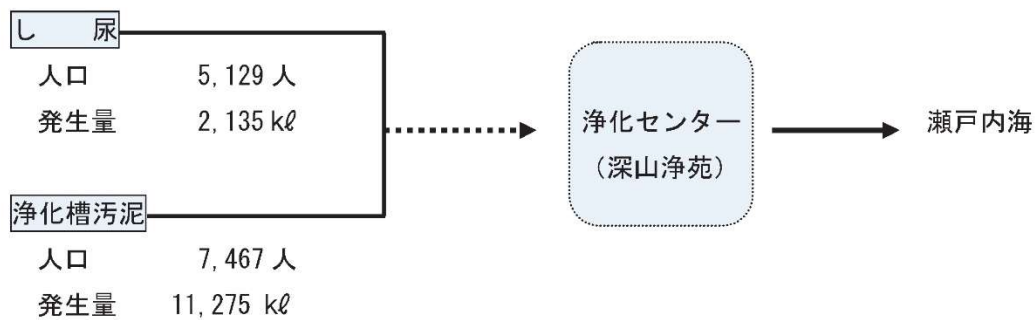
3 し尿・浄化槽汚泥処理の現状と課題

1 し尿・浄化槽汚泥処理の現状

くみとり収集によるし尿と浄化槽の汚泥は、収集運搬の許可業者により深山浄苑に搬入され、処理しています。

深山浄苑で適正に処理されたし尿及び浄化槽汚泥の処理水については、瀬戸内海に放流しています。

※ 平成30年7月豪雨災害により、深山浄苑の稼働を休止しているため、緊急措置として、令和5年3月末現在、し尿については下松市衛生センター、浄化槽汚泥については周南浄化センターへ搬入しています。



① し尿及び浄化槽汚泥の処理状況

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
し 尿 (kℓ)	2,171	2,109	2,135
浄化槽汚泥 (kℓ)	11,378	11,317	11,275
合 計 (kℓ)	13,549	13,426	13,410

※ 浄化槽汚泥の処理実績量では合併処理浄化槽の処理分と単独処理浄化槽の処理分の区別ができていないため、合算値として計算しました。

② 処理施設の概要

項 目	施 設 概 要	備 考
名 称	光市深山浄苑	
所 在 地	山口県光市大字浅江 3341 番地 2	
計画処理能力	38kl／日	
処理方式	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式	
供用開始	平成 11 年 4 月	

③ 処理施設の能力（原単位の算出）

分 類	内 訳	単 位	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
し 尿	処理実績量	kl	2,171	2,109	2,135
	人口	人	5,940	5,697	5,129
	原単位	ℓ／人・日	1.00	1.01	1.14
浄 化 槽 汚 泥	処理実績量	kl	11,378	11,317	11,275
	人口	人	8,019	7,558	7,467
	原単位	ℓ／人・日	3.89	4.10	4.14

※ 平成 25 年度から平成 27 年度の 3 年の平均をとり、し尿 1.05ℓ／人・日、浄化槽汚泥 4.04ℓ／人・日としました。

2 し尿・浄化槽汚泥処理の課題

今後、公共下水道の整備によって、し尿処理人口は大きく減少することが予測されます。また、浄化槽人口も減少が予測されますが、し尿ほどの大幅な減少ではありません。

また、深山浄苑に搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の性質と処理量に注目すると、性質としては、浄化槽汚泥の比率が増し、有機物の少ない浄化槽汚泥が処理の主体となり、処理量としては、し尿及び浄化槽汚泥とも減少していくことが予測されます。

令和 5 年 3 月末現在、深山浄苑は稼働を休止しており、し尿及び浄化槽汚泥の安定的かつ効果的な処理機能の確保が課題となっています。

計画処理量の実績と推計

	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 38 年度 (2026 年度)
し尿処理人口	人	5,129	4,165	3,512
し尿処理量	kℓ／年	2,135	1,596	1,346
浄化槽人口	人	7,467	6,776	6,496
浄化槽汚泥処理量	kℓ／年	11,275	9,992	9,579
年間処理量	kℓ／年	13,410	11,588	10,925
日平均処理量	kℓ／日	36.7	31.7	29.9

し尿・浄化槽汚泥処理における課題

- ・公共下水道の整備等により、し尿及び浄化槽汚泥の発生量は大きく減少します。今後、このような発生量の変化に対応するため、深山浄苑において、効率的かつ合理的な処理体制を整備する必要があります。
- ・今後、深山浄苑での処理対象物は、有機物の少ない浄化槽汚泥が主体となっていくことから、処理対象物の性質変化に対応した適正な維持管理を行う必要があります。

第2章 基本理念・基本方針

1 基本理念

ゆたかな社会～やさしさひろがる 幸せ実感都市 ひかり～

(第2次光市総合計画の目指す将来像)



人に自然に やさしさあふれる環境都市 ひかり

(第2次光市環境基本計画の目指すべき環境像)



人と自然が共生する
循環型社会推進都市 ひかり

本市では、工業地域の発展や都市化などに伴い、生活排水による水質汚濁が問題として挙げられ、これまでソフト・ハードの両面からの対策を行ってきました。

公害防止関係法令の整備や公共下水道への接続等により水質は改善されつつあるものの、特に下水道整備地域の生活排水の対策は立ち遅れており、これらの排水が中小河川の汚濁を招くとともに、それらが流入する島田川・光井川の水質汚濁の原因となっています。

こうした中、本市のかけがえのない財産である貴重な自然環境を良好な状態で次世代に継承するため、今後も引き続き水質改善を図るための対策を推進していく必要があり、自然との共生という視点から、適正処理の在り方とその方向性を示すにあたり、目指すべき姿を「人と自然が共生する 循環型社会推進都市 ひかり」とします。

2 基本方針

生活排水処理に係る課題の解決及び数値目標の達成により、「人と自然が共生する循環型社会推進都市 ひかり」を実現するため、次の基本方針に基づいて各種施策を展開します。

【基本方針 1】 生活排水処理施設における整備の推進

【基本方針 2】 し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

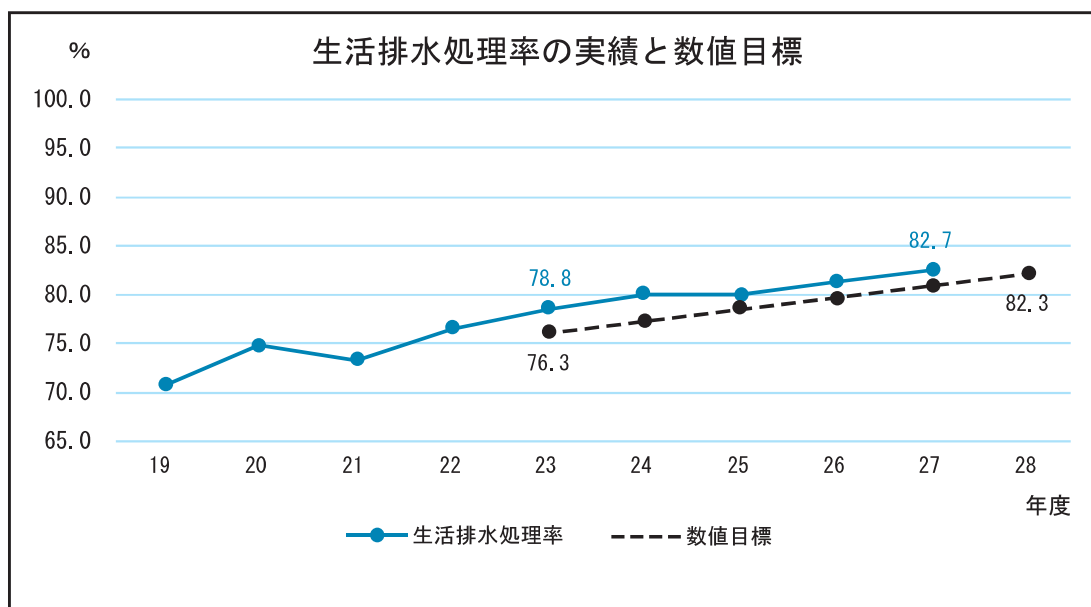
【基本方針 3】 市民への普及啓発活動の推進



3 前計画の目標達成状況

●生活排水処理率

光市一般廃棄物処理基本計画（平成20年度～平成28年度）における生活排水処理率の目標達成状況について、最終目標である平成28年度の数値目標は82.3％に対して平成27年度末時点での実績値は82.7％であり目標達成しています。



年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
数値目標 (%)					76.3以上					82.3以上
生活排水処理率 (%)	71.1	71.5	73.6	76.8	78.8	80.0	80.2	81.4	82.7	—

最終目標年度（平成28年度）の実績数値は集計中ですが平成27年度実績数値比較においては、全国平均値及び山口県平均値を下回っているものの本市計画に沿っては、順調に推移しています。

4 数値目標

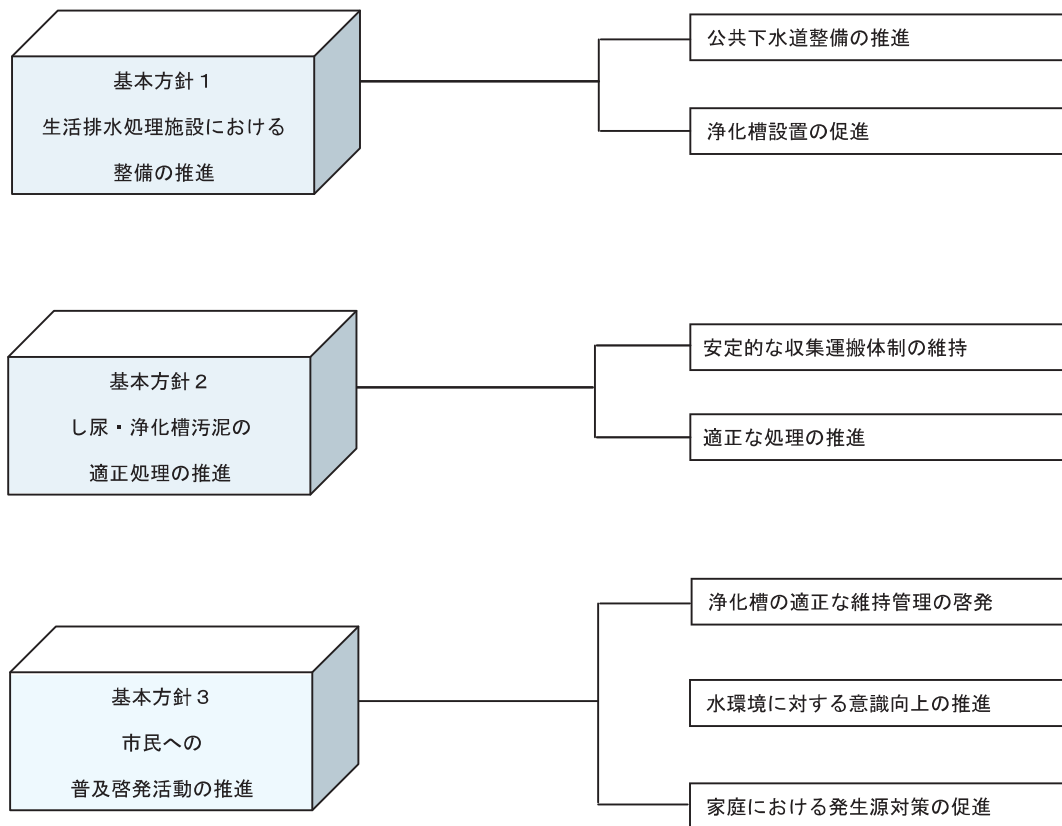
生活排水処理率

平成38年度(2026年度)における本市の生活排水処理率の数値目標を87.1%以上とします。

平成27年度 (2015年度)	→	平成33年度 (2021年度)	→	平成38年度 (2026年度)
82.7%		85.4%		87.1%

※ 生活排水処理率：「し尿」及び「生活雑排水」の両方を処理している人口の割合

5 基本方針に基づく施策の体系



第3章 目標実現のための具体的施策

基本方針1 生活排水処理施設における整備の推進

基本的方向性

公共下水道の整備を進めるとともに、公共下水道等の整備が当面見込めない地域（公共下水道認可区域外の地域等）については、浄化槽の設置を促進していきます。

施策展開の方向

1 公共下水道整備の推進

事業計画に基づき、引き続き公共下水道の整備を進めていきます。

また、既に公共下水道が整備されている地域（供用開始区域）については、速やかな公共下水道への接続を促し、接続率の向上を図ります。

2 浄化槽設置の促進

生活環境の改善、水質保全の観点から、公共下水道認可区域外の地域は、合併処理浄化槽等の補助制度を継続するとともに、今後も浄化槽の普及、促進に努め、整備の拡充を図ります。

基本方針 2 し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

基本的方向性

現在の許可業者による収集運搬体制を維持するとともに、性質や処理量に応じた効率的な処理体制を構築し、深山浄苑でのし尿及び浄化槽汚泥の適正な処理を推進します。

施策展開の方向

1 安定的な収集運搬体制の維持

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、安定的かつ効率的な収集・運搬を行うため、現行どおり許可業者が行います。

2 適正な処理の推進

(1) し尿及び浄化槽汚泥は、深山浄苑で適正な処理を行い、し渣及び脱水ケーキについては焼却処分し、焼却灰は委託により有効活用を図っています。今後も、性質や処理量の変化に対応した効率的かつ適正な処理を行うとともに、定期的な検査・測定を実施し、周辺環境に配慮した施設の維持・管理を行います。

(2) 下水道施設において、下水とし尿等の共同処理を行うため、し尿等受入施設（処理能力：36kl/日）の整備を進めていきます。

基本方針 3 市民への普及啓発活動の推進

基本的方向性

水環境に対する市民意識の向上に向け、市民一人ひとりが発生源対策に取り組むことができるよう、普及啓発活動を推進していきます。また、現在、浄化対策に関する知識の普及を目的として実施している「生活排水浄化対策実践活動」も引き続き継続して実施していきます。

施策展開の方向

1 浄化槽の適正な維持管理の啓発

平成17年5月の浄化槽法の抜本改正、及び平成18年2月の同法の一部改正において、公共用水域の保全等の観点から、浄化槽からの放流水に係る水質基準と、浄化槽設置後の水質検査時期の見直しが定められました。そのため、各家庭で設置している浄化槽について、専門業者に定期的な点検及び清掃を依頼し適正な維持管理を行うよう、市民への啓発を行います。

2 水環境に対する意識向上の推進

子供の頃から水環境に対する意識を持ち続けるため、小学校や中学校において水の大切さを学習する環境教育に努めます。また、生活排水が河川や海に与える影響を市民一人ひとりが理解できるよう、各関係機関と連携し、各種イベントの開催や講習会の実施など、水環境に対する意識の向上を図ります。

3 家庭における発生源対策の促進

市民に対し生活排水対策の必要性についての啓発を行うとともに、市民が発生源対策を実践できるよう、具体的かつわかりやすい情報提供を行い、各家庭での自主的な取組みを促進します。

第4章 計画の推進体制

1 市民・事業者・行政の協働体制の確立

生活排水処理対策を進める上で、まず、そのためには何をすべきか、それぞれがどのような役割や責任があるのかを知ることが必要になります。そのため、行政は自主的な行動に結びつけていくための必要な情報提供を行うとともに、市民・事業者・行政で相互の連携強化と協働体制の構築に努めます。

市民の役割

生活排水処理対策に関する情報を活用し、各家庭での実践に努めます。

排出者として	① 生活排水処理対策に係る自主的な活動を実践する ② 行政が推進する生活排水処理対策へ協力する ③ 公共下水道への早期接続を行う ④ 浄化槽の設置及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する ⑤ 浄化槽の適正な維持管理を行う ⑥ 側溝または排水路等の清掃活動へ参加する
--------	---

事業者の役割

生活排水対策に関する情報を活用し、各事業所での実践に努めます。

浄化槽設置業者及び住宅建築の請負者	① 浄化槽設置者に浄化槽に関する情報提供を行う
排出事業者として	① 生活排水処理対策や水環境の保全に係る自主的な活動を実践する ② 行政が推進する生活排水処理対策へ協力する

行政の役割

生活排水対策に関する情報提供を行うとともに、市民・事業者との協力体制づくりの調整を行います。

コーディネーター役として	① 生活排水処理対策に関する普及啓発や情報提供、情報交換を行う ② 市民や事業者の自主的・主体的な取組みを支援する ③ 生活排水処理対策に関する諸施策を立案し計画的に展開する
--------------	---

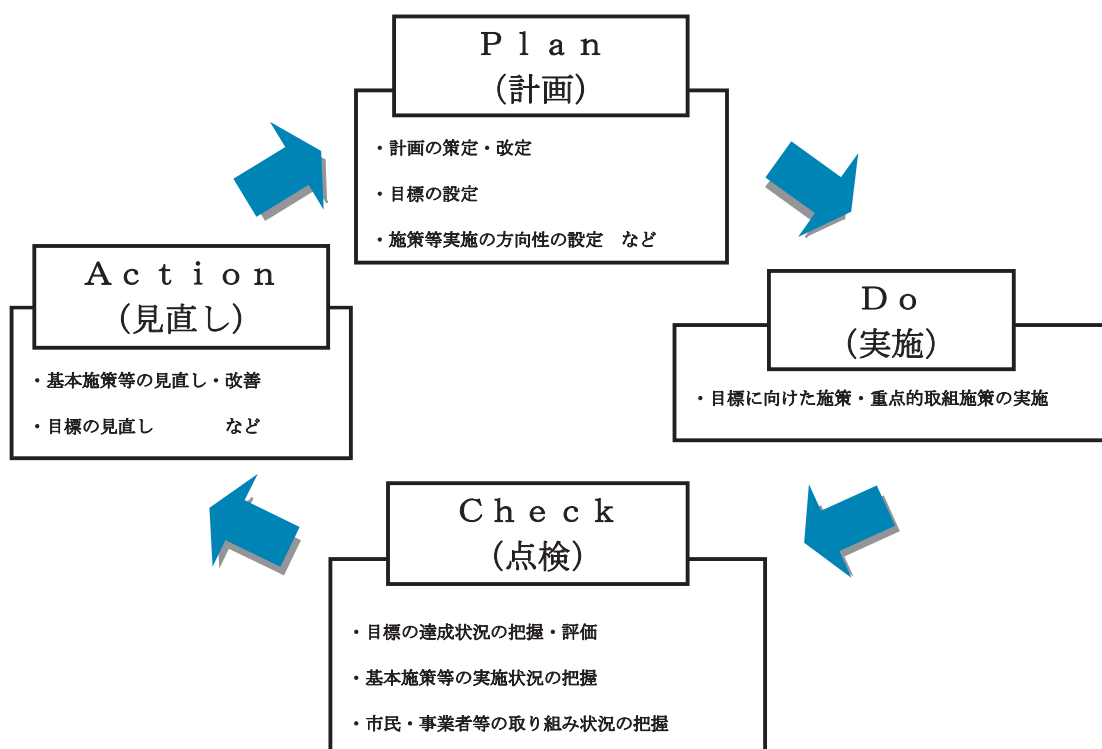
施設整備や適正処理を推進するにあたって	① 公共下水道事業を計画的に整備する ② 浄化槽設置に対する補助事業を推進する ③ 浄化槽の適正な維持管理を推進する ④ 公共下水道が整備された地域においては、早期接続を推進する ⑤ 工場や事業所に対する排水の適正管理指導を行う
排出事業者として	① 生活排水処理対策や水環境の保全に係る自主的な活動を実践する

2 計画の進行管理

1 進行管理の方法

(1) 計画の達成状況

計画を着実に実行するために、社会情勢や法改正等も考慮したうえで、毎年度、数値目標の達成状況や施策の進捗状況を点検するとともに、必要に応じて施策の見直しや改善を行います。特に、計画期間が5年を経過する平成34年度（2022年度）においては、平成33年度（2021年度）までの進捗状況の評価を行い、最終年度での目標達成を視野に入れた上で、平成34年度（2022年度）から平成38年度（2026年度）までの計画の見直しを行います。

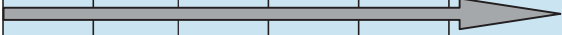


(2) 計画の達成状況の確認項目

確認項目	中間目標 平成33年度 (2021年度)	最終目標 平成38年度 (2026年度)
生活排水処理率	85.4% 以上	87.1% 以上

2 スケジュール

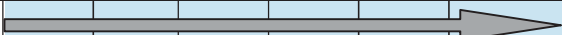
基本方針 1 生活排水処理施設における整備の推進

施策	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34～38 (2022～2026)
1 公共下水道整備の推進						
	随時推進					
2 浄化槽設置の促進						
	継続して促進					

基本方針 2 し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

施策	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34～38 (2022～2026)
1 安定的な収集運搬体制の維持						
	随時推進					
2 適正な処理の促進						
	随時推進					

基本方針 3 市民への普及啓発活動の推進

施策	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34～38 (2022～2026)
1 浄化槽の適正な維持管理の啓発						
	随時推進					
2 水環境に対する意識向上の推進						
	随時推進					
3 家庭における発生源対策の促進						
	随時促進					

添付資料

資料 1 策定の経過

1 光市廃棄物減量等推進審議会

光市廃棄物減量等推進審議会では、市民、関係団体の代表者、事業者、学識経験者から構成されており、市長から諮問を受け、計画の基本的な考え方や内容について審議し答申を行いました。

開催状況	議 題
第 1 回会議 (平成28年4月28日)	○ 第 2 次光市一般廃棄物処理基本計画の策定について ○ 市民アンケート調査の実施について
第 2 回会議 (平成28年9月28日)	【第 2 次光市一般廃棄物処理基本計画の策定について市長から諮問】 ○ 市民アンケートの調査結果報告 ○ 第 1 次計画の目標達成状況（評価）について ○ 第 2 次光市一般廃棄物処理基本計画の基本方針及び素案について
第 3 回会議 (平成28年11月7日)	○ 第 2 次光市一般廃棄物処理基本計画の中間（案）について
第 4 回会議 (平成29年1月27日)	○ 第 2 次光市一般廃棄物処理基本計画の策定に対する答申について
第 5 回会議 (平成29年2月17日)	○ 光市一般廃棄物処理基本計画の策定について市長に答申

2 市民アンケート調査

計画の策定にあたり、市民のごみ減量・リサイクルに関する意識を調査するため、『第 2 次光市一般廃棄物処理基本計画』の策定に向けた市民アンケート」を行いました。

○対象者

住民基本台帳に記載されている満 18 歳以上の人から無作為に抽出した 1,500 人
(基準日：平成 28 年 5 月 31 日)

○調査方法

郵送による配布・回収（無記名回答方式）

○調査期間

平成 28 年 6 月 3 日から平成 28 年 6 月 20 日まで

○回収状況

配布数	有効配布数①	回収数②	回収率②/①
1, 500票	1, 496票	687票	45.9%

3 意見募集（パブリックコメント）

立案過程における市民参画を進め、市民の意見・提言をより反映させた計画とするため、パブリックコメント制度を活用し、計画（素案）を公表して意見を募集しましたが、意見の提出はありませんでした。

○募集期間

平成28年12月16日から平成29年1月16日まで

○公表場所

窓口16か所及び市ホームページ

本庁（環境事業課、情報公開総合窓口）、総合福祉センター「あいぱーく光」、地域づくり支援センター、大和支所、各出張所及び出張所を併設しない公民館（島田公民館を除く）

資料２ 光市廃棄物減量等推進審議会委員名簿（敬称略）

（平成２７年４月１日～平成２９年３月３１日）

役 職	氏 名	選出団体等
会 長	植村 芳弘	光市快適環境づくり推進協議会
副会長	見村 美津子	光市連合婦人会
委 員	氏田 要	流通事業者代表
委 員	工藤 照葉	元光市まちづくり市民協議会
委 員	佐賀 孝徳	学識経験者（徳山工業高等専門学校教授）
委 員	末岡 修	公募
委 員	内藤 雅恵	元光市まちづくり市民協議会
委 員	中本 和幸	大和商工会
委 員	林 姿万水	元光市まちづくり市民協議会
委 員	廣政 晴美	元光市まちづくり市民協議会
委 員	星山 光男	再生事業者代表
委 員	増本 佳治	光市人権教育推進協議会
委 員	松岡 静枝	光市消費者の会
委 員	山本 浩史	光商工会議所
委 員	吉崎 玉紀	公募

５０音順（会長・副会長を除く）

第2次光市一般廃棄物処理基本計画

発行：山口県光市

編集：光市環境部環境事業課

〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号

電話（0833）72-1470 または 72-1471

[http：//www.city.hikari.lg.jp](http://www.city.hikari.lg.jp)